

LIBRA

2017年 6月号

〈特集〉

LAWASIAがやってくる! ～国際業務を覗いてみよう～

〈インタビュー〉

ミュージシャン 中田 亮さん



LIBRA

東京弁護士会

CONTENTS

2017年6月号

特集

02 LAWASIAがやってくる！ ～国際業務を覗いてみよう～

- 座談会：第一線の弁護士たちが語る国際業務の魅力
- 鈴木五十三 LAWASIA前会長に聞く
- 国際会議～行ってみたら意外と大丈夫！

インタビュー

22 ミュージシャン 中田 亮さん

ニュース&トピックス

- 26
- シンポジウム「少年法適用年齢下げは、私たちにどんな影響を与えるか～おとなと子どもの境界、どう考える?～」
 - シンポジウム「東京三会医療ADRの活用を考える～発足から9年の歩みを踏まえて～」
 - シンポジウム「コンプライアンス経営の現状と公益通報者保護法の改正動向」

研修報告

40 東京三会合同研修会「成年後見実務の運用と諸問題」 第二部 座談会

連載等

- 30 常議員会報告(2017年度 第2回)
- 34 東京弁護士会市民会議：第41回 1. 民法の成年年齢引下げについて
2. 少年法の適用年齢引下げについて
- 38 「会社法研究会報告書」の概要 平田和夫・山崎岳人
- 48 今、憲法問題を語る
第69回 日弁連主催の日本国憲法施行70年記念企画
「憲法ポスター展～あなたの願いをポスターに」に応募しよう！ 芹澤真澄
- 49 あっせん人列伝：第10回 斎藤輝夫会員
- 50 弁護士が狙われる時代—弁護士業務妨害への対応
第84回 インターネット上の業務妨害を未然に防ぐ
- 51 性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる弁護士会を
第20回 男女共同参画推進本部主催ランチ会
『とーべん女子会しゃべり場』に参加して 角田智美
- 52 近時の労働判例
第52回 東京地判平成28年3月16日判決
(ネットワークインフォメーションセンターほか事件) 野田広大
- 54 刑弁でGO!：第73回 融資金詐欺事件における無罪判決 酒田芳人
- 56 via moderna
第69回 「改正個人情報保護法セミナー～どうなる、どうする、企業の実務～」を終えて
濱本孝也
- 58 わたしの修習時代：新しい時代の足音を聞きながら 59期 八倉美緒
- 59 68期リレーエッセイ：「インハウスって実際どうなのよ」 安部敏大
- 60 お薦めの一冊：『ストーリーでわかる 営業損害算定の実務』 前田真樹
- 61 コーヒーブレイク：2分30秒にかけたチアリーディングへの熱い思い 鈴木悟子
- 62 同好会通信：vol.7 棋友会 東京弁護士会 囲碁祭り2017 舟橋史恵
- 63 追悼
- 64 東弁・二弁合同図書館 新着図書案内
- 67 会長声明
- 74 インフォメーション

ローエイシア LAWASIA がやってくる！ ～国際業務を覗いてみよう～

今年9月にLAWASIA（ローエイシア）東京大会2017が開催されます。東京で開催される直近の法曹の国際会議としては、2014年のIBA東京大会に次ぐ大規模なものであるうえ、中小企業法務に馴染みの深いアジア諸国を中心とした国際会議であること、ビジネス法のほか家族法や人権など幅広い分野のセッションが行われることなどから、会員の業務や会務の国際化に大いに役立つものと確信します。本特集では、東京大会の準備に携わるメンバーから、国際業務の魅力や国際会議の意義などについて、紹介してもらいます。

LAWASIA 東京大会 2017 組織委員会委員長 山岸 憲司



LAWASIA 東京大会 2017

2017年9月18日(月)～21日(木)
ホテルニューオータニにて開催
(全セッションに日英同時通訳がつきます)

大会ウェブサイト
www.lawasia-tokyo2017.jp

CONTENTS

- ・座談会：第一線の弁護士たちが語る国際業務の魅力
- ・鈴木五十三 LAWASIA 前会長に聞く
- ・国際会議～行ってみたら意外と大丈夫！

企画・編集：

LAWASIA 東京大会 2017 広報委員会
委員長 兼川 真紀 (48期)
委員 坂野 維子 (57期)

座談会

第一線の弁護士たちが語る国際業務の魅力

日時：2017年1月21日(土)15時～ 場所：矢吹法律事務所

出席者：矢吹 公敏 (会員・39期)
大谷美紀子 (会員・42期)
武藤 佳昭 (会員・44期)
安倍 嘉一 (第一東京弁護士会会員・58期)

司会：早川 吉尚 (会員・立教大学教授)



自己紹介

司会：最初に皆様から一言ずつ自己紹介をいただきたいと思います。まず司会という関係上、私からお話しさせていただきます。私は、東京弁護士会で国際委員会の副委員長を務めております早川吉尚と申します。

私は、最初は大学の研究者でした。ただ研究の分野が国際訴訟や国際仲裁だった関係で、どうしても実務のことが分かっていないと研究もままならないことから、弁護士として国際仲裁や国際訴訟にかかわるという形でこの業界に入ってきました。

そのほか専門性の関係で、条約の作成ですとか、モデル法の作成といった国際機関での仕事に日本政府を代表して従事させていただいた経験がいささかながらございますので、その関係で国際的な法曹の働き方ということについて本日は少しお話しできるのではないかと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

矢吹：矢吹公敏です。私は39期で、今年で弁護士31年目になります。当初9年間は大手の渉外事務所にいましたが、その後個人の事務所に変わり、それから22年経ちます。様々な国際業務をやってきましたけれども、ここ十数年は独占禁止法の専門的な事務所になりつつあります。自分自身も国内外の独禁法の仕事が8割ぐらいを占めていまして、公正取引委員会を含む各国の当局の行政手続、独禁法関係の訴訟、企業結合の届出などの仕事をしています。

弁護士会関係では東京弁護士会の副会長や国際委員会の委員長、日本弁護士連合会の国際交流委員会の委員長などを務め、現在は国際業務推進センターのセンター長をしています。LAWASIAでもプログラム委員会委員長を担当していますので、ぜひ皆さんにご参加いただきたいという趣旨から今回の座談会に出席しました。

大谷：大谷美紀子です。修習期は42期で、弁護士28年目になります。最初に入った事務所で一般事件と呼ばれる民事、刑事、家事、労働、何でもやっていたのですが、7年実務をした後に国際人権法を勉強するために留学をして、帰国してからは国際家事事件を専門にしています。現在取扱い業務はほぼ100%家事事件で、そのうち国際的な案件が7~8割になると思います。

それから今日のテーマでは業務の関係で家事事件の話が多くなりますが、弁護士をしながら国際人権法の研究と活動を続けており、教えてもいます。弁護士会では、現在は日弁連の国際人権問題委員会の委員長、それから国際業務推進センターの副センター長で、後で少し話に出るかもしれませんが、フィリピンプロジェクトとか国際公務キャリアサポート部会といった活動を担当しています。

そのほか日本における外国人の司法アクセスを向上させるための弁護士の任意団体である外国人ローヤリングネットワークの共同代表、それからこの3月から国連の子どもの権利委員会の委員を務めることになっております。

武藤：44期の武藤佳昭です。ベーカー&マッケンジーという外国法共同事業事務所に所属して26年になります。現在はパートナーで、一昨年まで6年間事務所代表をしておりました。そういう意味では渉外、ビジネス法務専門でやってきました。弁護士会活動としては、長年、日弁連の外国弁護士国際法律業務委員会の委員をやっており、その関係で中小企業の海外展開業務の法的支援に関するワーキンググループの座長を2012年に仰せつかりまして、全国各地の中小企業が海外に進出する、あるいは外国と取引をするといった、中小企業の渉外法務の対応体制をつくる取組みをするようになってきました。現在、国際業務推進センターの副センター長も務めています。本日は様々な弁護士の皆さんに涉外要素のある

プロフィール

名前（所属・修習期）

- ① 取扱分野
- ② 主な会務活動・公職等

ビジネス法務に取り組んでいただきたいという視点からお話をしたいと思っております。

安倍：58期の安倍嘉一と申します。私は国内の企業側の労働法を専門とする事務所に10年ほどおりました、2015年の7月から大手の渉外事務所に移籍して現在に至っております。したがって扱っている法律はほぼ国内の労働法のみですけれども、最近、外資系のクライアントからのご相談も増えてきておりますので、そういった意味で国際業務への関わりもあります。

業務以外としては、矢吹さんも入られている日弁連の国際交流委員会の幹事をさせていただいておりました、法整備支援等に関わっております。そのご縁で今回のLAWASIA東京大会のプログラム委員会にも参加させていただきました。国際業務や国際会議はまだまだ初心者ですので、今日は皆様のお話を聞けるのを楽しみにしてまいりました。また、初心者視点からお話できること、あるいは質問させていただくことがあればと考えております。

国際ビジネスにおける弁護士業務

司会：それでは最初のトピックですが、国際的なビジネス法務について具体的にどういうお仕事があるのかについてお聞きしたいと思います。国際的なビジネス法業務は、大きく分けてインバウンドと言われているものとアウトバウンドと言われているものに分類されると思います。それから紛争解決系は、もしかしたらこの2つに分類しきれないところがあるかもしれませんが、3つ目として取り上げたいと思います。

インバウンドというのは、例えば外国の企業が日本の中で子会社をつくりたいとか、ビジネスを行いたいというときに様々な規制があったりするわけです。しかしそれについての日本の法情報は当然よく分からないわけですので、日本の法情報を外国のク

ライアントに対して英語その他の外国の言語によって提供していくというのが基本的なベースになるかと思えます。

まずはベーカー & マッケンジーという、ある種国際的な法律事務所の連合体をつくっている巨大法律事務所の一員である武藤さんに日常どうしてお仕事をされているかについて伺いたいのですが、いかがでしょうか。

武藤：国際ビジネス法務の全体像というか、基本的なところをまずお話ししたいと思います。国際ビジネス法務というと、超大企業同士が何十億円、何百億円というプロジェクトを大々的にやって、電話帳のような厚さの契約書を作るといったイメージを持たれているかもしれませんが、もちろんそういった案件もあります。正直言ってこれは少数です。毎日毎日そんな巨大案件ばかりではありません。身の回りにあるような取引でも今の時代クロスボーダーですから、海外の相手方と日本企業の間で行われるというケースが非常に多くあります。

また、大企業であっても、社運を懸けるような巨大プロジェクトではなく、日常的な業務の中で海外の相手方と合弁をしたり、ライセンスをしたり、日常的なビジネスを一緒にするということが多くなっています。そういった日常的な取引法務で渉外的要素のあるものをお手伝いするということが多くなります。

では、具体的にその日常的な渉外法務で何をやっているのかといいますと、ざっくり言うと国内の企業法務と大きな違いはないんです。例えば相談者が、契約ですとか様々な法律上の論点、疑問点について質問に来られる。日本法準拠の契約であれば我々が答えられるのですが、あまり教科書に載っていない渉外的要素がある論点だとなかなか答えが出ないので、海外取引等の経験のある弁護士に聞きに来ることがあります。そういった法律上の疑問、

- ① 独占禁止法・競争法を主な取扱分野とし、国際法律業務を広く扱っている。
- ② 日弁連法律サービス展開本部国際業務推進センターセンター長、LAWASIA 東京大会 2017 プログラム委員会委員長、国際法曹協会 (IBA) 弁護士会問題委員会シニアオフィサー、国際司法支援コンソーシアム (ILAC) 執行役員、一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授



相談への助言対応というのが1つ。

2つ目が先ほど申し上げた海外の相手方とのクロスボーダー性のある取引について、相手方と交渉して契約書を作って、場合によってはリスクを減らすためにデューデリジェンスという調査をして、問題がないということを確認する。

さらに手続のクリアランスです。最近は大きい取引ですと、必ず独占禁止法上の審査が入りますので、予め問題がないかどうかを確認して、場合によっては対象となる国の独禁当局に対してしかるべき手続を踏んで承認を取る。そういった様々なリスクを除去するための手続とか手順をしていった上で、最終的に契約を締結して、代金の支払い、目的物の引渡しやサービスの開始といった実行まで見届ける。こういった一連の取引法務があります。

これは超巨大業務のこともあれば、数日や数週間程度でまとまるような中規模、あるいは非常に小さな案件も実は山のようにあるんですね。そういったものに対して日本の弁護士が指をくわえて見ているわけにはいきません。我々は弁護士法によって法律業務を独占しているわけですから、海外との渉外取引であってもやる責務があるんですね。そういったものをやっていくのが渉外法務の仕事のかなり大きな部分を占めていると思います。

先ほど早川さんがおっしゃったインバウンドであれば、外国から来る企業の方が、日本に投資をしたい、日本でビジネスをしたい、日本で物を買いたいといった場面で直面するのは、日本法の問題です。我々日本の弁護士は、まさに日本法の解釈問題としてアドバイスができるわけなんです。ただお客様が外国の方なので、その国の文化や発想を見た上で、中国の方であれば中国語、英語圏の方であれば英語といった海外の言葉で説明しなければいけないというところが渉外要素になってきます。

それに対してアウトバウンドは、ラーメン屋さんや

すし屋さんのような個人企業の海外進出や、大企業の海外での巨大買収を含めて、日本企業が出ていく先は海外なので、外国の法律が関わってくる。場合によっては準拠法選択をして日本法になることもあるかもしれませんが、例えば対象財産所在地が海外であればその国の外国法が適用になります。それでは我々日本の弁護士に何ができるのかという素朴な疑問がある。日本のクライアントは海外の法律が分かりませんが、我々だって海外に留学して海外の法の勉強をしたからといって、海外の弁護士と同レベルになるのは難しい。ただ同じ法律家として、論点の把握、事実認定の仕方など、法律の違いを乗り越えた法律一般の共通言語がありますよね。その共通言語をもって論点を洗い出したり、対立点を見つけ出したり、解決策を考える。あるいは法律の解釈論として、こういう規範があるとこれに対応する事実としてはこういうことが問題になるだろうから、こういう証拠はないですかと、事実認定の基礎になるような資料を集めるように指示ができます。言ってみるとリエゾン、あるいは通訳になってしまうのかもしれないけれども、弁護士として法律知識と法律実務経験がなければできないリエゾンなんです。そういった仕事をするのがアウトバウンドの本質だと思います。そういった中に様々な実務分野があるということですね。

司会：様々な実務分野をやらざるを得なくなるというお話ですが、どういう分野がありますか。

武藤：もう数え切れないぐらいあります。

契約法は、大陸法と英米法で根本的発想は違うけれども、商事契約、ビジネス契約で論点となるようなところは類型によって同じです。売買であれば、代金を確保する、あるいは物の品質を確保することが大事ですし、合弁であれば、複数の株主が会社を運営していくための意思決定方法が大事です。そういった論点は準拠法に関わりなく同じなのです。契

大谷 美紀子 (会員・42期)

- ① 弁護士実務では涉外家事事件を専門に扱いながら、国内外で国際人権活動を行う。
- ② 日弁連国際業務推進センター副センター長、国際法曹協会 (IBA) HRI (Human Rights Institute) 理事, LAWASIA 家族法及び家族の権利セクション日本代表, 国連子どもの権利委員会委員



約法という枠の中に、実務の取引類型に応じた様々な特徴的要素がある。それを理解するのが大切です。

契約法のほかに何が大事かという、紛争の予防対応ですね。ビジネスはもめないようにするのが一番基本です。問題が起きそうとき、原因と争点を見極め、解決策や検討の手順を助言します。

続いて先ほど申し上げたリスク対応という意味では、独禁法ですとか、外資規制法ですとか、ビジネスに対して様々な規制がかかるわけですが、そうした規制法規への対応アドバイスが重要だと思います。

最後に、人がいなければビジネスは成り立たないので、どの国に行っても労働法遵守、労働者保護は大きな論点になってくる人が多いですね。

独禁法の涉外業務

司会：今、独禁法の話が出ましたけれども、昔勉強した人は、独禁法と涉外がうまく結び付かない方もいらっしゃるかもしれません。実際に涉外業務で独禁法が絡む問題が具体的にどういう形で起こるのかについて、矢吹さん、お話しいただけますか。

矢吹：涉外法務は国際法務と同義だと考えれば、英語などの外国語を使って仕事をする法律業務と考えた方がいいのではないかと思います。

独占禁止法は、市場経済社会の取引基本ルールで、市場経済化をしている国であれば必ず必要になるルールです。現在ではすでに150カ国以上の国で独占禁止法が定められています。従って、国内外で事業をする上では、各国の取引ルールである独占禁止法を十分に理解して、それに違反しないようにすることが企業行動として必要になります。

独占禁止法は、カルテル、談合といった競業者の規制、それから市場シェアが非常に大きい企業が単独行為で他の事業者を排除する市場支配力の濫用行為の禁止、M&A等で企業結合する場合に市場に

対する影響が大きければその企業結合は何らかの修正を迫られることになる企業結合届出という大きな3つの枠組みから成り立ちますが、いずれも十分に理解をしていかないと後で大きな罰則を課されることになります。

私自身が現に仕事をしている国としては、日本はもちろんですけれどもアメリカ、カナダ、ブラジル、そしてヨーロッパ諸国。ヨーロッパの中でもイギリス、スペイン等の訴訟もあります。加えてインド、中国、台湾、韓国、オーストラリア、シンガポールといったところの競争法も毎日のように扱っています。それはなぜかという、依頼者がそうした国の競争に影響を与えるような企業活動をしていることが問題になっているということです。だから、そういった取引の基本ルールを十分に理解し勉強することで世界と仕事ができるというのは独禁法のよいところだと思います。

司会：基本的な理解としては、日本の中での独禁法に違反しないかを海外の企業が聞いてきたり、逆に日本企業が海外に出ていくときに、もちろん最終的にはその国の弁護士に確認を取る可能性がありますけれども、矢吹さんの方でラフにはアドバイスするという理解でよろしいでしょうか。

矢吹：そうですね。日本へのインバウンドについては、海外の企業が日本の公正取引委員会に企業結合の届出を行ったり、日本の公正取引委員会がカルテルや競争者の排除行為であるとして審査をする事件に対して依頼者を代理する。それから日本で独禁法を根拠として訴訟をする場合に、当事者の代理をするというタイプがあります。

アウトバウンドについては、その反対で、日本企業が海外で独禁法上のトラブルに遭ったり、企業結合の届出をしたりするときに、先方の国の弁護士と協力して日本企業の情報を提供し、また日本企業の方にも先方の国の独占禁止法を理解してもらって、

依頼者に最善の利益をもたらすように働くという役回りが大きいのではないかと思います。

司会：ところで武藤さんはベーカー & マッケンジーという渉外を旨とすることがわかりやすい事務所ですので、クライアントもあそこなら知っているだろうと探知しやすいと思うのですが、矢吹さんは矢吹法律事務所という名前でどうやって探知できるのか不思議に思います。矢吹さんはIBA（国際法曹協会）など国際会議に積極的に出ていく日本人弁護士の草分け的な存在で、そういうところで特に独禁法関係の委員会等でお知り合いになったところからそういう業務が急拡大していったと聞いたことがあるのですけど、そうなのでしょうか。

矢吹：そうですね。どの分野でもそうですけれども、国際業務をするには国際的に認知される弁護士になる必要があります。そのために何をしなければいけないかということになりますが、国際団体の独禁法の部会に入るといったことが1つの方法だと思います。私はIBAの独占禁止法委員会のオフィサーやABA（米国法曹協会）の独禁法セクションのカルテル・タスク・フォースのメンバーをしたり、また去年まではアジア・コンペティション・アソシエーションという、韓国、中国、日本の独禁法の学者・弁護士が集まっている組織の代表もしていました。それ自体は何も仕事を生みませんが、結果としてそういったネットワークを通じて仕事を得ていくということがあるように思います。

司会：そうすると最後の方でお話いただく、国際会議に出る意義がすでにここで見えてきたような気がいたします。

労働法の渉外業務

司会：先ほど武藤さんのお話の中で労働法のお話がありました。私自身もあるヨーロッパの企業の日本の

中における子会社の労働問題ですとか、あるいは最終的には清算するかもしれないといった問題についていろいろ仕事をしたことがあるのですが、向こうの人が持っている労働法についてのイメージと日本のイメージがずいぶん違ったりして苦労した記憶がございます。先ほど労働法も最近国際化が非常に進んでいるというお話がありましたが、安倍さんからご経験をお話いただけますか。

安倍：基本的には労働法は国ごとに違う法律が制定されている上、そもそも各国の文化や社会習慣等に根差して法律が作られていますので、国によってかなりやり方が違うということがいえると思います。

特に日本に来る外資系の企業でよくご相談いただくのは、人員削減のケースです。グローバル企業だと国ごとに人数だけ割り振ってしまって、あとは、現地の職員に対応を任せることがしばしばあります。しかし、じゃあ日本の法律上解雇が有効かといわれると、なかなか難しいことが多いです。そうした場合には、労働者と条件などを話し合って解決するしかないのですが、外国の本社に和解金を出してもらおうよう説得しようとしても、なかなか理解してもらえないこともあります。

また、最近話題になっている残業代、長時間労働の問題ですが、外資系の企業だと年俸制を取っているところが多く、年俸1年分を固定額で払ってしまい、残業代は払っていないというケースはよく見られます。最近日本の行政もかなり厳しくなってきましたので、規制に対してどのように対応すればよいかといったご相談もよく見られるところでですね。

海外の労働法という観点からしますと、法律だけ知っていても、外国の風習とか文化をある程度理解していないと現地でなかなかうまくいわずにトラブルになるということはあると思います。ですので、現地の弁護士であるとか、現地のランチにいる日本人

武藤 佳昭 (会員・44期)

- ① 渉外企業法務全般
- ② 日弁連中小企業海外展開業務法的支援ワーキンググループ座長, 同国際業務推進センター副センター長, LAWASIA 東京大会 2017 プログラム委員会ビジネス部会長



の弁護士からある程度情報を得ておいて、進出するかどうか、どうやって進出するか、どうやって人を雇うかということに関する情報を得るとするのは非常に重要なところかなと考えています。

司会：私も、日本流でみんなの前で部下をしかり飛ばして、それはある種の見せしめで、みんなを引き締めるつもりでやったら、もうその日のうちに訴えられたというような話を海外で聞いたことがあります。特に労働問題では、日本流を持ち込むと海外では危険というところもあると思います。

また日本の法律の特徴として、明文の規定のほかには様々な裁判例が相まって運用されていて、実際にルールとして運用されているところが明文規定とは別だということもあると思いますけど、その辺は海外に対して説明するのは難しくないでしょうか。

安倍：おっしゃるとおりで、特に海外だと客観的な理由がないと納得させられないということもよくあります。特に和解をするような場合、判決が出て支払いを命じられれば仕方がないけれども、負けたわけでもないのにお金を払う理由は何かと、結構厳しく追及されることがあります。そのようなときは、判例の説明から始まって、この事案だと負ける要素が強いのので、この金額の方がリーズナブルであるといった話をして、海外本社の了解を得ていきます。

司会：説得の相手が自分の内側ということですね。

安倍：そうですね。

矢吹：今のインバウンドの点について1つお話しておきたいのは、内閣府によって実施されている日本法の英語訳があります。これはインバウンドの仕事に非常に役に立っています。これは日弁連も最初から人を出して支援をしています。地味ですけどもとても重要なことで、その結果多くの海外の依頼者が日本法を読んでから説明を求めてくるというようになり、非常にシームレスなサービスができるようになったということを申し添えたいと思います。

司会：その点ではインベストメントをアジアのどの国でするかという観点から検討するときに、法制度がまったく分からないところだと、それだけで躊躇してしまうところがあるわけですが、日本法が英語化プロジェクトによってかなり外向けにも分かるようになったというのは、その点でも意義は大きかったのではないかと考えております。

国際的な紛争解決

司会：今、労働法とそれから独禁法の話、あるいはもっと大きな契約法ですか、それから関連するレギュレーションの話がありましたけれども、そのほかにも会社法、知的財産法、租税法など、海外から見ると日本の法律を異なる言語で提供してほしいという渉外業務はたくさんございます。それから私の専門の1つの紛争解決も大きな分野としてございます。

簡単に申し上げますと、国際訴訟になったときに相手方の当事者が外国の企業であるといろいろな特殊性が出てくるわけですが、どちらの裁判所で訴訟をやるのかという国際裁判管轄の問題をはじめ、送達、証拠調べ、判決が出たときの効力という様々な問題がございまして、そういった問題もやはり国際的な法務活動をするにあたっては非常に大きなビジネス分野になります。

ただ訴訟の場合には、例えばアメリカなら陪審制度ですし、証拠開示、ディスカバリーがありますし、それから懲罰的賠償もあったりして、国ごとに制度が大きく違っているわけです。そういった違い、あるいは管轄をめぐる争いだけで本案以外に何年もかかるみたいなことを避けるために、ビジネス界では国際仲裁という紛争解決の別の枠組みも用意しておりまして、そちらの方は世界的にほぼルールが統一化されていると言っても過言ではないと思います。こ

ちらですと日本の弁護士が、言語等に問題がなければ、海外の弁護士とお互いに戦うというようなことが通常に行われています。その意味においてはグローバル化を越えてユニバーサルな領域とも言えるかと思えますけれども、こういったところにもぜひ若手の弁護士たちにどんどん来ていただきたいなというも私は思っております。

またユニバーサルという観点から言うと、金融法なんかはレギュレーションについては国ごとですけれども、準拠法をイングランド法、ニューヨーク州法にするとか、あるいはフォームなどもかなり統一されているので、ユニバーサルな面が強いです。それから商法の中でも海事関係ですね。それから関連の保険の分野などもそういった面もあるかと思えます。そういった分野についてもグローバルを越えてユニバーサルになっている面がありますので、そうしたところでも専門家になって国際的な業務に入っていくのは非常に面白いのではないかと思っております。

矢吹：国際紛争については、様々な点で国内の訴訟とは違い、非常に面白い経験をすることができると思えます。例えば、海外のクラスアクションなどを体験できる面白さもありますし、国内の訴訟でも、域外適用や国際刑事法などの問題を担当できるわけです。

私はある国を代理して日本の裁判所で主権免除の訴訟をして、主権免除を得たことがあります。そういったことも国際的な仕事として弁護士としては面白い分野です。ぜひ紛争は国内に限るというのではなく、広く国際法律業務の1つとして考えていただければと思います。

司会：私がいつも思うのは、先ほど武藤さんのお話の中でもありましたけれども、結局一番大事なところはそんなに変わらないということ。つまり外国の弁護士でも、日本の弁護士でも、求められる究極的な能力は、問題点を発見できるか、あるいは事実

認定をしっかりとできるかですね。あるいは相手方の主張のどこかに齟齬がないか。そういったところを見抜くという力は弁護士の基本的な力ですけれども、どの国の弁護士でも、良い弁護士、悪い弁護士の基準は変わらないのです。だからその基本的なところができることがすごく大事ですし、またその基本的なところができれば、あとは言語のプラスアルファがあるとすぐにでも国際的な領域に乗り出していけるのではないかと思います。

家族法の渉外業務

司会：今度は家族法の話に移りたいと思います。国際家族法について、どのような業務があるのか、大谷さんのご経験からお教えいただけますでしょうか。

大谷：国際家族法、国際家事事件というと、皆さんまず思い浮かぶのは国際離婚、それも日本人と外国人の離婚で、さらにより限定的に言えば、日本に住んでいる日本人と外国人の離婚、もしくは日本にいる日本人と外国に帰ってしまった外国人の離婚が典型的だと思われるのではないかと思います。確かにそのイメージは間違いではないのですが、実際に扱っている国際家事事件における類型というのは、本当はもっと広いんですね。

国際離婚自体も数はかなりあります。例えば、おおよっぱな統計ですけれども、今、国内では毎年3組に1組が離婚しているという状況なのですが、国際結婚の場合は3組に2組が離婚しています。

離婚だけではなくて、離婚に伴う財産の問題、それから子どもの問題、それから認知など親子関係の形成の問題、養育費の問題、時に国籍の問題も絡んできます。それから養子縁組。最近で言うと婚姻前財産契約を作りたいという相談。それから世界的に高齢化が進んでいると思うのですけれども、後見にも外国人の話が入ってきたり、外国にいる日本人

が外国で認知症になるなど、後見事件も国際化しています。さらには、外国では同性婚が認められたり、代理母、生殖補助医療が進んでいることによって、より家族関係が複雑になってきていますね。

私は2000年ぐらいからずっと国際家族法専門にやっているのですけれども、かつては国際結婚というと、例えば日本人がアメリカ人と結婚してアメリカに長く住むようなイメージがあったと思いますし、あるいは日本に住んでいる外国人の方も、かつては日本で国際離婚という和在日コリアンの方の件が非常に多かったということからも分かるように、定住外国人の話が多かったんですね。ところが、最近見ていると、人の移動、個人の移動もそうですけど、家族単位の移動も非常に増えています。そもそも結婚の段階からして、日本で知り合って日本で結婚する、外国で知り合って日本に呼び寄せて結婚する、海外に配偶者を見つけに行き日本に連れて来て結婚する、ネットで知り合って結婚するなど、結婚に至るプロセスも様々です。結婚の形態自体も、外国では単なる法律婚だけじゃない、いろいろなパートナーシップ制とか多様化しています。それから人が移動していますので、日本人が外国に留学したり、海外に働きに行ったりしているうちに、外国で日本人同士が知り合って結婚して当地で住んでいて、そこで紛争になることもあります。それから外国人同士、それも同じ国籍の方だけではなくて、違う国籍同士の方が日本に住んでいたりと、日本に来ようとしていたり、非常に多様化しているのを感じます。

今までお聞きしていた企業法務と家族法における違いを申し上げますと、離婚という紛争の場合にせよ、それから例えば養子縁組とか認知のような家族形成の場合にせよ、基本的には裁判所が絡むことが多いんです。日本は協議離婚という制度を持っている、世界でも非常に珍しい国ですので、裁判所に行かない離婚というのがありますが、世界的には離婚

というのは必ず裁判所でしなくてはいけないのが一般的です。それから養子縁組とか、様々な家族に関する手続も基本的には裁判所が絡むのが一般的です。

そのために、例えば国際裁判管轄の話とか、裁判手続の話、送達とか翻訳とかそうした問題が1つの家族をめぐる事件でもわりと常に出てくるんですね。そうしたことから、家事事件は全国のかなり多くの弁護士が通常業務の中で相談を受ける中に入ってくるがちなものだと思いますけれども、国際家事事件になると、そもそも管轄が日本にあるかどうかさえはっきりしない、あるいは準拠法を合意で選ばせないので外国法が適用になるのではないかというイメージから、敬遠する弁護士が多かったと思うんですね。なかなか使いやすい実務書的なものもなかった。ところが、実際には私自身が2000年ごろから国際家族法専門にしようとして始めてみたところ、非常にたくさん事件がある。依頼者、当事者から来ることもありますし、例えばフィリピン人を支援しているNGOと一緒に長くお仕事をしていますので、そういうところからの相談もありますけど、弁護士からの紹介というのがとても多かったんですね。

それだけ皆さんが日ごろ受けている相談の中に国際家事事件はあるけれども、自分では受けにくい、受けられないというイメージをお持ちだったということがだんだん分かってきました。私も事件の依頼があれば全国どこでも受けていたのですが、そういうことを自分が長く続けられないし、それよりは皆さんがご自分でできるように支援をすることの方が意味があるということで、2009年に外国人ローヤリングネットワークという団体を起ち上げました。

何か分からないことがあればメーリングリストで相談すれば誰かが回答するというやり方なのですが、相談の中にかかなりの数の家事事件の相談があります。さっきお話ししたような問題について皆さん困られ

安倍 嘉一 (第一東京弁護士会会員・58期)

- ① 労働法全般
- ② 日弁連国際活動に関する協議会幹事, 同国際交流委員会幹事, 第一東京弁護士会労働法制委員会委員, LAWASIA 東京大会 2017 プログラム委員会副委員長



ています。ただ国際家事事件は非常にチャレンジングだけれども、やりがいがあって面白いです。

チャレンジングだという意味は、国際家族法という分野は、これをやろうとしますと必要になる知識として国際私法, それから家族法は当然です。日本の中で管轄があるときは特にそうですが, 日本の家族法の専門でないところにそこに国際という要素が加わることに適切に処理ができないので, 当然家族法を十分に知らなくてはいけない。それから外国法が適用になるときに, 外国法そのものの専門家である必要はないのですけれども, 調べてそれを理解して扱う。それから国籍法もよく出てきます。私は入管とか移民の専門ではないので, 自分ではそこをやらないのですが, よくそこも関係してきます。それから国際人権法的な感覚も求められることが非常に多いです。

このようにとてもチャレンジングなのですけれども, 各国の家族法はその国の社会とか文化と密接に関係していますので, 外国の制度や文化に触れて, 日本の家族法について違う目で眺めることになったりして, とても貴重な経験をさせていただいています。

日本はご承知の通り2014年にハーグ条約に入りましたので, それが1つのきっかけとなって国際家族法が注目を浴びるようになったかなと思います。外務省のデータによりますと, 日本がハーグ条約に入ってから現在までに外務省にハーグ条約に基づく援助申請がなされたうちの約10%が日本人同士の案件, それから約10%が外国人同士の案件, 残り80%がいわゆる日本人と外国人の案件だったそうですね。

このデータからも分かるように, 自分はあまり外国人の相談を受けないから国際家族法は関係ないんだと思っていますと, そんなことはないんですね。日本人同士でも, 例えば夫が海外駐在するとか, 妻が

留学するとか, 外国で日本人同士が知り合うとか, 様々な外国に関連する問題が出てきています。自分は関係ないよと思わずに, 普通の業務の中に外国に関連する紛争が最近増えてきていることから, 少しでも国際業務に関心を持って勉強してみようと思っていただけるといいなと思います。

日本にいながらにして外国にいる方からの相談というのとも増えています。例えば, 外国にいる日本人が外国で離婚の話になった場合に, 管轄からすると外国で裁判をやることになるのですが, 日本でできないか。あるいは離婚後に子どもを連れて日本に帰りたいといったときに, 日本における子どもと親との交流の在り方が外国の裁判の中で考慮されるので, 日本の弁護士からの助言や専門家意見, 証拠収集や提出の支援が必要といったような相談が非常に増えています。

このような案件のときには, 外国の方からすると日本の弁護士が東京にいるかどこにいるか, それから大きい事務所か小さい事務所かは, 全然関係ないんですね。ですから国際家族法にとっても関心があるという方がいらっしゃったら, どんどん専門化していただきたいと思います。

司会: 大谷さんの熱い思いが伝わってきたように思います。私は今日ここに来る前にお昼をあるところで食べて, それから早く着き過ぎて下のコンビニでコーヒーを飲んでやってきたのですが, 食事をしたときも, その3割くらいが外国人で, コンビニへ行ったらレジを打っている人も外国人でした。人の国際化はこの10年, 15年くらいで前とは考えられないくらい進展しているのが現実で, そうすると人間の生きているところに家族法上の問題は起きますから, もう我々は避けて通れない問題なのだと考えています。

武藤: 企業法務の関係では, 先ほどアウトバウンドの裾野が広がっていると言いましたが, 中小企業が海

外へ行くケースが非常に増えています。そういった方々が海外で生活していると、どうしても家族、相続といった個人の法律問題が出てくる。そういう意味では中小企業の渉外法務というのは、国際家事、国際個人法務と背中合わせだと思います。

法整備支援

司会：今、日本の弁護士も東南アジアなどの国々に派遣される形で現地の法的なサポートですとか、あるいは情報収集をやっていらっしゃると思います。矢吹さん、その辺のことを伺えますか。

矢吹：そうですね。私は、20年間、法整備支援という分野でプロボノの仕事をしているのですが、最初はそんな海外の国の法の整備を支援するなんて物好きだねと言われた時期がありました。それから20年して、今では法整備支援をしている学者の方が非常に多い。そして弁護士も、JICAの専門家として海外に赴任した弁護士の数は40人を超えています。昔はそういう人たちが法整備支援の仕事が終わったら次の就職先をどうしようかと悩んでいたわけですが、今や大手の日本の事務所や国際的な海外事務所に専門家として採用され、その国で国際業務に取り組んでおられるという循環が非常によくできるようになりました。

昨日も大阪で法整備支援連絡会があって、ベトナムで最初のJICA専門家になった弁護士に会いました。彼は、今、大手渉外事務所のハノイ事務所において、なおかつハノイの日本人会の役員をしています。こういった弁護士が非常に増えているというのを実感として感じます。

司会：日本の法整備支援という形、それから日本の法律事務所の海外支店という形で、今、日本の弁護士が海外において活動しています。その中には当然現地にいる日本人への法的なサポート、あるいは現

地にいる外国人の日本法のサポートといったものもなされているというのが現実だと思います。

日本人とフィリピン人との間の国際家族事件

司会：フィリピンの子どもたちでお父さんが日本人だけでも、その所在等がわからないケースの支援のような問題もあると聞いていますけれども、大谷さん、その辺のことを伺えますか。

大谷：国際家族法という分野に火をつけたことで国際家族事件がこんなにあったのかという感じで見えてきましたが、そこで1つすごく大きく見えてきた問題が日本とフィリピンとの間の家族関係案件なんですね。

その1つは、日本人の父親とフィリピン人の母親から生まれた子どもたち（以下「JFC」）の問題です。JFCの数は把握できないのですが、フィリピンに相当します。日本人の父親から遺棄された子どもたちの問題が昔からあるのですが、特に浮上するようになったきっかけは、国籍法の改正です。国籍法の改正以降、そうした子どもたちも二十歳前であれば父親を見つけ出して認知をしてもらい、もしくは認知請求で判決を得て、それから国籍取得の手続を取れば日本国籍が取れるようになったということから、かなり大きくその問題がフォーカスされるようになりました。その子たちの認知、国籍取得、養育費の請求といった問題があります。

また、日本の弁護士が日頃遭う事件として困っているのは離婚事件ですね。フィリピン人は、日本に在留している外国人の中では第3位の人口がありまして、日本人とフィリピン人の離婚問題というのは全国の多くの弁護士が日常業務の中で扱っています。ところがフィリピンは世界で唯一離婚を認めない国ですので、日本の中で離婚ができてフィリピンで離婚が承認されないという問題があります。依頼者

〈司会〉

早川 吉尚 (会員・立教大学教授)

- ① 国際訴訟, 国際仲裁
- ② 国際連合国際商取引法委員会日本政府代表, ハーグ国際私法会議日本政府代表等を歴任。日弁連国際業務推進センター委員, 東弁国際委員会前副委員長。国際弁護士連合会 (UIA) 日本委員会委員長。



を支援する弁護士にとって、この問題の処理については、いつも情報が錯綜していて正確な情報が掴めない。日本の中では簡単に離婚できても、結局フィリピンで承認されなければ意味がないので、日本の弁護士もそこに気を付けて業務をしなくては行けないといった問題意識を全国の弁護士はかなり持っています。

それから人身取引の問題もあります。

このような日本とフィリピンの間で多く生じている、特に家族法分野の問題について、個々の弁護士が努力して解決しようとしてもなかなか難しい。個人の問題ではあるけれども、大規模にある問題で、人権的な問題でもあるということで、日弁連の国際業務推進センターでは、フィリピンプロジェクトというのを立ち上げて、例えば日本の弁護士がフィリピンに常駐して、日本側の法律問題とフィリピン側の法律問題の橋渡しになって日本の弁護士の国際業務を支援するようなことができないかということを検討して進めているところ です。

司会：日本とフィリピンの間では国籍法をめぐって有名なアンデレちゃん事件というのがありまして、フィリピン人のお母さんが日本にやってきて出産したけれども失踪してしまって、しかし、フィリピン人という証明が国籍を与えるほどにはできないためにフィリピン国籍ももらえない。他方でお父さんが分からないので日本国籍ももらえないというような状態の下で、国籍法2条3号の要件の最高裁の解釈を当時助けていた法曹の方々の力によって変えたというものもありました (最高裁判決平成7年1月27日)。その延長線上にあるような話かなと聞いておりました。

要は法曹が取り組んでしかるべき業務がまだまだ埋まっていて、それが非常に重要だということからも、ぜひ国際業務に特に若い方々を中心にどんどん参加していただきたいと思っています。

刑事事件の国際化, 身近にある国際的な問題

司会：私は、業務としてはビジネスの方が中心なんですけれども、昔まだ国選弁護人のなり手が今ほどなかった頃に、外国人の入管法違反の事件を集中的にやらせていただき、いろいろなことを勉強させていただきました。将来的には国際ビジネスもどんどんやっていきたいと思う人でも、結局扱わなくてはいけない問題は、結構重なっているんですよね。そうすると国際的なセンスを磨くという観点から、まずは手近にある国際案件に一生懸命取り組んでみるというのいいのではないかと個人的には思っています。

大谷：刑事事件も、外国人の被疑者、被告人の事件は、通訳の問題であるとか、国際人権法的な観点から国際化している分野です。私は、犯罪被害者支援という観点から時々刑事事件にかかわることがありますが、そこも国際化しているんですね。日本にいる外国人が犯罪被害者になり、またその家族が本国で非常に心配して、領事を通じて弁護士に支援を求めてくるとか、そうしたことも業務としては広がっています。

矢吹：刑事事件で言えば独禁法のカルテル、談合は、例えばアメリカで多くの企業が罰金を科されるのは刑事手続です。企業の従業員も40人ぐらいはアメリカの刑務所に服役していますので、そういった手続でアメリカの弁護士と協働するということもあります。また最近では外国政府が日本政府に犯人の引き渡しを求めるということもあり得る状況で、国際刑事という面は本当に重要な分野ではないかと思っています。

武藤：大きな流れとして、地方自治体や企業の組織内弁護士が増えていますが、地方自治体や企業でも、住民や従業員の国際家事相続、外国人の住民や従

業員への対応、企業自体の渉外取引まで、国際的な問題がブラックボックスになっているところが実は多いのではないかと。あちこちに問題が隠れているはずなので、組織内に入った弁護士が、法的視点で国際的な問題に取り組んでいくことが求められるように思います。

国際会議に出るときの留意点

司会：これまでのお話の中で、国際的な業務に参加するとこんなにもいいこともある、あるいは国際的な業務がまさに弁護士に求められているというところが見えてきたと思います。

では、国際的な業務に参入していくにはどうするかということで、国際会議に参加することの意義について話し合いたいと思います。1つ目は先ほど矢吹さんのお話にあったように、そこで作られるネットワークは非常に重要で、それを契機にいろいろな案件を取っていくということがあるわけですね。

しかし、矢吹さんから、先ほどオフィサーを務められたというお話がありましたけれども、特に仕事につなげていくためには、ただ国際会議に出ているだけではだめで、そこであいつは見どころがあるとか、あいつに頼んだら大丈夫そうだと思われないといけないわけです。そうすると国際会議でどういうふうにするかということも重要になります。また実際の国際案件で、外国企業や外国の当事者等を相手に日本人はちょっと物おじするところがあるので、そこを越えて行動しなくてはならないわけですが、その場数を踏むという意味でも国際会議というのは非常に重要になるのではないかと思います。

そうすると、国際会議にどんな態度で参加しなければいけないのかということが問題になると思います。その関係で、私は前から武藤さんのプレゼンテーションにいつも感心しておりまして、何でそうなの

と聞いたら、実は事務所を挙げて訓練をさせられているという話を聞きました。その辺の話を教えてもらえるでしょうか。

武藤：うちの事務所というよりも海外では一般的なこととして、ロースクールでもそうですが、交渉術やプレゼンテーション技術のクラスがあるんですね。ロールプレイをお互いに観察しあって、「あーうーと言っている」とか、「視線が合っていない」とか、「問題提起に対して結論を言っていない」とか、容赦なく突っ込み合い、お互い技術を高めています。そういったカルチャーが外国の弁護士業界にはありますが、これを日本でも実現できればという気がしています。

また、研鑽を積む1つのきっかけとして、国際会議というのはいくらもついでです。他国の弁護士とコミュニケーションをしたい人たちが数百人、数千人いる中に飛び込んで、もまれることによって、「こういうふうになっているのか」と感じるが多々あります。自分が話をするのではなく、会議場の隅でコーヒーを飲みながら周りの人が何をやっているか見ても、参考になることがあります。自分が話していると一生懸命で周りが見えないですから。やはりきちんと相手を見て話している、相手の言うことを聞いてそれに答えようとしている、そういう人は会話が長く続きますね。そういった基本的なことかもしれないけれども役に立つ、実践的トレーニングの場という気がします。

司会：でも初心者にとっては結構勇気がいりますよね。

安倍：そうですね。武藤さんのところみたいに、事務所を挙げてやってくださるところはいいと思うのですが、個人で参加する人がどうやって会話力を鍛えていったらいいのか。もちろん積極的に話していくという姿勢はまず持たないといけないと思いますが、その上で皆さんがどのような会話をしているのかには興味があります。仕事の話だけではなく、ティータイムに皆さんが雑談をするときも、どうい



感じで話をされているのかお聞きしたいと思います。

司会：私から話して恐縮ですが、いろいろなチャンスがあるのですよね。「日本人スピーカーを探しています」みたいなときに、そのチャンスは取るというのはとても大事だと思うのですね。そこでいい報告をすると、その後の休憩では何もなくてもみんなが寄ってきます。そこでいろいろな質問を受けたりしてそこで答えているという中でネットワークが広がっていくと思います。

ただ、そのときにつまらない報告をしてしまうと、「何だ、あいつ」ということで誰も話し掛けてくれないということが起きるわけですね。

安倍：なかなか難しいですね。

司会：そこで私が気に掛けていることが4つあります。

1つは、題材を何にするかということです。日本人のスピーカーが一番やりがちで、しかし間違いなのは、日本法の話や延々しゃべるとのことですね。だいたいみんなあんまり興味はありません。日本人スピーカーだから日本の話だけを、みんなが興味があるかどうかマーケティングしないでしゃべるといのは、だいたい失敗のもとだと考えています。

例えば最近私はブラジルで紛争解決の話をする機会を与えられたのですが、日本とアメリカの違いという形で話していった、「ブラジルはどうですか」と言うと、みんな身を乗り出して、うちはこちら側だ、あちら側だみたいな話になってくるんですね。日本のことだけを話してしまうよりも、対立軸を設けて話すような工夫をすると、全然反応が変わってくるみたいなことがあると思います。

それからやっぱりスライド等の準備を周到にやっておくというのも非常に重要だと思います。私は日本向けのプレゼンのスライドと、海外でのスライドは違わせています。特に英語で話すときは、やっぱり日本人の発音がどうしても聞き取りにくくキャッチされていないことがあるので、私は必ず話している

同時に後ろにキーワードがどんどん出ていくような形にして、仮に聞き取れなかったところがあったとしても、そこから先の話が分からなくなるように注意しています。

あと、これはプレゼンだけじゃなくてディスカッションのときも話し方が非常に重要です。以前私はハーグ国際私法会議という国際機関で、ある高名な商法の先生と私の2人で日本代表を務めました。その先生はジャパニーズイングリッシュなんですけど、話し方がとてもうまくて、その先生がしゃべり出すと場内が一瞬として、みんなが聞き入るんですね。もちろん中身のクオリティが高いというのもあるんですけども、彼の話し方が、「これから私は3つのことを言います。1つ目はこのこと、2つ目はこのこと、3つ目はこのこと。まず1つ目についてですが、これについては…」というような形で、ホワイトボードも何もないのに話している内容がビジュアライズされていく感じなのです。同じ内容のことを話すのでも、いかにロジカルに相手に分かりやすい順番で効果的に話すかというのを心掛ける、あるいは最初にメモを作ってから話しただけでも全然違うように思います。これはディスカッションのときにも非常に重要なことなのではないかと思っています。

最後は、時間と分量です。例えば25分与えられたら、25分の分量を用意したくなるのですが、私は半分か3分の1くらいの分量にするようにしています。それをちゃんと25分間で丁寧に分かりやすく話すというのが非常に重要です。そうすると求められるのは何かというと、その分量で話さなくてはいけない中で何を特に話さなくてはいけないのか、あるいは何が一番大事な問題で、その次に大事なのは何で、その次に大事なのは何かという序列がきちんと自分の中でできているということだと思うのです。この時間の枠内だったらここまで話せるという

ことで、そこまで話せばいいということです。それをすべて入れてしまうと、当然アップアップだし、早口になってしまうし、結局何もよく分からないまま終わってしまうということになります。

最後のところの関係で言うと、実は法律家としての能力が基本的なところでできていること、つまり何が重要な問題かが分かっているというところが大事なので、そこが話し方とかプレゼンの成功にもつながっているように思います。

安倍：今のお話は、日本で言うセミナーにも共通するお話だと思いますが、日本で日本人向けに話をする場合と、海外の方に話をする場合とで、レジュメの準備、話し方、時間配分など、違いはありますか。

司会：私自身は、日本向けですと、題材としてそこまで工夫しなくてもいいことが多いかなと思いますし、プレゼンでも日本語をキャッチされないということはありませんので、言葉よりもビジュアルライズしたりとか、写真を使ったりという方に比較的注力します。

話し方も、過度に論理的に話すと堅苦しい感じを与えてしまう面もあるのですよね。日本だと少し緩めて、笑わせながらということができず、分量も同じ時間内にもう少し詰め込めるかなと思います。その意味では日本と外国は違うかなと思います。

もちろん、英語力も重要です。やっぱり英語はできないよりできた方がいいし、英語以外の言語ももちろんそうだと思います。

矢吹：プレゼンの関係で言えば、やはり日本の弁護士はロースクールや司法研修所で実務研修を受けていますが、どうしてもソフトローの分野のトレーニングが少ないと思います。これは日本人一般に言われているわけですが、どうしてもコミュニケーション力とかプレゼンテーション力が向上しない。これはやはりトレーニングでうまくなります。

従って日本語でいいですから、そういうトレーニングを受けてみるとか、少なくとも関係の書籍を読

むことを心掛けることが必要です。日本語でできないければ英語でできないので。日本語できていく中で、次に英語でどうするかという問題になります。そうしたら英語能力を高めて、コミュニケーションをする場に参加することが必要なのではないかと思います。

『雑談力』をテーマにした本がよく売れているように、どれだけ雑談できるかという点は英語でも同じだと私は思います。トピックは別に専門的なことでなくても、今であればアメリカのトランプ大統領の話をしているときもあるし、そういった会話のピンポンゲームができる。それをトレーニングとして心掛けるということが大切かなと思いますね。

安倍：ティータイムのときに話しかけてみるのも1つのトレーニングになりますね。

武藤：質問するというのも基本ですよ。まず相手に何か聞く。あなたの国では今どういったことが一番重要な法律上の問題なのか、とかですね。

矢吹：今のことで1つだけ言うと、だからこそ国際会議に行ったら、日本人と一緒にいないということが大切だと思います。1人で外国人の中に入って行って会話をするという習慣を付けていくことが大切かなと思いました。

大谷：私は若いときに留学した際、人権の分野で国際的に仕事をしたいという気持ちが非常に強くありました。そういう話をシニアな方にお話ししたときに、その方が今まで私のメンターとして国際的な活動についてアドバイスをしてくださっているのですが、例えばプレゼンの仕方にせよ、ティータイムの人との交流にせよ、レセプションでどう振る舞うかにせよ、あるいは自分がフロアの方にいるときの質問の仕方にせよ、一つ一つ教えていただいたのがあります。

今日いろいろお話が出ていますが、すべてのことに関連してメンターがいるというのはとても重要だと

思います。もちろんトレーニングの本もたくさん出ていますし、お金を出せばいろいろなトレーニングもありますが、やっぱりメンターが大事かなと思います。私は、私自身のメンターに、国際的に活動したいと話をしたとき、国際的に認知されることが大事、そのためには国際会議でプレゼンをすることが大事、英語で論文を発表することが大事と言われました。国際会議でプレゼンをするために、最初のうちは参加者でいいけれども、いつまでも参加者をやっているな、必ずスピーカーになれと言われました。

プレゼンをする機会ってなかなか自分から求めてできるものではないし、論文を発表すると言っても、雑誌に論文を持ち込んで載せてもらえるか。特に外国語で論文を発表する機会がどれぐらいあるかというところ、非常に狭い話に聞こえるかなと思うんですね。ところが、いったんどこかでプレゼンをして、なかなかやるな、日本にはこういう弁護士がいるのかと言われると、すぐにどんだんどんだんスピーチの機会、プレゼンテーションの機会が来るのですね。

私はそういう機会があったときに、それを活用してきました。現在は若い人たちにその機会をあげるように努力をしています。今後、若い方たちが国際会議でプレゼンをしようと思ったときに、今現在、日本人でスピーカーになっているような人たちと交流をして、そういう人にメンターになってもらうとよいと思います。

あと矢吹さんがおっしゃった、日本人だけであるなというのは、私もそう思います。他方で、まったくの国際会議初心者は、まず国際会議の経験のある人に最初のうちはくっついて行って、その人がどう振る舞うかということをやまず少し学んで、次は1人で行くということでもいいのかと思います。私も最近国際会議に出るときになるべく若い人たちに声を掛けて一緒に行くようにして、こういうふうにする舞うといいんだよとか、あるいは日本人特有の話し

方で相手に通じないことがあったりすると、そういうときはこういうふう話すといよいよとか、少しでも気が付いたら言うようにしています。ぜひ臆さないで飛び込んでいっていただきたいなと思います。

司会：最近、国際会議はどんどん増えているので、機会は結構多いのですよね。むしろそういう機会があるのに、国際会議に行くのにお金も掛かったりするので、結構日本人スピーカー枠が埋まらなかったなんていう話もよくあるのですよ。ですから特に若い人は、自分への投資だと思って、ぜひそういう機会は逃さないようにしていただきたいなと思っております。

それからスピーカーはなかなか回ってこないかもしれないですけど、質問はいつでもできるのですね。質問には、質問したいことがあるというのと同時に、「私はここにいます」という意味もあります。もちろんくだらない質問をするとだめなわけですけど、いい質問をすると必ずそれを見ている人がいて、次のティークレクのときに話し掛けてきたり、「こういうセッションがあるのだけどスピーカーやれる？」という話が来たりするので、積極的に質問するというのも大事なかなと思います。

最後にもう1つ、折れない心がすごく大事ですね。実は今までの話を聞いていると何かハードルが上がったのではないかと少し懸念しているのですが、私は27歳のときに初めて国際会議に出て質問しました。そうしたらスピーカーから、「あなたが何を言っているか分からない」と言われたんですね。そこでもうトイレで泣いたのですが、それでくじけなくて今があるように思っています。そういう経験があったとしても、あんまり相手にされなかったとしても、くじけないというのが大事だと思っております。

時間もかなり押してしまいましたので、この辺で終わりたいと思います。どうも皆さん、ありがとうございました。

(構成：伊藤 敬史)

これからの世代に向けたメッセージ

「日本の弁護士は世界のリーガルコミュニティに大いに貢献できる。」

——鈴木五十三 LAWASIA 前会長に聞く

国際的な法律業務の中で日本の弁護士が果たすべき役割、国際ビジネスと国際人権の関係、国際業務の中で弁護士倫理等について、LAWASIA 前会長の鈴木五十三弁護士（第二東京弁護士会会員）にお話を伺いました。
（聞き手・構成：兼川 真紀，坂野 維子）

——LAWASIAの会長を2013年から2015年まで2年間務められて、いかがでしたか。

日本の弁護士をより大きな視点で俯瞰的に見る良い機会になった。また、アジアの各地域の発展に貢献したいという気持ちが改めて強くなった。

——日本の弁護士は、国際的にはどのようなポジションにいるのでしょうか。

日本の弁護士が持っている常識感覚は素晴らしいと思う。どんなにビジネスに特化した弁護士にも、弁護士法1条の「基本的人権の擁護」「社会正義の実現」という考え方が、染みついている。根底には、高い専門性によって職務を全うする、という専門家倫理観があるのだと思う。これは、世界のリーガルコミュニティに、日本の弁護士が大いに貢献できる、基本姿勢といっても良いものであり、ベテランから若手まで、是非多くの日本の弁護士から、世界に向けて発信して行って頂きたい。国際的には、英語とコモンローが広く浸透しており、自国語である日本語とシビルローである日本法の知識・発想のみで国際業務にチャレンジしていくのは難しいかもしれない。その意味で、次世代の中核を担う弁護士には、特に頑張ってもらいたい。4年前から、国際法のムートコートの裁判官を担当して学生たちの指導を行っているが、毎年異なる学生が参加しているにもかかわらず、年々レベルが上がっている。意識改革さえすれば、日本の弁護士の層も着実に上がって行くだろう。

——LAWASIAではビジネスと人権の関係が大きなテーマ

の一つとして話し合われていると聞きますが、これはどのような発想によるものでしょうか。

かつてビジネスと人権は、政治的な対立構造の中で議論されることが多かったが、これは数十年前までの話であり、国際的なコミュニティでは、法律問題から政治問題を取り去って自由な枠組みで議論する機運が高まっている。例えば、国際ビジネスの基本的発想は、投資や貿易の自由化にあるが、格差の拡大や公害等、当事国にとってプラスにならない面も出てくる。だからと言って自由化をせずに後戻りするわけにはいかない。「inclusive development」、即ち成長を社会の一部に偏らせることなく、様々な構成員から成る社会全体を発展させていく、という考え方が広まってきているが、これはまさに、法律という枠組みの中で、ビジネスに公益性や人権という考えをプラスして初めて、可能になるものである。法律業務の専門化が進む中で、一人であらゆる案件を専門的に扱うことができる訳では無いが、ビジネスと人権をリンクさせたバランス感覚は、どちらを主業務として扱うにしても、持っていなければならない。

——国際案件では、紛争解決方法や準拠法の選択等により、案件処理方法の選択肢が広がる面がありますが、弁護士倫理で特に注意すべき点はありますか。

弁護士業務の産業化が進んだ国では、弁護士にとっては依頼者へのサービスが第一、という考え方が浸透して、弁護士のもつ公益性については二の次になりがちな面がある。ただ、お互いに自分の国の基準をあてはめて相手を非難してもうまくいかない。例えば国

profile

鈴木 五十三 (第二東京弁護士会会員・27期)

LAWASIA 前会長。国連安全保障理事会補償委員会委員，整理回収機構企業再生検討委員会委員長，日弁連国際人権問題委員会委員長等を歴任。アジア国際法学会日本協会理事，国際活動に関する協議会議長，国際投資紛争解決センター (ICSID) 日本政府指名仲裁人候補。多数の国際紛争解決事案のほか，レベタ法廷メモ採取不許可訴訟や外国人司法修習資格問題等，国内の外国人案件の先駆けとなる事案も手がけた。



特集

国際紛争解決制度が発達しているシンガポールでは，弁護士業務について定める最高裁規則において，弁護士が，どの紛争解決システムが適切かということ，正しく判断して選択しなければならない，と定められている。このような弁護士業務の在り方の方向付けという形で，弁護士による判断の裁量の中で依頼者が害されるのを防止する，というアプローチが一つ。また，日本国外では比較的，弁護士業務もビジネスとして利益を上げなければならない，という発想が強い。その現実を受け入れて，例えば，受任にあたり着手金・報酬金方式やタイムチャージ方式等の報酬体系を検討する際に，できるだけ依頼者の利益と弁護士の利益が一致するような報酬体系を工夫することも，有効といえる。

—— 弁護士倫理についての国際的基準は役立つでしょうか。

一定の意義はあるが，多くの国が参加できる内容だと抽象的な基準となりがちという面もある。例えば，各国の弁護士の自国での懲戒処分歴をお互いに共有すべきだ，という議論が国際会議でなされることもあるが，プライバシーの観点からだけでなく，それぞれの国の懲戒の要件や手続が異なることから，それを一律に共有すると，様々な問題が生じる。その意味で，懲戒制度の実体法である弁護士倫理を国際的に共有する，というの，究極的には非常に難しい。そもそも弁護士とは何か，という点についても国際的に統一した答えがある訳ではなく，例えばヨーロッパなどでは，弁護士としてのコアバリューは何か，法的サービスを提供する主体はそもそも弁護士に限られるのか，という点から議論が行われている。抽象的な基準によるよりも，国際会議等で様々な問題について協議する中で，お互いに近い考えを持っている，ということを確認しあい，信頼関係を醸成し共通の常識が形成さ

れていく，というのが実際の感覚に近い。

—— 日本以外のアジア諸国の弁護士の弁護士倫理はいかがでしょうか。

一概には言えないが，弁護士が公益性を重視しているという点では，欧米よりもアジアの方がむしろ進んでいるようにも感じる。数が比較的少なく，弁護士の自国での社会的地位が高いことが影響しているかもしれない。しかし，日本が経験したのと同様，他のアジア諸国でも，経済発展のために弁護士数を増やすべき，これとともにサービスとしての面を重視すべし，という方向での議論が行われており，将来的には変わってくるかもしれない。

—— 最後に，今年9月18日～21日に東京で開催されるLAWASIA年次大会に関心を持っている会員も多いかと思いますが，国際会議としてのLAWASIAの特徴について教えてください。

LAWASIAは，アジア・太平洋地域を中心とした法曹団体であり，アジア各国やオーストラリア，米国等，日本人に馴染みの深い国々の弁護士の参加者が多い。理事会は加盟弁護士会の代表からなり，執行委員会には，東アジア，東南アジア及び南アジアから，バランス良く委員が参加し，どの参加国も平等に意思決定に参加している。年大会でのテーマは，ビジネス法に限らず，人権，弁護士会の問題，司法制度等の幅広い分野に及んでおり，自分の業務に関係あるセッションはもちろん，普段あまり馴染みのないテーマのセッションを聞いて刺激を受けるのも良いと思う。大規模事務所に限らず，中小規模の事務所に所属する弁護士も多く参加しているため，お互いにフレキシブルな関係を築きやすいのではないかと。是非多くの日本の弁護士に，参加して楽しんで頂きたい。

LAWASIAがやってくる！ ～国際業務を覗いてみよう～

国際会議へようこそ！

国際会議

～行ってみたら意外と大丈夫！

国際会議に初めて参加する時は、どんな感じなのでしょうか。英語はどのくらいできればいいか、ネットワークは本当に広がるのか等々、ロースクール時代からの友人同士の若手会員A子とB男の会話から、探ってみました。
(構成：兼川 真紀，坂野 維子)

B男：A子さんは、今年東京で開催される国際会議の準備で忙しいんだってね。僕も委員会の先輩から国際会議への参加を進められたんだけど、英語はどのくらいできないといけないのかな。僕は高校時代に英検2級を取ったのが最後で、TOEICも受けてないんだよね。

A子：英語はできるに越したことはないけれど、日本で開催される国際会議では、主要なセッションには同時通訳が入るし、何より一度行ってみると、「もっと英語で話せるようになりたい！」というモチベーションが高まるわよ。

B男：A子さんが最初に国際会議に参加した時はどうだったの？

A子：実は、同時通訳のイヤホンを外してみたら、あまり聞き取れなかったのよね。でもそのセッションの動画を主催者が後でホームページにアップロードしていて、それを見てみたら、2回目ということもあって意外と聞き取れることがわかったの。「落ち着いて聞けば自分にもわからない内容じゃない」と気づいて、それからは益々やる気が湧いてきたし、何か月か後に別の国際会議に行ったら、その時はさらに聞き取れるようになっていたわ。

B男：でも費用が高いんじゃない？

A子：登録後10年以内だと、日弁連から費用補助が出る国際会議も多いみたいよ。それに私は、月並みだ

けど、我々弁護士には、自分の将来への投資として国際会議に参加する、という考え方もあっていいんじゃないかな、と思うのよね。例えば1回の参加費が15万円だとしても、一流のスピーカーによるセッションを沢山聞ける訳だし、ネットワーキングの時間も含めて何日間かずっと英語漬けで参加するから、英会話の集中レッスン代、と思ってもいいんじゃない？ 一流ホテルでのディナーやランチビュッフェ等の食事代も含まれているし、さらに、そこで得られた知識やネットワークを使って、着手金が20万円の外国人案件を1件受任したら、モトは十分すぎるほど取れている、といえるんじゃないかしら？

B男：A子さんって、ほんとと営業に向いてるね(笑)。確かに英会話の現地練習にもなるかもしれないね。ところで、国際会議の休憩時間のネットワーキングっていうのはどんな雰囲気なのかな。外国人弁護士とは何を話したらいいんだろう。僕は英語を話す時も、すらすら言葉が出てこないし。

A子：笑われてしまいそうだけど、私が初めて国際会議に行った時は、当時通っていた英会話教室のアメリカ人の先生に相談して、聞かれそうなことを前もって英文で用意して暗記しておいたのよ。例えば弁護士としてどんな案件を扱っているか、とか、どんな事務所に所属しているか、とかね。相手にも同じことを英語で聞けば会話が成立するわよね。東京で開催される国際会議なら、日本のお勧めの観光スポットを教えてあげてもいいわよね。

profile

A子さん 登録4年目。国内業務のみを扱う弁護士数3名の事務所、イソ弁として働いている。3年前に、日弁連の若手支援制度を使って、東京で開催された国際会議に初めて参加し、その後海外で行われた国際会議に2回参加した。英語は学生時代から少しずつ続けていて、初めて国際会議に参加した時のTOIECスコアは700点に届かなかったが、今は900点を目指している。もっと英語力を磨いて海外のロースクールに留学するのが夢。

B男：そうか。英語といっても、初対面の相手とは結構会話の内容が絞られそうだね。そうは言っても、不安だなあ。僕が話し相手がみつからなくて一人でウロウロしてたら、A子さん助けてね。

A子：大丈夫よ！日本人だけの集まりと違って、皆とてもフレンドリーだから、「どこから来たんですか？」「さっきのセッションどう思いましたか？」とか、近くにいる人に簡単な英語で気軽に話しかけちゃえばいいのよ。それに国際会議は、海外の弁護士だけじゃなくて、日本人の先輩弁護士と知り合うチャンスだとも思うの。私はある国際会議で、国際家族法のベテラン弁護士と初めて名刺交換して、その後、その弁護士も参加している勉強会に出るようになったんだけど、最近、一緒に事件を共同受任して手伝わせてもらっているのよ。国際業務って一人だとなかなか始めにくいけれど、経験のある日本人弁護士とのネットワークができて、共同受任ができれば始めやすいわよね。

B男：確かに普段は話しかけづらい日本人のベテランの先輩弁護士でも、国際会議の場だと、同じ日本人同士ということで話しかけやすいかもしれないね。

A子：そうなの！特に我々若手にとっては、色々な意味でネットワークを広げるチャンスよ。

B男：僕も英語が苦手なんて言われてられないな。A子さんは国際会議で知り合った海外の弁護士とは、今もつながっているの？

A子：もちろん！東京で開催された国際会議の時は、友達の日本人弁護士と一緒に、アメリカとシンガポールとタイの弁護士を有楽町のガード下の居酒屋に連れ

profile

B男さん 登録3年目。登録2年目の昨年、同期と一緒に事務所を立ち上げ、現在は一般民事や中小企業の法務を扱っている。弁護士としての自分の専門分野を探す中で、国際分野にも取り組んでみたいと思っている。最近密かに週1回の英会話レッスンを始めた。

※いずれも、LAWASIA 東京大会 2017 広報委員会委員が複数の弁護士からのヒアリング等をもとに作成したものであり、実在する人物ではありません。

て行って盛り上がったのよ。安い居酒屋だったんだけど、意外にB級グルメや日本酒に興味があったみたい。それから、1000円程度で1時間くらい生で本場の歌舞伎を観られる、銀座の歌舞伎座の4階の一幕見席に案内したら、喜んでたわ。英語のイヤホンガイドを使えば、内容もわかるしね。その後、そのうちの弁護士の一人が出張で来日した際は、週末に私のマンションに、事務所の弁護士や事務員さんと一緒に呼んで鍋パーティをしたこともあるのよ。私の事務所のボスは、それまであまり外国人案件の受任に積極的ではなかったんだけど、それがきっかけで、事務所を国際化しようという雰囲気が高まって、今は事務所のホームページの英語版を皆で作っているの。

B男：仕事にも役立ちそうだね。事件を紹介してもらったり、こちらから依頼したりすることもあるの？

A子：日本人弁護士の取扱分野や経験年数にもよると思うけれど、私は個人が依頼者の案件を何件か紹介してもらったことがあるわ。受任に至らないで、日本法についての簡単な質問のやりとりだけで終わることも多いけれど、それはお互い様で、自分の側が、海外の法律について知りたい、という時も、ネットワークを通じて知り合った友人達に聞けるから心強いわよ。現地弁護士のレスポンスには差があるから、同じ国でも複数のコンタクトがあった方がいいし、より信頼度の高い人とつながっていた方がベターだけどね。同じ国際会議に続けて参加していると、毎年同じ参加者と会えたり、他の日本のベテラン弁護士が依頼している海外の弁護士ともつながりができるから、何かと安心よ。

B男：なるほどね。僕も行ってみようかな。

ミュージシャン

中田 亮さん

今年で結成 25 周年となる日本のファンクシーンを代表するバンド、オーサカ=モノレールのリーダーである中田さんから、ファンクミュージックとは何か、ファンクに興味を持ったきっかけなどをお話いただきました。話題は、ファンクにとどまらず、アメリカの公民権運動やジャズのマニアックな話(本記事では割愛)にたどり着きました。

(聞き手・構成: 高橋 辰三, 西川 達也)



— 本日はよろしくお願ひします。

(LIBRA2016年9月号を見ながら) お送りいただいたこれを拝見しました。少年審判についての再非行防止に向けた運営などの記事を興味深く読みました。辺野古のことも何回か出てきていますね。

— この号はたまたまミュージシャンのインタビューが掲載された号なのでお送りしたのですが、辺野古の問題にはご関心があるのですか。

関心はもちろんあるんですけど、直接行ったりとかまではしてないですね。ただ、ミュージシャン仲間のそんなに遠くない人が高江に行ったりしてます。今日は国会前でデモがあるから、南スーダンのことだと思わんですが、この後それに行こうかなと思ってます。

辺野古のことは、実際に訴訟になっていますよね。こういう「高度な政治案件」というようなやつとか、人権の部分というのは、正直僕は、弁護士さんの世界でそういうことを言っている人はそんなにいないのかなと思ってたんです。でも、こういう会報誌にちゃんと載って、活動をされてるんだなと思って。

— 中田さんがリーダーをされているオーサカ=モノレールも、代々木公園でイベントをされていましたね。どのようなイベントだったのですか。

あれは「ワールド・ピース・フェスティバル」という名前で、ハチ公前でやったり、これまで3回開催しています。

一番最初は、いわゆる安保法制が衆議院を通った後、参議院を通る前の2015年8月というタイミングでした。学生団体のSEALDsとか、もちろん弁護士会

や学者の会とか、反対運動はいろいろ盛り上がってきていましたけど、音楽家にはそんなに動きがなかったから。それで、音楽家とか、音楽家に限らず文化人とか、そういう動きがないとおかしいのと違うかな、そういうコンサートとかやらないとあかんと違うかなと。

— 中田さんはミュージシャンとして活躍されていますが、イベントを自分でオーガナイズするということを考え始めたのはいつからですか。

初めて自分でイベントをやったのは1998年ぐらいかな。僕は、一応ミュージシャンなのでバンドでライブするじゃないですか。ライブとは、だいたい1時間あったら、1時間任されて楽しんでいただくような音楽を演奏をするということだと思わんですね。

それで、90年代後半は、クラブミュージックが盛り上がっていた時代でしたよね。クラブイベントというのはDJがいる。DJということは、要するにレコードをかけるんですね。

どこが違うかというところ、1時間のエンターテインメントか、それとも一晩のエンターテインメントかということかなと思ったわけです。お客さんは、1時間だけ見るというのもそれはそれでいいですけど、もっとお酒飲んだりとか、踊ったりとか、音楽とか全部ひっくるめて一晩のエンターテインメントを求める時代かなと。それをやっていかんことには生き延びられないというか、芽を出せない。音楽シーンにおいて頭角を現すことができないのではないかと勝手に作戦を立てた、それが「SHOUT!」というイベントだったんです。1997年にプロトタイプみたいなやつをやって、1998年から2002年までやったのかな。

—— 90年代という、まだそれほど「フェス」というのがなかった時代ですね。

そうですね。「FUJI ROCK」が始まったのは1997年だったかな。フェスというものが音楽業界の中の大きな部分を占めるような感じではなかったと思います。

—— オーサカ=モノレールは、今年で25周年ということですが、結成したときからファンク一筋なんですか。

そんな感じです。

—— ちなみにですが、ファンクミュージックというのはどういう音楽ですか。

ファンクミュージックというのは、基本的には60年代の後半に出てきたアメリカの黒人音楽の大きな潮流の一つなんです。

60年代後半という、いわゆるベトナム戦争などがあつた混沌の、激動の時代です。そういう時代の中で、ソウルミュージックがファンクミュージックに変わったんです。ソウルミュージックはラブソング、つまりポップミュージックなんです、ある種の。それが60年代後半に、あなたのことが好きよとか、離れられないわとか、そんなことばかり歌っている場合と違うやろ、という時代の空気になった。それで出てきたのがファンクミュージックということだと思んです。

今、2017年に聴いているような、アメリカとかから来た音楽のほとんどすべてにファンクの要素は入っているんですよ。

—— 音楽的には、どのような特徴があるのでしょうか。

ファンクの特徴は何かと言われると難しいんですけど、1拍目が強いというのが音楽的な定義です。

それまでの音楽は、1と3が強拍で、2と4が弱拍というふうに、特にクラシックの世界では教えられるんですが、2と4も強く演奏するというのがジャズ革命です。2と4が強くなることによって躍動的なリズムになったんですね。その革命が起こったのが20世紀の初めです。つまり、1, **2**, 3, **4**, 2, **2**, 3, **4** (太字が強拍。以下同じ) というのがジャズで、リズム&ブルースもロックンロールも全部ここから生まれてきたわけです。ロックンロールというのはジャズの子供、孫みたいなものなんだと思います。

それが、60年代後半にファンク革命というのが起こった。簡単に言うとみんな2拍目と4拍目を強く演奏しすぎているから、今度は1拍目を強く、2拍目と4拍

目を強くしているのはそのまま、1拍目をもっと強くしようよという革命が来たんです。今までは、1, **2**, 3, **4**, 2, **2**, 3, **4** だったんですけど、1, **2**, 3, **4**, 1, **2**, 3, **4** というのに変わったんです。

—— ファンク革命を起こした中心人物というのは？

ジェームス・ブラウンですね。

—— 中田さんがオーサカ=モノレールを結成された25年前に、日本ではファンクミュージックをやっている人っていたのでしょうか。

ファンクをやっている人はたくさんいたと思います。そうだな…。

—— 左とん平さんの『ヘイ・ユウ・ブルース』とか。

『ヘイ・ユウ・ブルース』、かっこいいですね。『ヘイ・ユウ・ブルース』は、村上“ポンタ”秀一さんや深町純さん、当時のジャズのスタジオミュージシャンの人たちがやっていたんですね。あれはフュージョンサウンドというやつです。ちなみに、メロディーはジェームス・ブラウンの曲からきています。

日本でファンクをやっている人は、久保田利伸さんとか、バブルガム・ブラザーズとかいっぱいいましたね。それから70年代には、上田正樹さんとか、ソー・パッド・レビューというバンドとか、大阪ブルース・ロック・ブームみたいなものがありました。あの人たちも60年代、70年代のアメリカの黒人音楽をやろうとしてはったと思います。

—— 中田さんはご出身は大阪なんですか。

僕は、生まれは大阪で育ったのは奈良県です。父も母も大阪です。

—— バンドを始めたきっかけというのは？

高校1年の終わりか高校2年生の頭ぐらいに、レイ・チャールズとかジェームス・ブラウンを聴いて、それでバンドをやりたいと思ったんですよ。むちゃくちゃかっこよくてね。

オーサカ=モノレールというバンドは、大学から始めました。大学のジャズ研みたいなものがあり、それで僕もマイルス・デイヴィスみたいにトランペットを吹こうと思って練習したんですけど、あんまりうまくならなかったから、途中から嫌になってきて、こんなのやっているよりジェームス・ブラウンの方が楽しそうだなと思ってそっちにしました。

——バンドを何名で始められたんですか。

最初はすごくたくさん、20人ぐらいいたんですけど、それは遊びみたいなもので、面白そうだからとみんないっぱい寄ってきて。初めて大学の外でライブをやったときに13人ぐらいに減りました。またしばらくして10人ぐらいにして、今は8人かな。だいぶ減りましたね（笑）。

——大所帯バンドを運営する楽しさとか苦労はありますか。

僕はこのバンドしかやったことないので、ほかのバンドがどういうふうに運営されているかよく分からないんですけど、人数はたくさんの方が楽しいですよ。

もう25年経つのと、あとは基本的には僕中心にやっているバンドなので、何年かに1度くらいは誰かが辞めていくこともありますし、またその席を埋めるために次の新しい人を探して入ってもらうこともあります。でも、みんなそれぞれの人生なので、「辞めやがってコノヤロー！」みたいなことはなくて、辞めるということになったら辞めるんやし、入ってきてくれる人がいたらウェルカムで入ってもらって、それは会社も一緒だと思いますけど。会社だってずっと長いこといたらそれはその楽しさもあるけど、でも辞めたり、新しく入ったりすると思うんですよ。

——ジェームス・ブラウンへの敬愛を公言されていますが、バンド編成的にも、スタイル的なものも、ジェームス・ブラウン的な面がありますね。リーダーのトップダウン式というか。

ある程度トップダウン式なんですけど、僕なりになるべくメンバーの特性みたいなものは生かそうとしているつもりなんです。あんまりしてないとよく言われるんですけど（笑）。

——2016年に公開された『ミスター・ダイナマイト：ファンクの帝王ジェームス・ブラウン』というジェームス・ブラウンのドキュメンタリー映画の字幕監修をされたのですね。

僕には、ジェームス・ブラウンの影響しかなくて、ジェームス・ブラウンの研究をずっとやっている、みたいな感じです。

音楽にはいろいろな面があると思うんですよ。音楽はどうやって作られていたか、時代背景がどうだったか。時代背景だけじゃなくて、このジェームス・ブラウンという人の個人的な事情、どういう家庭に生まれたかもあるし、それを全部総合的に考えないと、音符だけを追うとか、その人の経歴だけを追うとかしていても面白くないですからね。

——海外ツアーを毎年行われていますが、ヨーロッパが多いんですか。

はい、アメリカツアーを1回、カナダツアーを1回、あとはオーストラリアを3、4回ぐらい。あとはヨーロッパばかりですね。15回ぐらい行っているのかな。

——ヨーロッパにはかなりファンがいらっしゃるんですか。

どうでしょう。僕らはニッチ産業みたいなもので、ファンクとか、1960年代の音楽を愛好している人というのはヨーロッパにもいるので、そうしたニッチ産業の中では、ある程度、名は知れてきたと思います。

いつも行くのはドイツ、フランス、スペイン、イギリスなどです。オランダとかベルギーとかイタリアとかスイスとかオーストリアとかアイルランドに行くこともあります。それでだいたい毎回8カ国ぐらいをツアーしています。

——お客さんの乗りは日本とは違いますか。

日本と違うと思いますね、やっぱり。でも、それはまた国によって違うわけですよ。フランスとスペインとドイツでも全然違いますからね。イギリスもね。

ただ、ヨーロッパに共通して言えることは、日本では、すでに有名だったり、知っている人じゃないとコンサートを見に行かないと思うんですよ。でも、向こうは夏祭りみたいなものがある、「何か知らんけど外国から音楽家が来たから見に行こか」みたいな、そういうオープンさがあると思いますね。

それから日本では、ライブハウスとかコンサートに行く人って、10代とか20代、もしくは30代ぐらいですよ。向こうはあまり決まった年齢というのがない気がします。

——客層が幅広いということですね。

そうですね。あとナイトクラブみたいなお酒を飲んでいるところにバンドを入れるというカルチャーがあるわけですよ。

日本人が飲みに行く場合は、居酒屋ですよ。座ってビールやお酒やウイスキーでも飲み、寿司や刺し身を食べます。それが日本人スタイルなんですけど、ヨーロッパでは、座らず立ったままビールを飲んで、そこにバンドが入って演奏しているという、そういうスタイル。それがたぶんヨーロッパ流の楽しみ方です。

僕は、できる限り1960年代の当時にやっていたような音楽スタイルで演奏して、その人たちを迎えるというのを、信念というか、メインのテーマにしています。

——『ミスター・ダイナマイト』の他にも映画の字幕監修をされていますね。

映画の字幕監修をさせてもらったのは、他に『ソウル・パワー』と『最高の魂を持つ男』、あと『スウィート・スウィートバック』です。

——それはどういった映画ですか。

最初の2本がジェームス・ブラウン関連で、『スウィート・スウィートバック』は1971年の黒人映画です。それから、僕が監修じゃなくて自分で字幕を付けたやつがあと2個あって、全部いわゆる黒人映画です。黒人の音楽の映画か、もしくはアメリカの黒人が主人公の黒人カルチャーをベースにした映画ですね。

僕としては、1960年代と1970年代を中心にしたアメリカの黒人の音楽とか、当時の文化的なこととか政治的なこととか、そのテーマばかりを翻訳する字幕翻訳家になりたいなど老後の計画を立てているんです(笑)。

——中田さんのアメリカの黒人音楽や黒人映画、ひいては黒人文化への思いというのは、どこからきているのでしょうか。

アメリカというのはある程度、日本から遠い国ですよ。もちろん同盟国なのでカルチャーは色々入ってきますけど、地理的にも遠いし、英語だし、好きな音楽は時代も離れている。しかもアメリカの中でも黒人の話なので、そんなに情報があるわけでもないから、何でこれを好きになったのかなというのをよく考えるんです。

けど、これが好きな人は日本にもいっぱいいるわけですよ。特に音楽は。黒人音楽で言うと、1960年代はベトナム戦争もあって、当時の反権力的な空気が白人のポップカルチャーの中にもあった。だからアンチ・メイン・ストリームとして白人の若者が黒人の音楽も聴くようになった。

黒人というのは、よく言われる話ですけど、テレビに出てくる人は白人ばかりで、1960年代ぐらいまでは黒人であることはカッコいいことではなかった。でも、白人が黒人音楽を聴いたり、黒人音楽から影響を受けるようになって、黒人の方がカッコいいというような、黒人であることを誇らしく思うという意識改革が1968年ぐらいにあって、そういうのが日本人の僕からするとすごく羨ましい。

——ブラックプライド、ブラックビューティーと言われる

動きですね。

僕らは日本に住んでいても、ハリウッド映画などを見て、白人の方が「美人」であったり、「男前」であるという前提があるわけでしょう。

戦後ずっと続いてきたことなんですけど、足が長い方がいいとか、背が高い方がいいとか、やせている方がいいとか、鼻が高い方がいいとか、目はどっちかという青い方がいいとか、そういう白人の方が美しい、カッコいい、という価値観が僕らにはずっとあると思うんですが、それをいつか覆すことができればいいなと思うんですよね。

黒人はそれをやった一つの良い例だと思うんです。長い間、白人の方が商品的価値があると思っていたけれども、1970年代以降、黒人であることが商品価値を持つというか、黒人であることも美しいという時代になった。

でも、アジア系の顔をしたハリウッドスターというのは、いまだにいないでしょう。ブルース・リーがそこまで行きかけたんですけど、死んじゃって。ジャッキー・チェンもアジア系の顔の主演を張れる人の1人ですけど、コメディ系なので、ラブロマンス映画もないし、いわゆるベッドシーンとかはないんですね。

——そうですね。確かに。

それはアジア系の人主演を張って、ベッドシーンをするような映画を撮っても客が入らないからハリウッドは作らないんですね。要するにアメリカでは、やっぱりアジア系の人がかっこいいというような映画は別に見たくない。アメリカは多様社会をウリにしている国のはずなのに、ハリウッドはそういうことは先導してくれない。

黒人文化を紹介するということの僕にとっての意味は、そういう彼らが通り抜けてきた課題とか、いろいろな面白いこととか悲しいこととかがあって、それで最後に意識が変わったという一つの素晴らしい良い例として、日本人がそこに学ぶことができればいいということなんです。

プロフィール なかた・りょう

1992年に大阪で結成したソウル／ファンクグループのオーサカ＝モノレールのボーカル兼バンドリーダー。1980年代後半のレアグループの影響を強く受け、ジェームス・ブラウン・スタイルのグループを主宰し、日本に留まらず、ヨーロッパを中心とする海外でのライブも数多く行っている。アメリカの黒人文化がテーマとなった映画の字幕監修なども行う傍ら、ソウルミュージックの伝説的歌手らを日本へ招聘し、現代のリリスナーに紹介する活動にも力を入れている。

シンポジウム開催報告

「少年法適用年齢引下げは、私たちにどんな影響を与えるか～おとなと子どもの境界、どう考える?～」

子どもの人権と少年法に関する特別委員会副委員長 浅井 健人 (64期)



1 はじめに

2017年1月10日、東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会が主催、日本弁護士連合会が共催し、一般市民を主な対象とした標記シンポジウムを開催した。

2 第一部 基調報告 成人年齢の引下げの動きとその一律化について

金矢拓弁護士（二弁）から、少年法適用年齢引下げの背景、民法の成年年齢に関する議論及び現在の動向、自民党特命委員会の議論状況、少年事件が激減し、重大な少年非行も減少していること、現行少年法制、法務省勉強会の議論状況を踏まえ、弁護士会としては現行少年法制を維持すべきであるとする報告がなされた。

3 第二部 基調講演 日本児童青年精神医学会の「少年法適用年齢引き下げに反対する声明—適用年齢はむしろ引き上げられるべきである—」について

日本児童青年精神医学会所属の精神科医による基調講演では、これまでの同学会の少年法をめぐる活動、声明の内容などが語られた。講演では、1970年代には準成人として扱う青年層は刑事処分を優先し、検察官先議とする少年法改正要綱が出されたが、同学会も多数の反対声明を出すなどするなかで、少年法「改正」を阻止することができた

こと、少年法適用年齢引下げ反対運動においては、統計上の説明とともに、55条移送となった事件や原則逆送事件であるにもかかわらず逆送されなかった事件について、その結果、どのような良い結果につながっていったのかを1つ1つ検討して積み重ねていくことも重要であること、少年法の適用年齢を引き下げても、国民は得をしないことなどが述べられた。

4 第三部 パネルディスカッション

馬場望会員（当委員会委員）がコーディネーターを務め、基調講演を行った精神科医、少年院院長経験のある更生保護施設補導員、自立援助ホーム職員及び少年院経験者をパネリストとして、等身大の18、19歳の少年たちが更生し、社会のなかで生きていくためには何が必要かということについて議論した。

精神科医からは、「少年はネットワークでサポートすることが大事であるが、少年院はネットワークを構築しているのに対し、刑務所はネットワークを分断してしまう。誰でも加害少年の関係者になりうるのだということを認識すべきである」といったことが、更生保護施設補導員からは、「刑務所を変えることで再犯防止をすればよいという動きもあるが、少年院に準じた指導というのは大変なことであり、人員配置の問題もある。すぐに刑務所というのでは更生のハンデになるので、どこかで手をかけることが更生の手助けになる」といったことが、自立援助ホーム職員からは、「19歳は16歳よりも考え方が現実味を帯びては来るが、まだ成功・失敗を繰り返すうちに成長していく時期である。成長とは、やってもらったことが身についていくものであり、厳罰化では、大人になったらどうになってしまうのか」といったことが、少年院経験者からは、「少年院は大変ではあったが、先生が内省を促したり、日々の生活への注意をしたりしてくれる。少年も動物ではないので、教育で再犯を防い

してほしい」といったことが語られ、いずれのパネリストからも少年法適用年齢引下げには反対であるという意見が述べられた。

5 終わりに

急な開催ではあったが、司法関係者以外にも、多くの一般

市民が参加し、大勢の立ち見ができる盛況ぶりであった。

2月に法制審議会で諮問がされ、いよいよ少年法「改正」への動きが活発化するなかで、本シンポジウムで得られた知見も踏まえ、日弁連、各地の弁護士会及び関係諸団体が少年法適用年齢引下げ反対運動を活発に行っていくことが不可欠であると感じた。

シンポジウム実施報告

「東京三会医療ADRの活用を考える～発足から9年の歩みを踏まえて～」

東京三弁護士会医療関係事件検討協議会委員・第二東京弁護士会会員 木崎 孝 (43期)

東京三弁護士会では、2007年9月から、あっせん人3名体制で（一般あっせん人1名、患者側代理人の経験豊富なあっせん人1名、医療機関側代理人の経験豊富なあっせん人1名。いずれも弁護士。人数については例外もあり）、医療紛争に特化したADRが行われている。東京三弁護士会医療関係事件検討協議会は、この東京三会医療ADRの現状と課題についての理解を深めるべく、2017年1月30日、クレオにて「東京三会医療ADRの活用を考える～発足から9年の歩みを踏まえて～」と題するシンポジウムを開催した。

本シンポジウムでは、まず、基調講演として、松井菜採弁護士（東弁）から、東京三会医療ADRの運用状況（最近では年間60件以上の申立てがあり、約3分の2が応諾され、そのうち約3分の2で和解が成立していること、和解成立事案の開催期日は平均3.8回であること等）や、利用者代理人及びあっせん人のアンケート結果などが紹介された。東京三会医療ADRを複数回利用した経験のある代理人からのヒアリングでは、ADRのメリットとして、①手続が柔軟、②解決までに要する期間が短い、③裁判官では聞いてくれそうにない心情まで聞いてもらえる、④医療紛争の実態をよく知るあっせん人が関与しており、裁判官とは異なる説得力に繋がっている、などの回答が得られたとのことである。

その後、パネリストとして、日頃患者側代理人として活動されている五十嵐裕美弁護士（東弁）、細川大輔弁護士（一弁）、医療機関側代理人として活動されている蒔田寛弁護士（二弁）、梶英一郎弁護士（一弁）に登壇頂き、基調

講演者も交え、当職がコーディネーターとなってパネルディスカッションを行った。

東京三会医療ADRのあっせん人はすべて弁護士で、医師が加わっていない点については、医事紛争は、医学的知見を踏まえつつも、最終的には法的観点からの解決が望まれることから、弁護士のみの体制の方がむしろ望ましいとの意見が大勢を占めた。そして、責任論に争いがあるようなケースでも、経験豊富なあっせん人のアドバイスにより早期に妥当な線で和解ができる可能性もあるのでADRは有用であるとの指摘がなされた。

また、ADR申立てに当たっては、弁護士として、診療経過や医学的知見を十分調査して、解決の方向性について見通しを立てたうえで申立することが重要で、解決をあっせん人に丸投げするような姿勢ではいけないとの注意喚起もなされた。

さらに、当事者代理人としてADRに関わる際には、①適切な論点整理（必ずしも法的なものに限らない）と医学知識の理解、②紛争当事者（患者・医師）の心情の理解、③精度の高い裁判手続きの結果の予測、などが重要である。また、④依頼者の言い分を伝えることは大事であるが、依頼者との過度な一体化は避け、一歩引いて客観視して、相手方の言い分も十分に理解しようとする姿勢が重要ではないか、との指摘もなされた。

本シンポジウムが、医事紛争を扱う代理人の参考となり、紛争の解決に資することとなれば幸いである。

内部通報制度の活性化=いま、弁護士に求められているもの

～東京三弁護士会シンポジウム「コンプライアンス経営の現状と公益通報者保護法の改正動向」の開催～

公益通報者保護特別委員会委員 小暮 典子 (62期)

1 シンポジウムの開催

東京三弁護士会共催の標記シンポジウム（以下「シンポ」という）が、本年3月1日、弁護士会館で開かれた。消費者庁が本腰を入れる公益通報者保護法改正の動向を確認するとともに、課題が噴出する内部通報制度を健全化、活性化するための実践的な戦略を探るシンポであることから、コンプライアンス業務にかかわる弁護士、市民、マスコミ関係者ら156名が参加し、満席での開催となった。

シンポは、消費者庁の法改正検討委員会の委員である拝師徳彦弁護士（千葉県弁護士会）のミニ講演と、各界からの識者を招いての「内部通報制度の戦略的運営」をテーマにしたパネルディスカッションの2部構成で行われた。以下、その概要を報告する（なお、通報制度の現状や法改正の動向については、LIBRA平成28年11月号が特集記事「弁護士コンプライアンスと内部通報制度」を掲載しているので、併せて参照されたい）。

2 拝師弁護士の講演

(1) 内部通報制度の病理現象

大企業のほとんどは、企業コンプライアンスのツールとして自前の内部通報制度を設け、多くの弁護士がその運用に関わるようになってきている。拝師弁護士は、マスコミを賑わした東芝、三菱自動車、東洋ゴム、オリンパス、化血研といった著名企業の内部通報制度の閉塞の実態を指摘しながら、多くの労働者の本音は、「怖くて通報なんかできない（通報したら、揉み消されるか、窓際へ）」というところにあり、その結果、不祥事は黙認されたまま巨大化し、自浄作用が働かなくなったところで露見し、消費者はもとより企業自身及びそのステークホルダーに大損害を与えていること、不正を蓄のうちに申告し、これを自浄する内部通報制度が十分に活かされていないとの現状認識を述べられた。

その上で、消費者庁の平成27年夏からの法改正検討会



の審議状況と、同庁が昨年12月に公表した民間事業者の内部通報処理の新ガイドラインの内容を説明された。

(2) 充実した新ガイドラインの制定

平成28年12月、消費者庁は「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」を改訂した。新ガイドラインは、旧ガイドラインを踏まえ、内部通報制度が健全に機能するには、通報しやすい環境を整え、通報処理体制を充実し、通報者保護を徹底することが重要であることを再確認したもので、①通報者、②経営者、③中小事業者、④国民・消費者の4つの視点から、考慮すべき項目を掲げていることが説明された。弁護士にとっても、弁護士倫理等の観点から困難な事態が想定されるものがあり、その内容を正確に理解することが必要とされた。通報者の視点から、通報受付先として弁護士や弁護士事務所といった信頼できる外部窓口の活用を推奨していることや、通報者の匿名性を確保しつつ通報事実の調査を実現するためのノウハウの習熟に言及している点、経営者の視点からは、トップの通報制度に対する理解とその姿勢の持続的なアナウンス、経営幹部からも独立性を有する通報ルートの整備の必要性が提唱されていること、中小事業者の視点では、単独で外部窓口設置の負担を負えない企業規模の場合、複数社での共同窓口の設置の提案がなされていること、国民・消費者の視点では、通報した内容が是正されて初めて国民、消費者にフィードバックされることを念頭に、企業に社会的責任を果たすべきことが盛り込まれている点等を評価された。

(3) 多彩な法改正の審議状況

審議状況の報告書が公表されているが、持師弁護士は、新ガイドラインの方向性を評価しつつもガイドラインでは限界があるとして、内部通報とともに、行政通報や外部通報の要件緩和（通報者の範囲の拡張、通報対象事実の真实性、証拠収集）や通報者保護の徹底（報復の因果関係推定、違反企業に対する行政罰、刑事罰の導入等）といった法改正の必要を訴えた。企業幹部が不祥事に関わっているケースでは、行政通報や外部通報もしくはその牽制効果による早期の不正告発、是正が必要であり、その観点からの3種の通報形態の要件調整の必要性と、通報者の範囲の拡張や、通報者保護に行政が何らかの措置を取って対応する方向性が出されたことを評価され、行政通報について一元的窓口を設けることについて積極的意見が多かったことも指摘されている。他方、刑事罰の導入については消極意見が多く、今後の法改正のスケジュールが未定であることから、今後も改正法の動向には注意を払っていくべきとされた。

3 パネルディスカッション

(1) パネリスト

パネリストとして、和歌山大学経済学部の吉村典久教授（現在大阪市立大学大学院教授）、日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会常任顧問の宮本一子氏、持師徳彦弁護士、脇谷太智弁護士（第一東京弁護士会）、遠藤輝好弁護士（第二東京弁護士会）をお迎えし、コーディネーターは、消費者庁の法改正検討委員会の委員である光前幸一会員が担当した。

(2) 発言要旨

吉村教授は、近年の大企業不祥事の背景には、企業戦略を見失いライバルに後れを取ったことの焦りがあり、競争環境で通報制度が実効性を持つには、経営トップが制度に本気を示し、課題を掲げるだけでなく、理念を示し、目標達成に向けての具体的な方策を練り上げること、内部通報においては、公益のために通報を行う、いわば組織にとっての『異端者』を、排除するのではなく、問題は正の端緒を与えてくれる人物として遇することが重要であると、経営学の観点から指摘された。

三菱自動車の企業倫理委員会の委員等のご経験から、

内部通報の著書もある宮本氏は、現行法は不十分ながらも制定されたことが一歩前進であったが、今日の不祥事を見るに、それ以上の進展がなかったと苦言を呈され、企業が常時さらされている利益追求圧力は、組織末端までのコンプライアンス意識の浸透を阻んでいると述べられた。

他方、社外監査役や省庁のヘルプライン窓口を務めている遠藤弁護士は、内部通報のシステムやその実践マニュアルを説明されるとともに、コーポレートガバナンスコードも指摘する「経営陣から独立した窓口」の必要性と、社外監査役が取締役と連携して制度を運用すること、通報という形式をとらなくても各部署から聞こえてくるちょっとした話にアンテナを張る工夫を指摘され、「密告型」から「対話型」への通報デザインチェンジを強調された。

東洋ゴム免震偽装事件の内部調査委員会委員を務めた脇谷弁護士は、同社で社内ホットラインや外部通報窓口が活用されなかった理由として、技術的な不正においては、不正か否かについて確証を得ることが困難であることが通報を躊躇させる原因となっていたとし、確証がない段階での通報相談を推奨する必要性を説かれた。

持師弁護士は、中小企業における通報制度の困難を指摘され、新ガイドラインがこれに配慮しているとしても、法による通報者保護が担保されないと実効性が高まらないことを指摘された。また、最後に、宮本氏から、アメリカでは7月30日が通報の記念日とされているとお話があり、光前会員からは、それでは、わが国も、6月10日の「労働の日」にならって、2月4日を「通報の日」にしてはとの提案もなされた。

4 シンポジウムを終えて (Mission:Impossible?)

弁護士は、通報者の代理人、顧問弁護士、外部通報窓口、インハウス、社外役員等といった様々の立場で通報制度に関わっている。制度が健全に機能しているとは言い難い現状を打破するには、社外役員の積極的な関与が有効であった事例もあり、通報に公正中立に対応、調査する資質や能力を備えた弁護士の存在が不可欠である。困難ではあるが、通報制度を根付かせるために、弁護士のなすべきことはまだまだ残されていると感じた。また、より一層の促進のためには、早期の法改正も望まれる。

議題

1. 民法の成年年齢引下げについて
2. 少年法の適用年齢引下げについて

2016年度の第3回目となる第41回市民会議が、2017年2月23日に行われた。今回のテーマは、現在いずれも法制化についての議論が行われている「民法の成年年齢引下げ」及び「少年法の適用年齢引下げ」である。

民法の成年年齢引下げについて、消費者問題特別委員会の中村昌典委員長(当時)から、主に消費者被害の観点から、(1)2009年10月の法制審議会の意見書とその後の動き、(2)若年者の消費者被害の実態、(3)引下げによる問題点、(4)当会としての取組み等について説明がなされ、次いで、少年法の適用年齢引下げについて、子どもの人権と少年法に関する特別委員会の杉浦ひとみ委員長(当時)から、(1)法務省「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会 取りまとめ報告書」*1(以下「報告書」という)について、(2)少年法の目的、(3)手続や処遇における適用年齢引下げの弊害、(4)少年の可塑性、(5)国民の意識等について説明がなされ、意見交換が行われた。

本稿では、その際に委員から出された意見を紹介する。

I 民法の成年年齢引下げについて

津山：民法の成年年齢引下げにより若年層の消費者被害が増加するおそれがあるとのことであるが、社会問題として考えたときは、消費者被害は若年層よりむしろ高齢者が問題となっている。

日本の社会において消費者教育が足りないという話と直結する問題だと思う。弁護士会の取り組みとして、若年者ばかり強調するのではなく、高齢者へ

の対策も併せて主張しなければ説得力がないのではないか。

田中：子どもの権利条約は児童の年齢を18歳未満としているところ、その条約を批准したところから国内法がそれに追いついていないという議論があった。これに対する検討が進んでいないのではないか。

弁護士会の意見は、子どもを保護することが良いことだという話であるが、子どもの権利条約を批准するときに問われていたのは、子どもの権利を尊重すべきだということである。そこには、参加をする権利であるとか自立する権利を尊重すべきだということが根底にあるが、単に子どもを保護すればよいということとは逆の話である。そもそも、子どもの立場に立つて議論をするという意識が日本では欠けているのではないかと思う。

長友：海外の先進諸国においては、20歳ではなくて18歳を成年としている国は多い。どちらがよいかという話ではないが、行政として既に事態に直面しているという意識のもとに、民法の成年年齢を18歳としたときに、どのような対応が必要に迫られるかという検討をしておいた方がよいと考えている。

契約トラブルを含めて様々な影響が生じるであろうから、民法の規定やトラブルの事例など、社会的にこれを学ぶ機会を、高校生はおろか中学生ぐらいから充実させていく必要がある。弁護士会には、制度設計や指導する教員への教育等も含めて、積極的に関与していただきたい。

岡田：成人年齢についての法制審の委員として、各種のヒアリングを行った。そうした際に、親から虐待を受けている子どもについて、親から引き離したいのに20歳未満を根拠に親権を主張してくる親が少なく

*1：<http://www.moj.go.jp/content/001210649.pdf>

出席者・市民会議委員

(6人)

*敬称略

*肩書は2017年2月23日現在

磯谷 隆也 (一般財団法人ゆうちょ財団監事)
江川 紹子 (ジャーナリスト)
岡田 ヒロミ (消費生活専門相談員)
田中 常雅 (東京商工会議所副会頭)
津山 昭英 (朝日新聞社顧問)
長友 貴樹 (調布市長)

ない。だから、成年年齢は絶対18歳にしてもらいたいという意見があった。消費者被害というのは経済的な被害であるが、虐待となると、身体的、精神的な被害なので、すごく重いと感じた。

外国人の留学生からは、日本の20歳の大学生があまりにも幼くて驚いた、というような話を聞いた。高校生は、ある日突然あなたはもう成人だよと言われて困るが、それまでは親の庇護の下にやっていたという学生がいる一方で、自立している学生もいる。結局、法制審自体意見が分かれてまとまらなかった。

確かに、消費者問題で未成年の取消しというのは大きな武器である。ただ、消費者相談を受けていて感じることは、いくつまで未成年として保護しなければならないのか、いくつになればこの子たちは大人になるのだろうかということである。

もちろん、悪質な事業者の取締りが先決だが、個人的には成年年齢が20歳でなければならないとは思わない。

準備期間として、例えば18歳から22歳まではクーリングオフに相当するような、一定期間は取り消すことができるというような制度ができれば、功を奏するのかなと思う。

磯谷：私を感じている市民感覚というところからすると、ある程度期限を切って成年年齢を18歳に持っていくべきだと思う。

一つは海外との比較で、法務省のリストによれば、各国は90年代ころに成年年齢が引き下げられているところで、日本だけが20歳のままとされている。少しオーバーかもしれないが、成年年齢の問題は国際競争力にもかかわってくるのではないかと。自己責任とか、自分の判断で起業するという発想につながってこない原因にもなっているのではないかとと思うところ

がある。

もう一つは、必ずしも整合性を取る必要はないという話もあったが、やはり権利を与えられた一方で義務が生じるということは合わせてやる方が理解されやすいということがある。

3番目は、これから少子高齢化社会になっていく中で、若者を早い段階から政治的、社会的に参加させて自覚させるためにも、成年年齢を引き下げることが必要なのかなと思う。

江川：成年年齢について、どこで線を引くのが適切かというのは、私としては結論は出ていない。

弁護士会としては、若年消費者保護のための条件が整わない限り引き下げるべきではないとしているが、その条件をもう少し具体的に提案してはどうか。

例えば、消費者教育に関して、18歳、19歳だけではなくて、20歳、21歳になっても被害に遭っている人はいる。若い人たちにどうやって教育するのか、何を教育するのかというのはとても大事なテーマだと思う。あまねくそれが広がるためにはどうすればいいのか。弁護士さんの持ち出しだけで全部やるのは無理でしょう。では、弁護士と消費者相談をやっている人とか、どういう組合せでどういう授業をして、そのお金はどこが出すのが適当なのか。そういうプランニングをして提案するなど、具体的なものがあると実現可能性が出てきてよいのではないかと。

現状では、何か反対のための条件設定のように見えてしまう。そうではなくて、むしろ本当に必要なことは何か、弁護士会としてプランを立てて、それをマスコミにも発表し、政府にも提案してはどうかと考える。

II 少年法の適用年齢引下げについて

長友：現在の少年に対する犯罪防止や更生のための制度は、まずまずうまくいっているのではないか。成人であれば起訴猶予になるような事案も、問題があるとされた場合には少年院などの施設に送致をされる。児童相談所等においても、保護者も介在させて非常にきめ細かく指導をしている。

未成年によって被害に遭われた方、若しくはそのご家族の心情として、厳罰を求めるがゆえに少年法の適用年齢を下げた方がよいのではないかという議論があることは承知しているが、今うまくいっているところとの兼ね合いをどうするのか。

適用年齢を引き下げることによって、大人と全く同じになるとすれば、今よりも再犯率なども含めて難しい問題が起こるのではないかということを懸念する意見もある。そのことは行政としても非常に重く考えている。

津山：今のような社会環境では、子どもが将来、希望を持ちにくく、問題を抱えている子どもがたくさんいる、と言われている。その一方で統計的に少年犯罪は減少している。

そういう状況なのになぜ少年法の適用年齢引下げに向けた動きが起きるのか、を考えてみたとき、一つは厳罰化を求める世論だと思う。その背景には、少年犯罪の報道の問題があると思われる。

少年による凶悪犯罪が起きた場合には、社会の関心も、どうしても大きく報道される。そして、報道機関として、被害者側の話は取材を通して具体的に書けるが、加害者の方は、少年法22条と61条があるためなかなか踏み込んで書けない。加害者のことを書けば、あそこでたむろしていた不良グループだというたぐいの話にしかならない。特に成育環境などは、

その家庭のプライバシーにまで踏み込まないと分からないので、凶悪さだけが強く印象に残ることになる。

少年院の実態もなかなか書けないということで、一般社会には、事件の凶悪さばかりが印象付けられ、関心は処罰の方へ向かってしまうということではないか。このことも合わせて議論してほしい。

また、裁判員裁判では子どもの成育環境まで踏み込んだ審理はできないのではないか。5日間ぐらいで十分な審理など、できないだろう。

少年法の適用年齢引下げ問題は、厳罰化の方ではなく、本来の理念に沿う方向で議論されるよう、弁護士会には頑張ってもらいたいと思う。

磯谷：市民感情という部分でいけば、少年法の適用年齢引下げの賛否はアンケートを採った時期にもよると思う。直前に凶悪犯罪があったりすればすごく高く出るのではないか。

また、民法の成年年齢と同じく、市民感情としては一律の18歳とした方が分かりやすいという面もある。

再犯率について、一般的に少年院出院者の方が刑事施設出所者より低いとの話があったが、法務省の報告書によると、強盗については少年院出院者の方が再犯率が高いという結果が出ている。一番凶悪なところで逆転していると、やや説得力に欠けるのではないか。

今の少年法で刑事政策的な部分がすごくうまくいっているということであるならば、適用年齢を引き下げの中で、刑事政策的な措置は今の部分をできるだけ生かせばよいのではないか。

江川：アンケートなどの調査で、少年法の適用年齢引下げに賛成という結果が出るのは、恐らく自分や自分の周りの人が被害者になる可能性というのは共感できるけれども、加害者、あるいは、警察のお世

話になるというのが実感として分からないからだと思う。

少年法というのは、少年の側からすると甘い部分と厳しい部分があって、厳しい部分というのは、全件送致ということだと思うが、その厳しい部分が市民にうまく伝わっていない。その伝え方をどうするかということはもう少し考えなければならない。

一方で、亡くなっている人が出ている事件については、全件逆送にはなっているが、刑罰については不定期刑があるなど大人よりも甘いという形になっている。それについて、被害者からすると許せないという声が報道などを通してものすごく強く伝わってくる。

例えば、不定期刑については譲歩するなど、現状を一切変えてはならないというのではなくて、守らなければならないところの優先順位を付けて、優先的などところにエネルギーを投下していかないと、0か100かになってしまっていて問題がより大きくなる可能性がある。

法務省の報告書に、若年者に対する刑務所での処遇内容を変えていくという意見があったが、18歳、19歳だけではなくて、若年層全体に広げて刑務所を出た後の保護の部分、例えば、就労支援までトータルでやっていこうという提案はかなり魅力的である。刑務所も、特に高齢者対策で社会福祉士を中に入れてから大きく変わりつつある。その流れを加速して、若い世代についての処遇も変えていくことはできるのではないか。

弁護士会としても、適用年齢引下げについて反対は反対でよいが、若年層の処遇の在り方についてもより具体的な提言をしてもらいたい。

田中：法務省の報告書に、少年院出院者と刑事施設出所者の再犯状況の比較があるが、少年院出院者の方が再犯率が低いといっても、これについて刑事

施設出所者に少年院を経験した人も入っているのであれば、それも考慮しなければ正確なところは分からないのではないかと。

日本では、「子どもだから」という考え方が強い。小さな子どもたちにも社会があって、そういう中でどうやってコンセンサスを取っていくかというような教育ができていない。社会性を身につけるためには教育が必要であるが、それは高校とか中学ではなくて、幼児教育の話である。

海外と比較すると、一人前の社会人にするという教育が足りていない。18歳か20歳かという線引きの話ではなくて、本質をしっかりと考えた方がよい。社会として、この子たちをどうやって一人前の社会人として参加させていくのか、ということをもっと真剣に考える必要がある。

岡田：成年年齢を18歳にするとしても、タバコとかお酒とともに、刑事手続については別問題だと考えてきた。

現実には、少年事件がそれほど増えておらず、一方で少年に対しても罪の重いものについてはそれなりに対応しているというのであれば、私は罪を犯した少年に対しては更生を第一に考えなければならないのではないかと思う。

先ほど、文化が進めば進むほど成年年齢は上がっていく、高い年齢での幼稚性は上がるという話があったが、何が正しいことか悪いことが分からないままに犯罪を行ったとしても、まだ少年だから更生の余地はあるのではないかと思う。

だとすれば、更生に向けた制度をきちんと成立させなければならないが、18歳に引き下げることによって少年たちに不利になってしまうということであれば、少年法の適用年齢を引き下げることに関して、私は反対である。

「会社法研究会報告書」の概要

法制委員会 副委員長 平田 和夫 (56期)

副委員長 山崎 岳人 (64期)

1 本報告が公表された経緯

平成29年2月9日に開催された法制審議会総会において、会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する諮問が法務大臣よりなされた（諮問104号）。

これに先立つ平成28年1月、平成26年に成立した会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号。以下「平成26年改正法」という）の施行から約1年半が経過したことを踏まえ、公益社団法人商事法務研究会に会社法研究会（以下「研究会」という）が設置された。

研究会では全14回の会合が開催され、検討の結果を取りまとめた「会社法研究会報告書」が、旬刊商事法務2129号4頁以下で公表された（以下「本報告*1」という）。

研究会は、座長に神田秀樹学習院大学教授、委員に会社法研究者、実務家、法務省職員等を迎え開催されており、本報告は、今後の法制審議会での議論に事実上影響を与えるものと位置付けられる。

2 本報告の概要

本報告の大目次は8つに区分けされている（表1参照）。主なテーマは企業統治の在り方の見直しであり、株式が分散所有された会社（主に上場会社）が念頭に置かれている。以下では、取締役・取締役会、株主総会、その他の3つに区分し、解説したい。

表1

本報告の大目次

- 第1 株主総会資料の電子提供
- 第2 株主提案権の濫用的な行使の制限
- 第3 取締役会の決議事項
- 第4 取締役の報酬
- 第5 役員の責任
- 第6 社債
- 第7 責任追及等の訴え
- 第8 社外取締役

3 取締役・取締役会

(1) 社外取締役

社外取締役については平成26年改正法で要件等の見直しがなされたが、監査役設置会社における選任義務付けについては、上場規則やコーポレートガバナンス・コードで対応することとされ、会社法の改正は見送られたものの、次の改正の宿題とされた（平成26年改正法附則25条を参照）。

研究会では、東京証券取引所の全上場会社における社外取締役の選任比率が95.8%（平成28年度）になった事実等を踏まえ、一律の選任義務付けについて賛否双方の意見があった。

本報告では、社外取締役の選任義務付け等について、引き続き検討することとされた。

(2) 取締役会の決議事項

研究会では、監査役設置会社の取締役会の決議事項を限定することの適否等について議論がなされた。

モニタリング・モデルによる場合、取締役会の決議事項は、基本的な経営方針や、内部統制の在り方、業務執行者の選任及び解任、報酬といった事項に限定するほうがよいとされる。他方で、平成26年改正法では、従来型から委員会型に移行しやすいようにするため監査等委員会設置会社制度が設けられており、統治機構としてモニタリング・モデルを採用するために、監査役設置会社の取締役会の決議事項を限定する必要は必ずしもない。

本報告では、取締役会決議事項の規律見直しの要否や、見直す場合の新たな規律の在り方については、引き続きの検討事項とされた。

(3) 取締役の報酬

研究会では、インセンティブ報酬を付与する場合の

* 1：「会社法研究会報告書」は、公益社団法人商事法務研究会・会社法研究会のウェブサイト（<https://www.shojihomu.or.jp/kenkyuu/corporatelaw>）にも掲載されている。

手続や開示に関する規律の見直し等について検討がなされた。

取締役の報酬は、単なる職務執行の対価ではなく、適切に職務を執行させるための動機付けの手段であるとの考え方があり、実務においてもインセンティブ報酬を導入する会社は増加傾向にある。株式が分散所有された会社では、株主の業務執行者に対するモニタリングは不足しがちであり、報酬と成果はある程度連動させたほうがよい。

他方で、現行法の取締役報酬の規制はお手盛りの弊害防止の観点からなされているが、運用が緩やかだという批判がなされており、研究会では、現行法の規律の見直しも検討された。

本報告では、現行法の規律の見直しと併せて、インセンティブ報酬を付与する場合の手続や開示に関する規律について見直しをするよう引き続き検討すべきであるとされた。

(4) 役員責任（会社補償・D&O保険）

役員責任は、会社補償とD&O保険について検討がなされた。会社補償とは、役員が損害賠償責任を追及された場合に、会社が当該損害賠償責任額や争訟費用を補償することである。D&O保険（会社役員賠償責任保険。Directors' and Officers' Liability Insuranceの略）とは、保険契約者である会社と保険者である保険会社の契約により、被保険者とされている役員等の行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害を填補する保険である。

いずれも現行法において一定の要件を満たせば可能であるとの解釈があるが、過大な補償は、役員損害賠償責任の違法行為抑止機能を損なうため、企業統治上問題となる。

本報告では、会社補償及びD&O保険については、いずれも、引き続きの検討事項とされた。

4 株主総会

株主総会については、主に、以下の2点について検討がなされた。

(1) 新たな株主総会資料の電子提供制度の導入

研究会では、新たな電子提供制度を導入する方向で検討が進められた。本報告では、情報掲載ウェブサイトのURLの書面による通知（アクセス通知）に関する規律や、デジタルデバイドの問題を抱えた株主の利益確保のための書面請求権に関する規律等について、具体的な制度設計を含んだ報告がなされた。

(2) 株主提案権の濫用的な行使の制限

研究会では、株主提案権の濫用的な行使事例を踏まえ、提案することができる議案の数の制限と、不適切な内容の提案の制限について検討がなされたが、正当な株主提案権の行使が制限されるおそれもあり、本報告では引き続き検討することとされた。

5 その他

研究会では、新たな社債管理制度（社債管理者を設置することを要しない社債について、会社が社債権者のために第三者に対し当該第三者との間の契約により一定の権限を付与し社債管理業務を委託することができる制度）の導入、役員等に対する責任追及等の訴えに係る訴訟における和解に会社が当事者として参加する場合の規律等についても検討がなされており、本報告では引き続きの検討事項とされている。

6 おわり

コーポレートガバナンスの改善には不断の努力が不可欠であるが、他方で、会社法は、経済を支える基本的な仕組みである会社を規律する法律であり、その見直しには一定の慎重さが求められる。本稿が本報告を一読していただく契機になれば幸いである。

「成年後見実務の運用と諸問題」

平成 28 年 12 月 19 日、弁護士会館講堂クレオにて、東京家庭裁判所後見センターの日景聡裁判官、村井みわ子裁判官、三嶋朋典裁判官、浅原健総括主任調査官、金子誠家事次席書記官をお招きし、東京三弁護士会主催「成年後見実務の運用と諸問題」と題した研修会が実施された。

東京三弁護士会の会員から予め寄せられた質問事項に回答いただく形式で行われ、加えて、申立書式や定期報告の提出等に関し、家裁からの要望事項をお話しいただいた。また、本研修会では、初めて座談会を取り入れた。後見センターと弁護士のそれぞれの視点から成年後見実務に関する話題が語られた。

本研修会は、第一部は講演、第二部は座談会で構成され、LIBRA5 月号に掲載された第一部の講演録に続き、本号では第二部の座談会の模様を掲載いたします。

高齢者・障害者の権利に関する特別委員会

*本研修会の配布資料は、ページ数の都合により掲載を省略させていただいております。後見人等のための書式集は、東京家庭裁判所ホームページ内の後見サイト (<http://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/koken/>) でダウンロードが可能です。

第二部 座談会

	東京家庭裁判所判事	日景 聡 氏
	東京家庭裁判所判事補	村井みわ子 氏
	東京家庭裁判所判事補	三嶋 朋典 氏
東京弁護士会 高齢者・障害者の権利に関する特別委員会副委員長		中村 裕也 氏
第一東京弁護士会 成年後見に関する委員会副委員長		北代八重子 氏
第二東京弁護士会 高齢者・障がい者総合支援センター運営委員会副委員長		山川 典孝 氏

山川：それでは、第2部の座談会に移りたいと思います。

最初のテーマは複数後見人についてです。我々弁護士が抱える案件については困難案件も多いので1人でやるよりも1人手伝ってもらいたいとか、そういった要請もあるかと思いますが、この点、まず中村先生。先生のご自身の経験で複数後見を考えたケースはありますか。

中村：東京家裁ではないですが、私が最初に選任されて、訴訟が複数予定されていたり、本人が地方にいるということもあって業務量が多いということで追加選任を申し立てたことがありました。そのときにはまったく問題なく追加選任されております。

私の経験ではないですが、敵対する親族などから業務妨害といった攻撃的なものがあったりすると、その攻撃の対象を分散させるという意味も含めて、複数後見や追加選任をするといった対応があるということは聞いたことがあります。

山川：裁判所にお伺いしますが、裁判所の方で

は複数後見の形を採ることについてはどうのお考えでしょうか。

村井：裁判所としては、複数後見が相当と思われる事案については、積極的に複数後見の形を採っております。専門職後見人による複数後見の形としては、法律専門職と福祉専門職による複数後見が多いと思われかもしれませんが、例えば多数の訴訟、調停等への対応を要したり、中村先生からご紹介があった、親族対応に苦慮したりしているような事案では、複数の弁護士による複数後見の形を採ることもあります。そのほとんどは、開始後に単独後見人からの申出を受けて後見人を追加選任した事案です。裁判所としては、複数後見が本人保護や後見事務の円滑な遂行に資するものと判断されるのであれば、積極的に活用していきたいと考えております。ただ、裁判所はどうしても複数後見の要否に関する事情を把握しにくいので、後見人の方から情報提供と提案を積極的にいただけると助かります。

山川：弁護士を追加選任する場合ですけれども、追加

選任の申立てをする場合、どの弁護士が選任されるのかということも関心事かと思います。この点、裁判所にお伺いしますが、追加選任申立てをするとき、どういった弁護士を選任するかについては、申し立てた弁護士の希望を聞いてもらえるのでしょうか。

村井：複数の弁護士による複数後見の形が採られる事案では、後見人同士の緊密な連携が特に必要とされますので、基本的には、当初選任した弁護士後見人から推薦された弁護士を追加選任することが多いかと思います。

中村：今の点に関して追加で質問させていただきたいのですが。現在の運用ですと、弁護士会から名簿を提出させていただいて、その名簿の中から後見人等が選任されているかと思いますが、追加選任に関しても、名簿登載は要求されているのでしょうか。

村井：追加選任する弁護士に関しては、名簿登載されているかどうかは特に問題にしています。

山川：分かりました。追加選任ですけれども、こんな困難案件についてはそういった形で申立てをすることもあるかと思いますが。例えば若手のOJTということで、経験を積んでもらうということで複数後見を申し立てる場合も考えられるかと思いますが、そういった点についてはいかがでしょうか。

村井：若手のOJTを目的とした複数後見についても、後見人から申出を受け、裁判官において特に支障がないと判断すれば、認めることが多いのではないかと思います。件数は少ないですが実例もあります。

山川：最後に報酬についてお伺いします。複数後見を選任した場合の報酬の決め方、配分等ですけれども、この点について差し支えない範囲でお答えいただければと思います。

日景：複数後見の場合は、基本的には後見人1人分の報酬を分け合う形になるのですが、複数後見を要する事案は基本的には複雑困難な事案がほとんどでしょうから、付加報酬を合わせると1人当たりの報酬額もそれなりの額になることが多いのではないかと思います。一方、先ほどご質問がありました若手のOJTの

ために、特に困難性がない事案を複数後見とする場合は、1人分の報酬を分けるとどうしても低額になってしまうことになると思うのですが、複数後見の形を採った目的に鑑みると、やむを得ないのではないかと思います。

複数後見の場合の報酬の配分については、権限分掌がない限りは均等に分けることが原則になるのですが、配分の仕方について後見人間で合意があるようならその合意に従いますし、例えば内部で適宜分けるから一方に全部付与してほしいという申出があれば基本的にはそれに従っています。要するに、配分については後見人側の意向に従うという形を採っています。

山川：では、中村先生、ご自身の経験で複数後見をした場合ですが、その場合の報酬はどういう形でしたでしょうか。

中村：先ほど申し上げた東京家裁以外のところで複数後見をやっている案件では、まだ財産形成されていないので報酬は請求しておりません。私自身の経験ですが、最初に選任を受けた後見人はOJTとして受けた案件でした。その案件は調停や破産申立てという具体的な業務がありましたので、報酬も頂戴しました。各後見人が個別に報酬申立てをして、それぞれ決定を受けました。

山川：複数後見についてはいろいろ活用の道があるということのようですので、ぜひご検討いただければと思います。

続きまして、口座の届出、解約について伺います。後見人選任時に、口座の数が2~3つのようにそれほど多くない場合には、問題ないかと思いますが、人によっては例えば10か所あるような場合もあり、そのような場合、どこまで届出をして、或いは、全く使わない口座をどこまで解約するかの問題が出てくるかと思っています。北代先生、この点ですけれども、基本的には選任時に届け出をするのが原則だと思いますけれども、場合によっては届け出をしないことはあるのでしょうか。また、使用しない口座について解約することはあるのでしょうか。

北代：基本的にはすべての口座に届出をしています。例外的に、保佐の案件ですが、ご本人が自宅で生活をされていて、ご自身で預金を引き出して生活費に使

う必要性があることから、あえて届出をしない口座を一つ残しているケースがあります。保佐の届出をしまうと、ご本人が銀行に行って預金を引き出そうとしても、保佐人の印鑑が必要だと言われてしまう銀行もありますので、そういった不便を解消するために便宜上そのようにしています。前提として、その口座には必要な分のお金だけがあり、多額に引き出される心配はないようにしています。

口座の解約をするかという点ですが、預金残高がわずかであったとしても、最初の頃は今後どういったお金がそこに入ってくるか、或いは引き落とされるかということが分からないので、しばらくは解約しない様子を見ます。動きがないということであれば、適宜解約してしまうこともあります。

山川：ではこの点、中村先生はいかがでしょうか。

中村：私も基本的にはすべての口座を届け出るのが原則だと思っております。ただ、少額であったり、金融機関が地方にしかないなど、そういった例外的な場合には届け出ないこともあろうかと考えております。

解約についてですが、私個人的には、基本的に行っていません。理由としては、本人が意味をもってその口座を開設したという本人意思の尊重という見地から、基本的に解約は控えるようにしております。

山川：では、裁判所ではこの点の口座の届出と解約について、どのように考えているのでしょうか。

三嶋：事案ごとの様々な事情から、後見人が当面の届出を控え、本人名義のまま口座を管理することもあり得ると認識しております。その点は、基本的には後見人の裁量判断の範囲内にあると思われしますので、本人名義のままの口座があったとしても、裁判所としては特段の指摘はしていません。

また、口座の残高が少額で、その金融機関が遠方にしかない場合にも、届出をしないこともあり得るかと思いますが、そのような少額の口座についても、毎年の定期報告の際に通帳の写しを出していただく必要があります。そのような管理の手間を考えると、例えば遠方であって交通費だけで足が出てしまうような場合でなければ、一度金融機関に出向いて口座を解約していただいた方がよいのではないかと、書記官を通じてお勧めすることもあるかと思います。

山川：口座の解約ですが、弁護士の中には口座の解約は本人の意思に反するのではないかという意見もままあります。その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

日景：ご親族の説明やご本人の話から、その口座に思い入れがあることがうかがわれるような場合は、ご本人の意思を尊重するためにそのまま維持するのが相当だとは思われますが、思い入れのある口座が長期間ごく少額のまま残っているということはあまりないのではないかなという気もしております。思い入れがあることがうかがわれない口座については、解約する方向でもよいのではないかと思います。

山川：口座の解約についてはいろいろ意見が分かれるところかと思いますが、裁判所の見解としては、長期間少額である場合は、少なくとも解約しても、裁判所としては問題視しないということで承りたいと思います。

続きまして、親族、知人等へのお見舞いの交通費、食事代、本人を含む親族の旅費といった費用等を請求された場合に、どの程度支払うかという点について伺いたいと思います。北代先生、今お伝えした交通費とか食事代とか旅費等について求められた場合、支払うのかどうかということと、裁判所に事前に問い合わせをするのかといった点についてはいかがでしょうか。

北代：お見舞いの交通費を支払ったことはありませんが、ご本人を囲んで親族がそろって食事をしたときの費用など、支払いを認めたことはあります。やはり従前の経緯だったり、ご本人の意思だったり、支払う金額だったり、それに見合う本人の資産がどうなのかといったところを考慮して、社会的にこのぐらいであれば相当であるという程度のものについてはお支払いできるものと考えています。

その際に、事前に裁判所の報告を求めるかということについては、後見人には広範な裁量がありますので、その裁量の範囲内で検討して、よいと判断したことについては、支出した後、定期報告の際に軽く報告をするということをしています。ただ、判断に迷う場合については事前に裁判所に書面で報告し、検討していただいて、それに従うということをしております。

山川：では中村先生、この点についていかがでしょうか。

中村：これも私の個人的な考えですが、基本的には遠方から来られる方は別として、お見舞いという形で来た場合には個人で負担していただいております。あとは経験上、旅行などに一緒に行かれる場合、親族の方の個人の負担分は出してもらったことがあります。

北代先生のお話の中にあつた、本人を囲んだ食事会についてですが、私の経験上、1回だけ否定的な意見を出した経験がありました。通常の後見人の事例ではなく、後見支援信託を検討する案件において、本人を含んで食事をしたもので、親族後見人も含んでいて、寿司店でシャンパンを飲んだりして、結構豪遊しているような感じでした。それなりの金額があり、それを複数回行っていたので、さすがにそれは不適切であると感じ、信託案件における意見の中で後見人として不適当であるという一資料として出したことがありました。

山川：この点について、裁判所にお伺いしたいと思います。こういったケースは基本的には後見人の裁量ということになることも多いと思いますけれども、一般論としてどの程度であれば親族に対しても支払ってよいのかといったところと、事前に裁判所に確認した方がよいというのはどういった場合でしょうか。

村井：一般論で言えば、親族に対してどこまでの支払を認めるかについては、ご本人の意思や、支払額の多さ、もしくは支払の頻度、本人の財産額、他の親族の意向、従前の経緯等を考慮しながら、社会通念に照らして適宜判断していただければいいのかなと思います。

お見舞いに来た親族に交通費を支払うとか、本人を含む家族旅行の旅費を全額本人が負担するというのは、後見人が社会通念に照らして疑問を抱かれることもあると思いますが、額がわずかである場合については、後見人の裁量判断に委ねることがほとんどではないかと思います。

事前に裁判所に相談すべきか否かについてですけれども、こちらも後見人の裁量判断ということにはなりますが、社会通念に照らして明らかに問題がある場合や問題がない場合にまで相談していただく必要はないと考えております。一方、額や用途に照らして、判断が分かれ得ると思われたときは、相談していただいて差し支えありません。

山川：最終的には社会通念ということで、何が社会通念かが難しいところかと思いますが、それぞれの経験に基づいて判断していくことになろうかと思います。

では、続きまして居住不動産の処分許可申立てについて伺います。ケースとしては、本人は施設に入所しており、自宅は空き家といった場合を念頭において考えたいと思います。そういった場合に考えられる選択肢としては、そのままにしておくのが1つ。売却してしまうのがもう1つ。3つ目としては賃貸に出すというのが考えられるかと思います。こういった場合、こういった形で処分を進めていくか、中村先生、いかがでしょうか。

中村：私は、資産状況に問題がなければ基本的にはそのままにしている案件が多いです。理由としては先ほど申し上げた本人意思の尊重というところにあります。

賃貸については、居住用不動産ということであれば、ほとんどの事例で本人の物がそのままあると思います。それをどう処分するかという問題もあるので、個人的には居住用不動産を賃貸に出すという感覚は持っておりません。

そのままにするときに管理の問題があると思います。管理が面倒だから売却するというような考えは不適切であると思いますが、マンションであれば管理費や修繕積み立て費などが発生してしまうので、現時点では資産状況に問題がなかったとしても、将来的に不安がある場合には家庭裁判所と相談の上、売却を検討してもよいのかなと思います。実際そういった案件もあって売却した経験もあります。

山川：北代先生、この点はいかがでしょう。

北代：ご自宅を賃貸に出したということは、私はありません。基本的に自宅を維持するようにはしていますが、まったくの空き家となってしまった場合、そのまま放置しておくリスクがありますので、売却したことがあります。リスクというのは泥棒に入られたりとか放火されたりとか、そういうことも含めて危ないなということです。要するに管理面に問題があるということだと思います。

私がそういった理由で売却したケースにおいては、ご本人に十分な資産があったのですが、裁判所からはその点について特に問題視されることはなく許可を得たと記憶しております。

山川：この点について、裁判所にお伺いします。今、北代先生から、十分な資産があっても許可を得たと記憶しているという発言がありました。施設に入っていて自宅を売却しないと施設費用がまかなえない場合であればそれほど問題ないかと思いますが、流動資産が十分にあって特に売却をしなくても生活には困らないといった場合であっても居住用不動産の処分についての必要性は認められるのでしょうか。

三嶋：従前は、流動資産が潤沢であれば処分の必要性がないと判断されることもあったようですが、昨今は空き家にしておくことで、防犯面のリスクもあって近隣から苦情も受ける例も多いようですから、流動資産が潤沢であっても、そのことをもって直ちに処分の必要性が否定されることは、今はほとんどないのではないかと思います。

ご本人の意思の尊重については、後見類型でご本人の現在の意思を把握するのが難しい場合を前提にしますと、家に対する愛着という面はもちろんあるかと思えますけれども、他方で、空き家を管理しているご親族等に苦情の対応や管理の負担をかけるような事態を、果たしてご本人が望んでいるのだろうかという見方もあり得るのかなと思えます。

山川：この点については、家裁の運用も変化しているということでしょうか。では次の質問になりますけれども、居住用不動産処分許可の申立てですけれども、どの段階であるのが妥当なのかという点については裁判所の方ではいかがでしょうか。

三嶋：申立てのタイミングとしては、その処分の相手方との間で契約書案を作成した時点での申立てが一番多いのではないかと思います。ただ、処分や代金額の相当性についての判断が微妙な事案については、それ以前の段階で、連絡票や上申書等によって相談をいただくこともあります。

日景：ご質問からは少し離れるのですが、親族後見人による居住用不動産の処分許可申立てがされた事案において、ちょっと事情が複雑であって提出されている資料だけでは直ちに処分の相当性が判断できない場合は、処分の相当性についてのご意見をいただくことを主な目的として、短期前提で弁護士を監督人に選任することがあります。これまでも短期間のうちに必要

な調査を行っていただき、的確なご意見をいただいたものが多くございます。今後も同様な事案ではご協力をお願いしたいと思っています。

山川：今そのご発言がありましたのでその点について伺いますけれども、処分の相当性判断のために弁護士を監督人として選任したとして、最終的に当該監督人から相当だという意見が出て不動産が無事処分できたということになると、不動産ですから何千万円とかの現金が入ることもあるかと思いますが、そうすると、今度は流動資産が多額ということで、その監督人がそのまま監督人として残ったりとか、あるいは信託の適否の検討に移ったりとか、そういうことは生じないのでしょうか。

日景：親族後見人の居住用不動産の処分許可申立てに際して弁護士監督人を選任する事案は、土地の交換や抵当権の設定等が問題となるものが多く、処分しても高額事案にならないものの方が多いかと思うのですが、ご指摘のとおり高額事案になった場合は、その弁護士監督人にそのまま監督人をお願いするか、または後見類型であれば支援信託の利用もご検討いただくことになるかと思えます。まずはその親族後見人が支援信託を希望するかどうかということを確認していただいて、もし希望されるときには監督人型信託の手続に移っていただくことが多いかと思えます。

ただ、その監督人が信託後見人推薦名簿に登載されていない場合は、別途信託後見人の選任が必要になりますので、そういった将来的に高額事案になりそうな事案については、当初から信託後見人推薦名簿に登載されている弁護士を監督人に選任することになるかと思えます。

山川：ありがとうございます。では続きまして、身上監護の在り方、親族などからの苦情という点ですけれども。この身上監護については明確な基準のない部分で、いろいろ悩まれるところも多いかと思えますけれども。まず身上監護について、北代先生、後見人としてどのような形でサポートをされておりますでしょうか。また、面会とかはこういった形でやられておりますか。

北代：身上監護を具体的にどのように行うかは事案によって様々ではないかと思えます。基本的には本人の

周辺の環境を整えることが役割ではないかと考えています。そういった観点から、本人に面会する目的は、本人に会って喜んでもらうというよりも、本人の状態であったり、周辺の環境の確認であると考えていますので、面会の回数もケース・バイ・ケースではないかなと思っています。

例えば、施設に入られてご家族も頻繁に面会に行っている事案について、あえて後見人の方で頻繁に面会に行く必要はないと思いますし、逆に身近な親族がおらず、在宅の方については気を付けて面会に伺うようにしています。

山川：中村先生、この点についていかがでしょうか。

中村：面会の頻度についてですが、できる限り面会に行った方が適切だというのは当然であると思います。しかし、私自身は恥ずかしながらあまり多く行けないのが現状です。

山川：裁判所に対してお伺いしますが、裁判所が考える適切な身上監護というのはどういったものでしょうか。また、身上監護が不十分だとして、裁判所から後見人に対して何か指摘をするケースはありますかでしょうか。

村井：身上監護というのは、ご存じのとおり本人の生活や療養看護に関する法律行為、及びこれに関連する事実行為を行うことと解されておりますが、その内容は本人の心身の状況や本人を取り巻く環境によって様々といえますので、身上監護の在り方についても事案ごとに判断されるということになるかと思えます。

そうである以上、身上監護の内容としてどのようなことを行うべきかについても、後見人の裁量判断によるところが大きいといえますので、裁判所の方から身上監護が不十分だと指摘をするケースはほとんどないのではないかと考えております。

本人との面会については、北代先生がおっしゃっていたとおり、まさにケース・バイ・ケースということになります。ただ、中村先生から反省のお言葉があったところで非常に言いにくいのですが、介護サービスの履行状況の確認等の身上監護事務を適切に行うためには、やはり定期的に本人と面会することが必要な面が少なくないのではないかなと思っています。

山川：では北代先生にお伺いしますが、身上監護を日常行う中で、親族などから例えばこういったサービスを入れてほしいであるとか、あるいはここはやめてほしいとか、そういった希望とか苦情とかを受けたりすることはありますでしょうか。

北代：苦情ということではありませんが、対立する親族の間で、どこの施設に本人を入れればいいのかということでもめていたケースがありました。そのときは後見人としては、主に本人の資産状況等から見て、この施設じゃないと続かないよということを説明して納得していただいたことがございました。

山川：中村先生、この点はいかがでしょうか。

中村：苦情自体はあまり受けたことがないですが、受けたとしたらどうかと考えると、本人のために必要ということであれば、親族からの希望を受け入れたり、苦情についても真摯に受け止めて対応すると思います。

山川：裁判所にお伺いします。後見人の業務ですが、身上監護面でこの後見人にはこういう問題があるとか、苦情という中にどういったものがあるのでしょうか。

日景：苦情としてはいろいろあることはあるのですが、身上監護に関していえば、北代先生からご紹介があったように、施設に入れるかどうかというような身上監護に関する専門職後見人の方針や提案に対して、それはおかしいということで親族から苦情を受けるということはときどきあります。

あと比較的多い苦情は、後見人が全然本人に会いに来ない、まったく会いに来ないというものです。そういった苦情は、後見人の身上監護の事務内容に関する親族の誤解によることもよくあるのですが、そういう場合は後見人の方で対応していただいて、親族の誤解を解いていただくことが必要な場合もあるのかなと思っています。

山川：ちなみに面会に来ないといった苦情ですが、そういった苦情が裁判所にあった場合、後見人の方に伝えたりはするのでしょうか。

日景：これもケース・バイ・ケースですが、裁判所から面会に行けということまでは言わないと思いますが、

こういう苦情がありましたよとお伝えすることは結構多いかと思います。

山川：今のお話で、親族等の誤解を解いていくことが必要な場合もあると思われるという点についてですが、もちろん面会とかするというのもそうですけれども、後見人としては身上監護面でいろいろなサポートの仕方があり、そういったものは往々にして親族に伝わらないこともあるかと思いますが、そういったことを親族に伝えることも必要だということでもよろしいでしょうか。

では、続きまして身上監護についてです。この後の付加報酬のテーマとも重なりますけれども、身上監護に関して特別な身上監護をしたということで付加報酬を請求することがあるかという点を伺いたいと思いますけれども。北代先生、この点はいかがでしょうか。

北代：親族間の調整に非常に時間を要したとか、苦労したということに記載して付加報酬として請求したことはあると記憶しています。ただ、それが実際報酬に反映されていたのかということにはちょっと分かりません。もしかしたら私が、気が付かなかっただけかもしれないのですが。

山川：中村先生は、この点はいかがでしょうか。

中村：私も労力がかかったと思われるところは付加報酬の一部として記載しています。

具体例を申し上げると、身上監護と言えるか分からないですが、親族のいない夫婦の後見人をやっている案件で、先にご主人が亡くなってしまったときに、奥様のために火葬場でのお別れの場をつくったり、一周忌と三回忌をお寺さんと協議して行ったりしました。それを付加報酬として記載したことはあります。

山川：その件では考慮されたのでしょうか。

中村：その件ではほかにも業務があったので、相当の報酬を頂戴しましたが、考慮されたと思っております。

山川：では裁判所に対して伺いたいと思います。答えにくい質問だとは思いますが、身上監護について付加報酬を請求する場合、どの程度の労力であれば考慮されるのでしょうか。差し支えない範囲でご回答いただければと思います。

日景：この件は先ほど第1部でお話ししたこととほとんど重なってしまうのですが、通常想定される範囲内の事務については基本報酬でカバーされているので、その範囲を超える事務が付加報酬の対象になります。身上監護の在り方は事案ごとに判断されますので、身上監護でどこまでが通常想定される範囲で、どこからがその範囲外なのかも、事案によって異なるということになるかと思います。そのため、こういった身上監護事務が付加報酬の対象になるかということを一一般論で述べることは困難です。事案ごとに、通常想定される範囲を超える事務を行ったと後見人が判断したときに、それを付加報酬の根拠として記載していただきたいとしか言いようがないかと思います。もちろん、それに対して付加報酬を付与するかどうかは裁判官の個別判断になります。ただ、付加報酬の根拠として身上監護事務を記載される後見人もいらっしゃるし、それに対して付加報酬が付与されることもあります。

なお、第1部でお話ししましたように、付加報酬の在り方について改めて検討し、それに伴って申立書式の変更等も行いましたので、身上監護についてもこれまで以上に適正に評価していきたいと思っています。

山川：では、続きまして付加報酬について伺いたしたいと思います。本日配布された資料の4「報酬付与申立事情説明書」の具体的なケースのうち、1 訴訟、2 調停及び審判について伺います。

訴訟とか調停とか審判ですと1年2年とかかかることも多いかと思いますが、そういった場合、例えば訴訟を継続している場合、毎年付加報酬を請求することが多いでしょうか。あるいは解決した時点、終わった時点で請求することが多いでしょうか。

北代：調停や、訴訟があった場合、途中経過を報告して付加報酬として請求したことはあります。ただ、それが報酬に反映されていたか否かについては私の方では分かりません。例えば、遺産分割が終了したとか、全部片づいたといったときには、報酬に反映されていたことは記憶しています。

山川：中村先生、この点はいかがでしょうか。

中村：私は、経験ありませんが、感覚としては成功報酬として、終了後に請求するという認識でございました。

山川：では、この点について裁判所にお伺いしたいと思います。資料の4を見ますと、請求の形としては毎年請求する場合と、解決した時点で請求する場合、どちらもあり得るのかなと思いますけれども、これはどちらでもよいのでしょうか。

日景：弁護士後見人に対しては、最終的に決着するまでに数年かかるような複雑困難な訴訟を要する事案をお願いすることもあるのですが、そのような事案で、数年先に決着するまで一切付加報酬の対象としないというのは相当でないこともあるのではないかと思います。そのような事案では、1年ごとに行った訴訟行為の内容をご報告いただいた上で、その労力について付加報酬を考慮することもできる形にしました。これまで、そのような形で付加報酬の求めがあったものについて、適宜付加報酬を付与していた事案もあるのですが、今回の書式変更で、そういったこともできることを明確にしました。

一方、次回の報酬付与申立の時期までに訴訟が決着しそうな事案については、裁判官が次回の報酬付与の際にまとめて付加しようと判断をすることも多いかと思えます。その場合には書記官を通じてその旨をお伝えするようにしていますので、次回にまとめて報告いただくことになるかと思えます。

山川：最終的な報酬ですが、毎年請求する場合と解決した時点で請求する場合、いずれで請求しても基本的に金額は同じという理解でよろしいでしょうか。

日景：どちらが多いといったら、当然その多い方を選択されるのではないかと思います。仮に1年ごとに付加報酬を付与する形を採った場合であっても、前年までの付与額を考慮した上で額を定めていきますので、毎年請求してもまとめて請求しても、総額が同じになるように留意して運用していく予定です。

山川：あと1点。資料の4の申立付与事情説明書ですが、訴訟手続による訴訟行為を見ますと、例えば16ページの1(1)ですけれども、「事案の概要は備考欄の通り添付資料」、括弧して、訴状判決書等の通り〇年〇月〇日付、報告書のとおりとあります。この添付資料で「訴状判決書等」とありますが、基本的に訴訟過程の準備書面とか書証は出す必要はあるのでしょうか。

日景：資料4に記載されているとおり、訴状や判決書を引用している部分は、事案の概要の把握のためですから、例えば、既に後見人に提出していただいている報告書等で事案の概要が紹介されているのであれば、その報告書を特定していただければ足り、訴状や判決書も出していただく必要はありません。

一方、その訴訟でどの程度の労力を要したのかについては、準備書面とか書証をそのまま出すのではなくて、簡潔な形で報酬付与申立事情説明書に書いていただきたいと思えます。裁判官としては判決書を出していただくのと労力を把握しやすいと思えますが、どんなに苦勞したかということを示すために大量に準備書面や書証を出すようなことは控えていただきたいと思っています。

山川：時間になりましたので、座談会の方を終了させていただきます。(拍手) ありがとうございます。では閉会のあいさつを東京弁護士会高齢者・障害者の権利に関する特別委員会委員長、吉野智先生にお願いいたします。

吉野：本日は大変お忙しい中、また大変お疲れのところ、実務に直結する大変有益なお話をいただきまして誠にありがとうございました。いろいろ工夫していただきまして、本に書いていない家裁の実務、特に考え方、あるいは運用、そういったところについて精力的にご説明いただきまして、皆様におかれましても家裁の実務を知るのに大変有意義な場になったのではないかと思っております。

現在、家庭裁判所の実務はかなり新しくなって動いているといえますか、日々進化しているところもあるように思われます。書式もそうですけれども、運用そのものにつきましても、例えば今日もお話がありましたように、監督、支援信託、あるいは報酬、そういったところについて考え方少しずつではありますけれども変わってきているところがございます。

そういったところを委員会とも協議しながら進めているところも多くあるわけですが、いずれにしても家裁の運用を委員会としても皆様の方にきちんと情報発信していきたいと思えますし、書式等につきましても定期報告される際にホームページをご確認いただければ新しい書式等が出ていますので、そういったところも見ていただけたらと思っております。

今、憲法問題を語る — 憲法問題対策センター活動報告 —

第69回 日弁連主催の日本国憲法施行70年記念企画

「憲法ポスター展～あなたの願いをポスターに」に応募しよう！

憲法問題対策センター委員 芹澤 眞澄 (43期)

1 今年日本国憲法施行 70 年

日本国憲法は、1946年11月3日に公布され、翌1947年5月3日に施行された。今年、憲法施行70年の年にあたる。

ちょうどこのLIBRA6月号が皆様のお手元に届くのは、憲法記念日の1か月後である。

例年通り、憲法記念日のイベントである、安全保障関連法の廃止等を訴える東弁の街頭宣伝活動が、有楽町駅前、盛大に行われたことは記憶に新しい。

2 日弁連主催「日本国憲法施行 70 年 記念企画」ポスターの募集

戦後70年の節目であった2015年9月19日に、国会で安全保障関連法が強行採決されてから、今日まで、立憲主義が脅かされる状況が続いている。

日弁連は、戦後72年にわたって、私たちの平和と人権を支え続けている日本国憲法の理念がより深く社会に根ざすよう、広く市民とともに憲法の果たす役割を考える契機とするべく、①小学生以下、②中・高校生、③大学生・社会人と3つの部門に分けて、「日本国憲法の世界」を自由にイメージして描くポスターを募集し、作品の中から、部門ごとに金賞1作品、銀賞1作品、銅賞1作品、入選5作品(8作品×3部門)を選び、表彰をする企画を行う。(ちなみに、各部門の金賞の賞品(図書カード)金額は、小学生以下部門が2万円、中・高校生部門が5万円、大学生・社会人部門は10万円である！)

また、応募作品の展示会を行い、日本国憲法施行70年を記念して、憲法の理念や役割を紹介し、日本国憲法の大切さを広く訴えかける。

表彰作品の審査は、日弁連会長、同憲法問題対策本部本部長代行の他、5名(予定)の外部委員からなる選考委員によって行われる。外部委員として憲法学者(学習院大学教授)の青井未帆さん、信濃デッサン館・無言館館主の窪島誠一郎さん、作家の中島京子さん、絵本作家の長谷川義史さんが内定している。

表彰式は、日本国憲法が公布された1946年11月3日にちなみ、今年の11月4日に行われる予定となっている。

詳細は日弁連ウェブサイト <https://www.nichibenren.or.jp/event/year/2017/170508.html>

3 東弁会員やそのご家族からも積極的な応募を！

本記念企画は、日弁連と各単位会が協同して実施することになり、応募の窓口を東弁も担うことになる。応募開始時期は5月8日からであり、締切は8月31日必着である。

私の身近な会員からは、自分の画力を考えて小学生部門に応募しようかと考えている、との珍妙な話も聞こえているが(このようなことは不可能だと思われる)、会員の皆様やそのご家族におかれては、ぜひ奮ってご応募いただきたい。

多くのポスターが一挙に弁護士会館1階やその他の場所で展示される光景は、さぞ圧巻であろうと思うと、今から胸が高鳴る。

あっせん人列伝

第10回 齋藤輝夫 会員(44期)



今回は、平成28年度紛争解決センター運営委員会委員長を務められた齋藤輝夫会員にお話をうかがいました。(聞き手:紛争解決センター運営委員会委員 新井 美穂)

Q1 センターの和解に執行力を付す方法は何かありますか。

両当事者が仲裁合意をして仲裁手続を行い、その中で、仲裁法38条に基づいて和解における合意を内容とする仲裁決定をすることができます。

私も担当した事件で、仲裁決定を出したことがあります。あっせん手続として申し立てられた事件で、3回のあっせん期日を開いた後、両当事者に仲裁合意をもらい、仲裁手続に移りました。そこで仲裁期日を開き、同日に和解合意を内容とする仲裁決定を出しました。この事案は、債務の存否にはそれほど争いはなく、弁済方法が問題でした。債務者側が長期の分割でなければ払えないと言って、これに対し債権者側は債務者側を信用できず不安があったため、仲裁決定とすることにしました。

即決和解や公正証書作成といった手続に比べて、話し合いからそのまま仲裁決定とすることができるので、利用しやすいと思います。

ただ、今回は金銭の支払いだったので条項も作りやすかったですが、和解条項は執行できるよう、慎重に作成しなければなりません。その点では調停や公正証書作成も同じですけどね。

Q2 齋藤会員があっせん手続で心がけていることはありますか。

私は、一般ADRのほか金融ADRも担当しています。一般ADRでは時には法的評価にとらわれず解決を促進するような役割を心がけていますが、金融ADRでは、金融機関に金銭の支払いを求める場面においては、金融機関が金銭の負担を納得できるよう法律的な説明をきちんとおこないます。また、金融ADRでは、金融機関に説明義務や資料提出義務といった片面的義務があるといった制度上の特徴がありますので、この

趣旨を金融機関に十分に説明し、なるべく義務を履行してもらうように促しています。

また、リスク性商品については、その商品自体の知識がないと紛争のポイントも理解もできませんし、当事者を説得することはできませんから、それらの商品について学ぶようにしています。

Q3 東京弁護士会の金融ADRの特徴を教えてください。

弁護士会の金融ADRは、全国銀行協会など指定紛争解決機関に比べ間口が広いと思います。「紛争」の意味を広く捉えますから、「数年前に預金を引き出したときに現金が足りなかった」などといった争いでも、当事者が話すことで納得する可能性があれば、紛争ととらえて事件を受けつけます。

さらに、当会の金融ADRは、金融トラブルに詳しい弁護士と、消費者問題の経験が豊富な弁護士と、あっせん経験の豊富な弁護士の3名体制で手続が進められるので、専門的な知見に基づき、バランスのとれた解決をのぞむことができます。

また、裁判のように白黒はっきりつけるのではなく、柔軟な解決をすることができるといえるでしょう。

Q4 最後に一言お願いします。

紛争解決センターでは、今後も専門ADRの利便性を高め、特殊性の強い紛争の解決の場を提供できるよう研究を重ねていきたいと思っています。ぜひ当会のあっせん手続をご利用ください。

齋藤輝夫会員プロフィール

平成4年4月弁護士登録。平成13年10月ニューヨーク州弁護士登録。平成25年4月明治大学法科大学院特任教授。平成28年度紛争解決センター運営委員会委員長。著書に『金融ADR活用ガイドブック』(共著、日本加除出版、2012年)など。

性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる弁護士会を

第20回 男女共同参画推進本部主催ランチ会 『とーべん女子会しゃべり場』に参加して

新進会員活動委員会前委員長 角田 智美 (64期)

男女共同参画推進本部は、昨年秋に策定された第2次男女共同参画基本計画に基づき、女性会員による情報交換のための小規模ランチ会「とーべん女子会しゃべり場」を定期的で開催することと致しました。一口に女性会員と言ってもライフスタイルや働き方は様々ですが、例えば「仕事につながる人脈形成・依頼者との関係」「仕事をしていく上で女性弁護士として留意した方がよい点はあるか」「『セクハラ?』とを感じる事案への対処のしかた」「仕事と育児・介護等の両立のコツ」等々、日頃感じる多様な疑問や悩みについて、昼食(弁当)をとりながら気軽に意見交換するとともに、若手・中堅女性会員に、メンターとなりうる先輩女性会員とのネットワーキングを行う場を提供することを目的としています。第1回は、新進会員活動委員会のご協力のもと開催し、その概要をご紹介します。(男女共同参画推進本部)

1 参加の経緯

2017年1月26日、弁護士会館で、男女共同参画推進本部主催による「とーべん女子会しゃべり場」が開催されました。第1回は若手会員に特化した内容と伺い、私が当時委員長を務めていた新進会員活動委員会(以下「当委員会」)から、女性委員やその友人等、64期から69期までの10名が参加し、芹澤眞澄副会長(当時)や男女共同参画推進本部の女性委員3名を交えて交流を行いました。

きっかけは、当時の芹澤副会長からのお声かけでした。当委員会は、登録5年以内の若手会員のみで構成される委員会です。18時から定例会が開催されることもあり、特にインハウスの女性会員が多いのが特徴です。

当時、私は、当委員会の委員長だったことや同じ女性ということもあり、芹澤副会長とは色々なお話をさせて頂いておりました。その中で、若手女性会員の悩みが、当委員会の中では当たり前の問題意識であっても、東京弁護士会全体に対しては十分に共有されていないことに気づきました。その背景として、若手女性会員が先輩弁護士に気軽に相談できる場がなかったという点もあるのではないかと、ということで、今回、「しゃべり場」の開催に協力させて頂くことになりました。

2 参加した感想

初めての企画ということもあり、多少不安がありましたが、終わってみると、1時間半では足りないと思うくらい活発な意見交換となりました。

何気ない話から、日頃なかなか相談できない話など話題は多岐に及びました。個々の参加者が話したいと考えていた話題が重なる部分もあり、若手会員だけではなく女性としての悩みは共通するのだと実感しました。中には、想像を絶するような苦勞をされている会員もいて、今後、バックアップできる体制を組んだ方がよいのではないかという話題にもなりました。

参加してみて思ったことは、その場では解決できなくても、気軽に相談できる環境があることが重要だということです。特に女性若手会員は、身近に先輩女性弁護士がいないなど、周囲になかなか相談できない環境にある人も多いのが実情だと思いますので、相談できるだけで大きな安心に繋がります。

初めての企画でしたが、「しゃべり場」は大成功だったと思います。もちろん、参加された方のプライバシーは厳守する会ですので、今後も安心して多くの女性会員に参加して頂ければと思います。

最後に、企画して下さった芹澤副会長、男女共同参画推進本部委員の方々には心から御礼申し上げます。

近時の労働判例

～労働法制特別委員会若手会員から～

第52回 東京地判平成28年3月16日判決

(ネットワークインフォメーションセンターほか事件)(労判1141号37頁)

出向従業員に対する出向元の安全配慮義務

労働法制特別委員会委員 野田 広大 (67期)



1 事案の概要

本件は、出向先での長時間労働等で精神障害を発症し自殺した労働者Aの遺族が、出向先Y2、出向元Y1及び双方の代表取締役を兼務するY3に対して、逸失利益等の損害賠償を請求した事案で、裁判所は、Y1～Y3に連帯して賠償金を支払う義務を認めたものである。

2 事実関係

(1) Aの勤務状況について

Aは、平成13年6月にY1にアルバイトとして入社し、平成16年に同社の正社員となりY1コールセンター業務に従事していたが、平成23年10月1日、チョコレート販売を業とする被告Y2に在籍出向を命じられ、従前の職務とは大きく異なる店舗管理・在庫管理を担当するようになった。Aは、在庫管理システムが構築されていない状況下での物流管理や、新規出店の準備、納品業者のトラブルへの対応等で、平成23年10月20日までの20日間の時間外労働時間は69時間、同年11月20日までの1か月は172時間、同年12月20日までの1か月は186時間という長時間労働をしたことで精神障害を発症し、同月23日にY2社屋の非常階段に索状物をかけて自殺をした。労基署は、Aの自殺を業務上災害と認定した。

(2) 被告らの関係と出向者の取り扱いについて

Y3は、Y1の創業者兼代表取締役であり、Y2はY3の支援もとで平成22年に設立され、同23年6月からはY3がY2代表者を兼任するようになっていた。Yらでは、出向者に対する賃金はY1が支払い、会計上はY1からY2への貸付として処理されていた。

両社の本店は仕切りのない一室を共同使用しており、出向者にはY1の就業規則及び労使協定を適用し、出向者の勤怠管理や労働時間の集計はY1の人事部が行っていた。Aに対する指揮命令は、Y1の指揮命令系統とは区別され、Y2における直属の上司及びY3が行うという形がとられていた。

3 本件の争点

本件の争点の一つは、出向元との労働契約を維持した在籍出向社員の出向先での過重労働を原因とする精神疾患・自殺という事態の発生防止について、出向元が安全配慮義務を負うかという点にあった。以下、この点に絞って解説する。

4 争点に対する判断

裁判所は、Aの自殺を、長時間労働を原因とする労災とした上で、出向元は、「出向先・労働者との出向に関する合意で定められた出向元の権限・責任、及び、労務提供・指揮監督関係の具体的実態等に照らし、出向元における予見可能性及び回避可能性が肯定できる範囲で、出向労働者が業務遂行に伴う疲労や心理的負荷等が過度に蓄積して心身の健康を損なうことがないように注意する安全配慮義務を負う」との一般論を提示し、本件では、Y1とY2の間には、Aの給与の負担以外の義務の分担について明示的な合意が無かったことから、労務提供・指揮監督関係の実態から、Y1の安全配慮義務の内容を判断した。

そして、本件では、出向者の時間管理はY1の人事部が行っていたこと、Y1の人事部がAの勤務場所と同じフロアにあったこと、Y3がY1とY2の代表者を

兼務し、Aに業務指示をしていたこと等を重視し、Y1には、長時間労働をしている出向労働者がいるときは、その業務負担の軽減の措置を取ることができる体制を整える義務があり、その義務に違反があったとした。

5 出向元の責任に関する これまでの裁判例

従来の裁判例は、出向元も労働者に対して何らかの安全配慮義務を負うことは認めながらも、出向者の危険に対する予見可能性や回避可能性の観点から義務の内容を限定的に捉える等して、結果的に安全配慮義務違反を認めなかったものが多い（協成建設工業事件：札幌地判平成10年7月16日労判744号29頁、JR貨物事件：広島地判平成16年3月9日労判875号50頁、JFEスチール事件：東京地判平成20年12月8日労判981号76頁。ただし、JR貨物事件は、出向先・出向元双方について使用者の予見可能性を否定した事例である）。

一方、出向に類似した法律関係に関する裁判例では、労働者派遣の派遣元の責任を肯定した例（ニコン事件：東京地判平成17年3月31日労判894号21頁）、労働者を他社に長期出張をさせ、出張先の会社も事実上出張者に対して指揮命令を行っていた事情の下、出張元の使用上の責任を肯定した例（デンソートヨタ事件：名古屋地判平成20年10月30日労判978号16頁）等、労働者を送り込んだ元の使用上の責任が肯定された例も見られる。これらの裁判例は、送り込まれた先と労働者との間には契約関係が無い点で出向とは異なるが、元の使用上の責任が送り込んだ労働者に対してどのような配慮をすべきかという点では参考になる。

6 本判決の検討

本判決は、出向元の責任について、JFEスチール事件のものを踏襲しており、一般論としては、出向者について指揮命令権のないことが多い出向元の安全配慮義務の範囲について、通常の使用のものに比べて限定的に捉えている。今後も出向元の安全配慮義務の範囲を画するに当たっては、この一般論が用いられるものと考えられる。

本件の特色は、出向元と出向先の本社が同室で、代表者が共通し、出向労働者の時間管理を出向元が行う等、出向元における出向者の労働環境の認識、危険に対する予見可能性及び結果の回避可能性が極めて高いところにある。その意味で、本判決は、やや特殊な出向ケースの事例判決であり、出向元が負っている安全配慮義務の具体的な外縁を画するには、さらなる裁判例の蓄積が必要である。

しかしながら、出向元が出向労働者に対して何らかの安全配慮義務を負う可能性のあることは、いずれの裁判例においてもほぼ一致して認められているところであって、出向元としては、可能な範囲で出向労働者の状況を把握してその安全管理を徹底することが求められている。出向元が出向労働者の状況を把握する方法としては、出向先との情報共有、出向労働者からの申告制度等の整備等が考えられるが、これらの方法で出向元が労働者の置かれている窮状を容易に知ることができたような場合には、出向元の責任が問われることも十分あり得るものと考えられる。

事例報告

融資金詐欺事件における無罪判決

刑事弁護委員会委員 酒田 芳人 (64期)

1 事案の概要

本件は、被告人を含めた共犯者らが、営業実態のない会社を利用し、金融機関から信用保証付き融資の名目で金を騙し取ったという7件の融資金詐欺の事案であり、被害金額の総額は約1億5000万円に上る。各詐欺事件の具体的な犯行態様は、①虚偽の内容の書類を用意して金融機関の担当者に信用保証付きの融資を申し込み、②架空の会社の事務所等を実際に準備して金融機関の担当者による実地検査に備え、③代表者役にリハーサルを実施するなどした上で金融機関の担当者との面談や融資の交渉に臨み、④1回目の融資から2回目の融資までの間は月々の返済期日に遅れることなく返済を続け、一つの会社を用いて複数回にわたって融資金詐欺を行うというものであった。

2014年7月に被告人が神奈川県警に逮捕されて以来、当会の白井徹会員と共に弁護人として活動してきたが、2017年3月28日、横浜地裁において、起訴された7件の詐欺事件全てについて無罪判決を得たので、本件の弁護活動等について報告する。

2 争点

本件において、被告人を除く共犯者らが各詐欺事件を行ったことは、当事者間に争いが無い。本件の争点は、各詐欺事件において、被告人に詐欺の故意が認められるか、被告人と各共犯者との共謀が成立するか否かである。

3 弁護活動

(1) 捜査段階

被疑者は、逮捕時より一貫して本件への関与を否認しており、自らは一連の融資金詐欺が行われたことは知らない、実際に本件融資金詐欺に中心的に関わっていたのは逮捕されていないAのはずだ等と主張していた。

弁護人としては、逮捕当初より被疑者が本件各詐欺事件への関与を否認していたことから、終始黙秘するという方針を第一に検討した。

しかし、本件各詐欺事件は、共犯者が複数人関与した詐欺事案であるところ、仮に被疑者の説明するとおり、犯行に関与していたのが被疑者ではなく、いまだ身柄を拘束されていないAであるとすれば、捜査対象としてAの存在を浮かび上がらせることで、被疑者が犯人でない可能性を提示し、これにより被疑者に対する不起訴を目指すことも可能ではないかとの結論に達した。

そこで、被疑者との間で、黙秘ではなく署名押印拒否の方針をとること、取り調べ内容については詳細に弁護人との間で情報を共有すること、取り調べにおいて話す内容については慎重に検討した上で決定すること等を確認した。その上で、弁護人2名体制により、2日に1回の接見を原則とし、被疑者を通じて取り調べ内容を把握しつつ、客観的証拠の存在や共犯者供述の内容を想定しながら、取り調べ対応を行った。

しかし、結果として、7件の詐欺事件すべてにつ

いて起訴されたため、争いの場を公判へと移すこととなった。

(2) 公判準備段階

本件は、関係者および証拠多数の詐欺事案であることから、各供述証拠の信用性判断や弁護側立証に用いる証拠の収集、および、検察側の立証構造の把握に資するため、公判前整理手続に付することを申し立てた。しかし、裁判所は、審理の経過をみて判断するとの立場から、第一回公判前の段階では公判前整理手続に付する旨の決定を行わなかった。

その後、検察官から当初提出された証拠は約100点、のちに追加された証拠を含めると、最終的には約200点あまりに上ることとなった。弁護側としては、改めて期日間整理手続に付することを求めたところ、裁判所は、弁護側の主張に理解を示し、第二回公判後、期日間整理手続に付する決定を行った。

約10ヶ月間にわたる期日間整理手続の中で、検察側による証拠開示と弁護側による開示証拠の検討、検察側・弁護側双方の主張の整理が行われたが、その中で、被告人の各詐欺事件への関与（共謀または故意）を示す直接的な証拠のほとんどは、共犯者供述のみであることが明らかとなった。そこで、弁護側としては、金融機関に対して提出された偽造書類など、争いのない証拠については同意しつつ、共犯者を含めた関係者らの供述調書は全て不同意とし、結果として、10名以上におよぶ証人の尋問が行われることとなった。

また、他方で、共犯者らの供述を念頭に置きつつ被告人の供述内容を確認し、検察側の証拠開示や弁護側の事実調査などを通じて、被告人の供述内容と整合する客観的証拠の整理および収集を行った。加えて、各詐欺事件および被告人の関与に関する共犯者らの供述を分析し、被告人の供述と整合する部

分・相反する部分を整理したうえで、被告人に不利な供述の弾劾を主な目的とした反対尋問の準備を行った。

4 公判および判決

(1) 公判

前記の公判準備を経て、各証人に対する証人尋問が行われ、弁護側としては、各証人から概ね想定した通りの証言を得ることができた。

その後、被告人質問、論告、弁論が行われたが、弁論終結後に新たな証人の所在が判明したため、弁論が再開された。その後、改めて証人尋問や書証の取り調べが行われ、2017年3月に再開後の弁論が終了した（なお、弁論再開の経緯および再開後の弁論の内容については、紙幅の都合上割愛する）。

(2) 判決

判決は、被告人を本件各詐欺事件の共同正犯（刑法60条）と認定するにあたっては、本件各詐欺事件の認識・認容および共謀が必要であるが、『正犯』とされる以上は、単なる意思の連絡では足りず、共謀と不可分一体の要件として、『自己の犯罪』を行う意思、すなわち、自己の犯罪を犯したといえる程度に、その遂行に重要な役割を果たしていることが必要である」ことを確認した上で、被告人の関与について供述する証人の証言の信用性を否定し、「被告人と各共犯者との共謀を認定するには合理的な疑いが残る」として無罪の結論を導いた。本判決は、被告人に保障された無罪推定の原則に忠実に従ったものであり、評価できるものである。

ただし、本判決に対しては、2017年4月11日付けで検察官による控訴が行われたため、今後、東京高裁において控訴審の審理が行われる予定である。

第69回

「改正個人情報保護法セミナー～どうなる,どうする,企業の実務～」を終えて

新進会員活動委員会委員 濱本 孝也 (67期)

2017年2月20日,当委員会主催にて「改正個人情報保護法セミナー～どうなる,どうする,企業の実務～」と題する個人情報保護法に関するセミナーが開催されました。そこで,本セミナーの企画と実際に開催されたセミナーの様子等について報告させていただきます。

セミナーの企画について

1 2016年11月,当委員会の委員から,中小企業を対象としたセミナーを開催し,当委員会と中小企業との交流を深めつつ,弁護士としてスキルアップを図るセミナーを開催してはどうかとの提案がなされました。同月開催の本委員会で諮ったところ,多数の委員がこの提案に賛同したため,セミナー開催に向けての準備がスタートしました。

セミナーのテーマを検討するにあたっては,2017年5月30日施行の個人情報保護法改正により全ての事業者が個人情報保護法の適用対象となるため,これまで対象外であった中小企業の担当者が,同法改正についての関心が高いと考えられました。そこで,改正のポイントと改正後の実務的対応を主とする内容をテーマとしました。

セミナー講師は当委員会副委員長(当時)の伊藤慶太委員が担当し,各委員が知り合いの中小企業に声をかけを行うとともに,当会のウェブサイトに開催の告知を載せていただく方法により,セミナーの参加者を募りました。

開催形式としては,1時間程度のセミナーの後に1時間程度のワークショップを行う2部構成としました。セミナー内における質疑応答形式ではなくワークショップ形式としたのは,その方がざっくばらんに意見交換することができ,十分な交流ができると考えられたからです。

2 企画提案から開催までの準備期間が3か月と短期間で

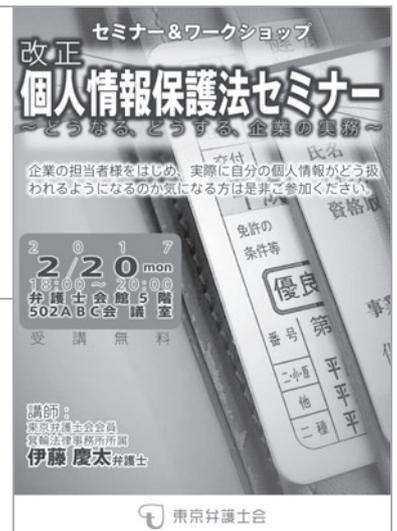
はありましたが,佐々木広行担当副会長(当時),成田慎治副会長

(当時)のお力添えと当会業務課のご支援のほか,関係各所のご協力を得て開催ができました。特に相川泰男会員,田島正広会員,関義之会員をはじめとする当会中小企業法律支援センターの皆様には,企画段階から,実現まで,各段階で,貴重なご意見をいただきました。特に,委員会全体会の中でお時間を割いていただき,伊藤慶太委員のプレゼンテーションについてアドバイスを受けたことで,本番までに今回のセミナー内容につき改善をすることができました。この場を借りて心からの感謝を申し上げます。

開催されたセミナーについて

1 参加者について

セミナーには15社から事前に参加のご連絡をいただき,当日は,13社16名の方々に参加していただきました。当日に実施したアンケートによりますと,「知人等からの紹介」により参加した方が多数でした。複数名の委員が顧問先や知り合いの企業の担当者にお声かけをしたことにより,当日のキャンセルが少なく多数の方にご参加いただいた結果となったと考えられます。



また、当会のウェブサイト経由の申込みによりご参加いただいた方も2名おり、お二人は当会のウェブサイトを定期的にチェックしているとのことでした。

2 セミナーの状況

伊藤慶太委員によるセミナーは、個人情報保護法について知識を有しない人にも理解できるように、情報量を絞ったパワーポイントを補助資料として用いながら、個人情報保護法の改正というタイムリーなテーマについて要点を簡潔に説明するものでした。

その一方で、セミナー後のフォローアップに役立つよう、参加者の方には、セミナーで使用したパワーポイントとは別に、改正法の内容や個人情報保護法委員会が公表するガイドライン等の詳細が記載された資料も配付しました。

セミナー後のアンケートにご回答いただいた全員が、セミナーについて「大変良かった」または「良かった」としていたほか、その理由としても「改正法のポイントがよく整理されていた」「理解しやすかった」などと記載していただいていますので、参加者の満足度は高かったものと推察されます。

また、セミナー終了後、現行個人情報保護法適用対象の企業に勤務し、十分な知識を有していらっしゃる方からも、「知識が整理された」との感想をいただいています。

3 ワークショップの状況

今回は、セミナーの後に、当委員会の委員2～3名と参加者1～2名のグループに分かれてワークショップを行いました。事前の打合せでは会話が進まないグループが生ずることが懸念されていましたが、どのグループも会話が途切れることなく意見交換をすることができていたようです。

私が担当したグループでは、改正個人情報保護法の実際の運用がどのようになるかがメインテーマとなりました。

確定的な結論が出たわけではありませんが、企業の担当者が行うべき対策のイメージは提示できたといえましょう。

今後の課題と展望について

1 当委員会では、過去に単独主催のセミナーを企画したことがなく、今回のセミナーが初めての取り組みでしたが、上記のように参加者の満足度も高く、初回としては一定の成果を収めたといえるかと思います。

その要因としては、中小企業法律支援センターのご協力もあり、伊藤慶太委員作成のコンテンツが対象者を意識したものになったこと、各委員による関係企業への声かけにより事前に一定数の参加者数を把握した上での内容検討ができたこと、当会ウェブサイトでの告知により、個別の声かけではお越しいただけなかったような規模の企業の皆様にお越しいただけたこと、セミナーの後にワークショップを取り入れて忌憚なき意見交換ができたことだと考えられます。

2 今後は、より質の高いコンテンツを作成すること、顧問先等の関係企業に対する声かけと当会ウェブサイトのほかに多数の参加者を確保する周知方法を模索すること、ワークショップ以外にもよりよい開催形式がないか検討すること、タイムリーなテーマを準備できるかということが課題となります。

また、当委員会は登録5年目までの若手会員で構成される委員会であり、マンパワーにも限りがあることから、他の委員会との共催によるセミナーとすることも選択肢の一つとなります。

当委員会では、弁護士会外部の交流を深めつつ弁護士としてスキルアップし、その過程で得た経験を弁護士会、特に若手会員と共有するという目的を達成するため、今回のセミナーでの経験を生かし、今後も様々な企画を立案していきたいと思っています。

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

59期(2005/平成17年)

新しい時代の足音を聞きながら

会員 八倉 美緒 (59期)

1 私が第59期司法修習を終えてから、昨年の10月でちょうど10年経ちました。このような節目の時期に「わたしの修習時代」の掲載のお話をいただいたのも、何かのご縁かもしれません。

2 59期（修習期間：平成17年4月から平成18年9月）は、法科大学院出身の修習生がいない最後の修習期です。つまり、「新59期」というのはなく、次の60期から、いわゆる「旧60期」「新60期」といった呼び名に分かれているようです。

また、余談ですが、修習時代に岡口基一裁判官のいわゆる「要件事実マニュアル」にお世話になった方も多いことと思いますが、その最初が59期だったのではないかと思います。当時は単に上下巻だけだったのですが、その奥書を確認したら、確かに初版は平成17年12月10日発行でした。

このように考えても、修習を終えてからの時の経過を感じざるを得ません（もちろん、諸先輩方に比べれば、まだまだ10年に過ぎませんが）。

3 当時の修習期間は、1年6か月間で、その内訳は、まず和光で3か月間の前期修習を受けると、次に各地で1年間の実務修習に移り、最後にまた和光で3か月間の後期修習を受けて二回試験に臨む、というスケジュールでした。

私の実務修習地は長野で、修習生は12人でしたが、実際に修習を受けるにあたっては更にいくつかのグループに分かれていましたので、かなり少人数のめぐまれた環境で、各修習先では丁寧にご指導をいただくことができました。

そのうえ、長野はとても自然が豊かであったという意味でも、めぐまれた環境でした。つきなみな表現ではありますが、山並みや河川はダイナミックで、冬になると雪化粧でその表情も全く違ったものになったりして、とても素晴らしかったです。修習のカリキュラムで上高地などに赴ける機会がありましたし、そのほかにも修習先の方々と観光やスキーに行く機会などもいただき、長野の自然を満喫することができました。

そして、実務修習期間中には、当時世間の耳目を集めた刑事事件があって、そのような事件に立ち会うことができたのもよい経験になったと思います。また、当時はちょうど裁判員法が成立して間もない時期で、各修習先の方々が、裁判員制度を一般の方々に理解してもらうべく様々な企画・活動を始めていらしたことも、印象深かったです。その1つとして、裁判員裁判による模擬裁判が実施されましたが、長野の法曹三者が協力して、いわば一大イベントの様相でした。修習生も証人役として参加させていただきましたが、私は被害者役でしたので事前に検察官の方々と何度も打ち合わせて準備をする機会もあり、とても貴重な経験ができました。

4 修習を通じてお世話になった方々には、本当に感謝しております。

また、以上のように振り返りますと、裁判員裁判制度や法科大学院制度の足音を聞きながら、ちょうど新しい時代の過渡期にあって（要するに司法制度改革による制度が実施されようという時期に）、修習時代を過ごしていたのだとも、改めて感じます。



会員 安部 敏大

「インハウスって実際どうなのよ」

1 はじめに

タイトルは、同期の弁護士と飲み会で会うと必ず投げかけられる言葉。近年、大幅に増加し、存在感を示しつつはあるが、弁護士業界ではまだまだレアキャラの企業内弁護士。弁護士がキャリアを考える上で、有力な選択肢の1つとして台頭してきているが故にタイトルのような疑問が生じるのだと思われる。今回は、1年間の経験を踏まえ、新卒インハウスとして思うところをつらつらと綴ってみる。

2 インハウスの日常

所属企業にもよるのであろうが、筆者の所属企業における業務の大半は契約書のチェックである。よく使う法令は、商法、製造物責任(PL)法、下請法などだが、なんといっても重要なのは、当然ながら民法、その中でも契約自由の原則である。

筆者にとってはこれが衝撃であった。学部1年の民法総則の講義以来、実に10年越しでの再会である。

それ以外にも、雑多な業務は枚挙に暇がない。特に新卒インハウスは、年齢的に一番下となると、それこそ郵便局へのお遣いや飲み会のセッティングなども業務として行う。

3 企業内で弁護士であること

インハウスは、他の法務部員と異なる業務を行うことはほぼない。極稀に訴訟代理人を行うケースもあるそうだが、インハウスを雇用する企業はたいてい大企業であり、新卒インハウスに単独で事件処理をさせると取締役の任務懈怠責任にもなりかねない。少なくとも筆者の所属企業においては、弁護士資格に基づく業務は皆無である。自らが弁護士であることを実感するのは、

何かの拍子に「先生、先生」とイジられる場合くらいである(もちろん、大概いい意味ではない)。

そんな中で、なぜ自分がバッジを維持することに拘るのか。個々のインハウスによっても異なるであろうが、駆け出しのヒヨコ子である筆者にとっては、バッジはアイデンティティの本丸であり、盾である。新卒インハウスならばおそらく全員が直面するであろう、プロパーの先輩法務部員との圧倒的な力量の差。自分が弁護士資格を取得するまでの期間、新卒から業務として法務に携わってきた先輩法務部員との差は、どこまで行けば追いつけるのか、ひょっとしたら一生無理なんじゃないかと絶望すら覚える。それでも何とか立ち上げられるのは、「自分には、バッジがある」という厳然たる事実である。筆者の所属企業では会社が会費を負担してくれているため、そんな個人の誇りのためだけに金を出していると思われてしまうわけにはいかない。会費に見合うだけの付加価値を自分が還元できているかどうかは日々顧みるようにしている。

4 インハウスになってみて

新卒でインハウスになることの可否はよく議論されるが、筆者自身まだ決着がついていない。

弁護士なのに法廷を経験していない、同期との飲み会で「初めての〇〇あるある」についていけない、専門分野の作り方がわからないなど、果たして自分は本当に弁護士なのかと思い悩むこともある。

ただ、インハウスになってよかったというのは、間違いなく言える。世間で働き方がクローズアップされる中、自分自身が労働基準法に則って働くのもきっと法の支配の実現の一助だと自分に言い聞かせ、今日も定時で帰ることにしよう。

『ストーリーでわかる 営業損害算定の実務 新人弁護士，会計数値に挑む』

横張清威，伊勢田篤史 著 日本加除出版 2,700円(本体)

法律と会計の双方から論理展開し
営業損害を巡る損害理論に一石を投じる

会員 前田 真樹 (60期)



1 本書の内容について

本書は，弁護士兼公認会計士2名により執筆された書籍である。

本書において営業損害とは，「相手方の責に帰すべき事由により事業者が営業停止等となった場合に，営業停止等にならなければ得られるはずであった逸失利益」と定義づけられている。平たく言えば，営業損害とは商取引上の逸失利益ということになる。

商取引上の逸失利益という問題は，会社全体が営業停止した場合のみならず，1事業部が営業停止となった場合，1つの契約が不当解除された場合にも問題となりうる。特定の契約に基づき得られたはずの利益も，逸失利益にほかならないからである。

このように，営業損害は，弁護士として極めて身近な損害賠償理論ではあるものの，これまでこの点に関する理論はほとんど形成されてこなかったと思われる。

本書において営業損害は，原則として売上高から変動費を控除した「限界利益」とであると結論づけられている。また，この結論を導く過程において，会計的側面のみならず，法律的側面や過去の判例分析を用いており，非常に分かりやすく説得的な論理展開を繰り広げられている。正に法律と会計の双方を理解した，弁護士兼公認会計士のなせる業であろう。

2 私の感想

私も弁護士業を営む上で，しばしばこの営業損害の問題に直面することがある。

たとえば，ある契約が期間満了前に不当にも終了した場合，業務遂行にかかる経費がある以上，直感的に

売上高が全額損害になるとは思えない。けれども，売上高からどのような経費を控除すべきなのか，その判断がつかないことが多い。契約ごとの決算書というものが存在していないため，どのようにして営業損害を算定すべきか分からないのだ。また，仮に会社全体の決算書を手に入れたとしても，どのようにしてここから特定の契約に関する営業損害を算出すればよいのか途方に暮れてしまうのである。

本書は，このような疑問について，会計に疎い男性新人弁護士と幼馴染みの女性公認会計士とのやり取りという具体的なストーリーを通じて，わかり易く解説している。単に会計理論の話を読んでも，法律家には理解が進まないと思われるところ，小説のようなストーリーと論理的な解説がサンドイッチのように展開されているため，とても理解しやすい。

また，弁護士がどのようにして営業損害を算定すればよいのかという解説に留まらず，どのような証拠を入手すべきなのか，どのようにして相手方に証拠開示を求めればよいのか，どのように求釈明を行えばよいのかという，弁護士実務に即した解説も行われている。

それ以外にも，固定費は営業損害になるのか，節約可能固定費をどのように扱えばよいのか，法人税は変動費として捉えるべきかなどという興味深い派生論点についても言及されている。

これまで，営業損害に関する書籍や論文がほとんど見当たらなかったという現状において，今後の営業損害を巡る損害理論において一石を投じる書籍ではないかと考えている。



2分30秒にかけた チアリーディングへの熱い思い

会員 鈴木 悟子 (69期)

突然だが、チアリーディングという団体競技があることをご存じだろうか。最近では、テレビの特集などで少しずつ取り上げられるようにはなったが、まだ認知度は低いのではないだろうか。今回は、私が大学時代に打ち込んだ、チアリーディングについて少しご紹介したいと思う。

チアリーディングは、アメリカンフットボールや野球などの応援活動から始まった。その後、スタンドの観客を楽しませるためにアクロバティックな立体感のある技が取り入れられるようになり、1980年ごろ、アメリカ合衆国で初のチアリーダーが主体となる競技会が開催され、日本でも1988年に第1回全日本チアリーディング選手権大会が開催され（日本チアリーディング協会のウェブサイト (<https://www.fjca.jp/>)）、その後、主に毎年春・夏・冬に全国大会が開催されている。

大会での各チームの演技時間は2分30秒、主に8名以上16名以内で編成される。競技規則として、演技に取り入れるべき要素がいくつかあるのであるが、その中心となるのが「パートナースタunts」と「ピラミッド」だ。

パートナースタunts（以下「スタunts」という）は、組体操のようなものだ。このスタuntsは、上に乗る「トップ」、トップを下から支える「ベース」、スタuntsの後方において司令塔の役割を果たす「スポット」の三役を中心に構成される。私はベースだった。

スタuntsの種類は様々だ。いくつか基本的なものをご紹介すると、2名のベースが、トップを肩の高さまで持ち上げる「エレベーター」、ベースが、肩の高さまで上げた腕をさらに上方へと真っすぐ伸ばし、その掌の上にトップが立つ「エクステンション」、さらにそこでトップが片足となる「リパティ」、ベース2名が腕を十字に組み、そこにトップを乗せ、三役全員のタイミングを合わせて一気にトップを上方へ飛ばし、空中でトップが宙返りを

する通称「バックフリップ」等である。

ピラミッドとは、スタuntsを組み合わせたものであり、大会ではこのピラミッドの難易度と成功率がチームの順位を左右する。ピラミッドも数多くの種類がある。例えば、3名のベースの上に、3名のミドルトップが乗り、その腕に2名のトップが飛び乗る通称「3・3・2」など。どれも高さは約4メートル以上の立体感あるものだ。

各チームは、その実力に応じた難易度のスタuntsやピラミッドを取り入れて演技を構成し、大会に臨む。スタuntsもピラミッドも、チーム全員の息がピッタリと合い、全員が体力・持久力を有していなければ成功しない。

大会本番まで何百回と練習を積むが、大会直前までピラミッドが何度となく総崩れの失敗を繰り返し、涙を吞んでピラミッドの難易度を下げたこともあった。

トップは、ピラミッドの頂上へ飛び立つ際、ベースが下で必ずキャッチしてくれると信頼し、自らの身体・生命を下に委ねる。ベースは、トップのその信頼に応えるため、身体と精神力を鍛え、どのような角度からトップが落ちてこようとも、必ず下でトップをキャッチし、守り支える。私は、この信頼関係こそがチアリーディングの肝だと思っている。

弁護士となった初めての夏、元気をもらうため、久しぶりに全国大会に足を運んでみようと思う。



大会会場近くの風景

vol.7 棋友会から

東京弁護士会
囲碁祭り 2017

2017年3月4日(土)に弁護士会館にて「東京弁護士会 囲碁祭り2017」が行われ、多数の会員や関係者の方々に参加していただきました。当日の様子をご報告いたします。

棋友会 舟橋 史恵 (63期)

2017年3月4日に東京弁護士会棋友会主催の「囲碁祭り2017」が弁護士会館5階会議室で開催され、プロ棋士との指導対局、囲碁インストラクターによる入門者・初心者への指導対局、参加者同士の自由対局が行われました。

今回お越しいただいたプロ棋士は、春山勇退役九段、青葉かおり五段、長島梢恵二段、下坂美織二段の4名でした。女性の先生は、毎週日曜午後にEテレで放映されるNHK杯テレビ囲碁トーナメントの聞き手を務められた方々で、囲碁ファン垂涎の豪華講師陣となりました。そのおかげか、当日は弁護士・一般の方含め70名を越す囲碁ファンが訪れ、大盛会となりました。

●プロ棋士との指導対局○

力自慢の方から、昇段昇級を目指す方まで、多くの方がプロ棋士の指導対局を受けました。

憧れのプロと無料で対局できるということで、当日は何人の方が指導対局を受けました。対局後には、自分の打った手のどこが悪かったのかをプロから直接指導してもらえるため、改めて自分の弱点を知ることができる貴重な機会となりました。



下坂美織二段の指導対局



自由対局の様子

●入門者・初心者への指導対局○

入門者・初心者の対局では、気軽に対局を楽しむことができるよう、一般的な19路盤(縦横19本の線を持つ碁盤)のほか、より小さい盤(9路盤, 13路盤)も使用して対局が行われました。

当日は、ルールを全く知らない方から、何回か打った経験がある方まで、幅広く多くの方が参加されました。教え上手、お話し上手なインストラクターの優しい指導のおかげで、初心者でも臆することなくのびのびと打つことができ、囲碁の面白さ、楽しさをたっぷり味わってもらえたようです。

●自由対局○

お馴染みの碁敵との対局を楽しむ方、初めての相手と対局を楽しむ方、夫婦で囲碁を楽しむ方など、多くの方が、囲碁を通して交流しました。

対局を通じて、初対面でも難なく打ち解けてしまえるのは囲碁というゲームの良いところです。私も、この日、アマチュア六段の方と4子の置石(ハンデ)で初めて対局し、結果は負けてしまいましたが、対局後、良かった手や悪かった手を教えてもらい、また、お仕事の話など囲碁以外の話でも盛り上がり、楽しく過ごすことができました。

●懇親会○

閉会後は、弁護士会館地下1階のメトロで懇親会が行われ、囲碁ファン同士やプロ棋士との交流が行われました。

追悼

故 須藤 正彦 会員 (22 期)

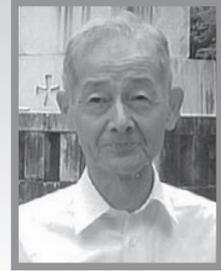
2016 年 11 月 5 日 逝去・73 歳

1988 年度 東京弁護士会副会長

1992 年 司法研修所民事弁護教官

2004・2005 年度 日本弁護士連合会綱紀委員会委員長

2009～2012 年 最高裁判所判事



正義の人 須藤正彦弁護士を偲ぶ

会員 縣 俊介 (50 期)

須藤正彦弁護士が、2016年11月5日に逝去された。満73歳、享年74歳の早すぎるお別れであった。

同年の10月半ば過ぎから入院されていたことを後で知ったが、心配をかけまいと、担当秘書には内密にと伝えていたようである。最高裁判事を退官後は、講演等外部の仕事を中心とした生活を送られており、1～2週間お会いしないことも普通のことだったので、我々同じ事務所の弁護士にとっても突然の訃報であった。

須藤弁護士には、私が弁護士登録3年目にジュニアパートナーとして机を置かせていただいて以降、長年にわたり薫陶をいただき、私にとって弁護士としてのみならず、人としての生き方の目標であった。

須藤弁護士は、何よりも「正義」を大切に、個人的な利欲に心を動かすことなく、常に高潔な姿勢で職務に当たっておられた。依頼者との関係でも、正義に反する主張には決して同調しない一方で、依頼者の正当な利益を守るためには全力を尽くした。須藤弁護士は、弁護士業務について、ビジネスという捉え方は希薄で、ご縁のできた方のために力になるのだというシンプルかつ力強い信念の下で職務に従事していたように思う。

須藤弁護士は、その高い見識と正義感で、1992年には司法研修所の民弁教官、2004年には日弁連の綱紀委員長を務められ、そして2009年には最高裁判事に就任した。最高裁判事として、数々の重要事件に関与されたが、担当秘書宛に、万一の場合の連絡先等を整理して渡していたメモには、ご自身が関与された代表判例として、いわゆる一票の較差

に関する最判平成23年3月23日と、大手消費者金融業の創業者に対する贈与税の取消等に関する最判平成23年2月18日の2つが挙げられていた。前者の判決における須藤弁護士の補足意見には、国民の選挙権のあり方に対する深い洞察がなされている。また、後者の判決は、大手消費者金融業の創業者の長男が贈与税の課税処分の取り消しを求めた事件で、結論として税務署長の課税処分が違法とされ約2000億円の税の還付がなされることになったことから、国民感情的な判例批判も少なくなかった事案であった。後に、須藤弁護士は、「弁護士から最高裁判所判事へ―折々の思索」(商事法務、2014年)という著書の中で、結論の具体的妥当性について苦衷の意を率直に表明しつつも、「税金を返さないという結論を生じさせるために、相続税法上の『住所』についてだけ独自のしかし無理な解釈を施すことは、あたかも一つの事件の解決のためだけに、人間が長い歴史をかけて築いてきた租税法律主義や立憲主義を担保するという役割を司法(裁判所)が放棄するおそれがある」と書いておられる。あえてこの事件を代表判例として書き記されたことに、須藤弁護士の法律家としての信念を感じる。

須藤弁護士とのあまりにも早すぎる突然のお別れに、かけがえのない大切な方を失ったものと残念でならないが、残された者としては、須藤弁護士がその生き方で示してくれた法律家としての模範を受け継ぎ、社会に貢献していくことが、恩返しになると信じ、精進して参る所存である。

須藤先生、本当にありがとうございました。心よりご冥福をお祈り申し上げます。

法律学

『司法研修所論集 2016 (第126号)』司法研修所
『法理論をめぐる現代的諸問題』角田猛之/晃洋書房
『いのち、裁判と法』矢島基美/三省堂

外国法

『中国ビジネス法体系 第2版』藤本豪/日本評論社
『図表でわかる中国進出企業の合併解消プランニング』築瀬正人/第一法規
『中国人・台湾人との金融取引』瀧本文浩/金融財政事情研究会
『国際不正競争法の研究』相沢吉晴/大学教育出版
『米国特許実務』山下弘綱/経済産業調査会
『解雇の金銭解決制度と労働市場改革 イタリア労働事情視察報告書』第一東京弁護士会労働法制委員会/第一東京弁護士会

憲法

『立法過程と立法行為』憲法の理論と判例/新正幸/信山社
『グローバル化と憲法』山田哲史/弘文堂
『近畿弁護士会連合会人権擁護大会 第29回』近畿弁護士会連合会
『「これからの男女共同参画社会のあり方」を考える』記録集』東京弁護士会/東京弁護士会
『平等権と社会的排除』浅倉むつ子/成文堂
『政府の憲法九条解釈 第2版』浦田一郎/信山社出版
『憲法関係答弁例集 (第9条・憲法解釈関係)』信山社
『システム開発。法務担当者のための2015年改正個人情報保護法実務ハンドブック』寺田真治/日経BP社

選挙法

『災害時における選挙事務支援実例集』清水大資/国政情報センター
『選挙事務危機管理マニュアル』都道府県選挙管理委員会連合会

行政法

『行政上の処罰概念と法治国家』田中良弘/弘文堂
『公務員制度の法理論』下井康史/弘文堂
『義務付け訴訟の機能』横田明美/弘文堂
『都市計画法開発許可の実務の手引 改訂第21版』東海建築文化センター/大成出版社
『建築法規 PRO 2017』図解建築法規研究会/第一法規
『建築申請 memo 2017』建築申請実務研究会/新日本法規出版
『図解建築法規 2017』国土交通省住宅局/新日本法規出版
『住宅市場と行政法』板垣勝彦/第一法規
『サ高住の決め方』消費生活マスター介護問題研究会/信山社
『必携用地補償実務便覧 2017年版』公共用地補償機構/大成出版社
『最新防災・復興法制』佐々木晶二/第一法規

消防法

『建築消防 advice 2017』建築消防実務研究会/新日本法規出版

財政法

『政務活動費』ここが問題だ』宮沢昭夫/公人の友社

税法

『日税研論集 第70号 (2017)』日本税務研究センター/日本税務研究センター
『国際課税の基礎知識 10訂版』川田剛/税務経理協会
『クローズアップ保険税務』酒井克彦/財経詳報社
『体系法人税法 33訂版 [2016]』山本守之/税務経理協会
『譲渡所得・山林所得・株式等の譲渡所得等関係租税特別措置法通達逐条解説』一色広己/大蔵財務協会
『Q&A 海外勤務者に係る税務 第3版』川田剛/税務経理協会
『租税回避をめぐる税務リスク対策』入谷淳/清文社
『平成29年度税制改正法律案新旧対照表』第一法規
『事業再生と課税』長戸貴之/東京大学出版会
『空き家譲渡の3,000万円控除の特例早わかり』与良秀雄/大蔵財務協会
『資産・事業承継対策の現状と課題』品川芳宣/大蔵財務協会
『4STEP で身につく入門土地評価の実務』風岡範哉/清文社

地方自治法

『政治倫理条例のすべて』斎藤文男/公人の友社
『地方公務員の〈新〉勤務時間・休日・休暇 第2次改訂版』小川友次/学陽書房

民法

『逐条解説一般社団・財団法人法』熊谷則一/全国公益法人協会
『公益法人・一般法人のQ&A 全訂版』大蔵財務協会
『弁護士が弁護士のために読む債権法改正』東京弁護士会法友会全期会/第一法規
『民法 (債権関係) 部会資料集 第3集 (第3巻)』商事法務/商事法務
『ビジネス契約書式 150例 改訂2版』弁護士法人飛翔法律事務所/経済産業調査会
『説明義務の理論と実際』根田正樹/新日本法規出版
『不法行為法 第5版』吉村良一/有斐閣
『判例による不貞慰謝料請求の実務』中里和伸/弁護士会館ブックセンター出版部LABO
『男性のための離婚の法律相談』本橋美智子/学陽書房
『婚姻費用・養育費等計算事例集 新装版』婚姻費用養育費問題研究会/婚姻費用養育費問題研究会
『成年後見人のための精神医学ハンドブック』五十嵐慎人/日本加除出版
『事例に学ぶ成年後見入門 第2版』大澤美穂子/民事法研究会
『金融実務に役立つ成年後見制度Q&A』笹川豪介/経済法令研究会
『ケース別相続手続添付書類チェックリスト 改訂版』掛川雅仁/新日本法規出版
『建物明渡請求』東京弁護士会法友会全期会/創耕舎
『Q&A 誰も書かなかった! 事業用借地権のすべて 全訂3版』都市問題実務研究会/民事法研究会
『わかりやすい不動産登記の申請手続 4訂版』日本法令不動産登記研究会/日本法令
『不動産登記記録例集』テイハン
『信託の法制度と税制』霞田英人/税務経理協会
『高齢社会における信託制度の理論と実務』新井誠/日本加除出版
『信託法からみた民事信託の実務と信託契約書例』伊庭潔/日本加除出版

『涉外戸籍のための各国法律と要件 全訂新版 4』篠崎哲夫/日本加除出版
『管理組合・理事のためのマンション管理実務必携』マンション維持管理支援専門家ネットワーク/民事法研究会
『マンション法の判例解説』鎌野邦樹/勤草書房
『事業用自動車の事故と責任』藤村和夫/三協法規出版
『自動車保険の解説 2017』自動車保険の解説編集委員会/保険毎日新聞社
『交通事故過失割合の研究』藤村和夫/日本評論社
『交通事故裁定例集 34 (平成27年度)』交通事故紛争処理センター/ぎょうせい
『駐車場事故の法律実務』中込一洋/学陽書房
『交通事故被害者の生活支援 改訂版』日本医療社会福祉協会/晃洋書房

商事法

『会社法 第19版』神田秀樹/弘文堂
『会社法実務問答集 1上』前田雅弘/商事法務
『会社法実務問答集 1下』前田雅弘/商事法務
『会社訴訟・紛争実務の基礎』三宮裕/有斐閣
『企業訴訟総論』森・浜田松本法律事務所/中央経済社
『海外子会社のリスク管理と監査実務』長谷川俊明/中央経済社
『やさしくわかる! すぐできる! 企業の個人情報対策と規程・書式』斎藤義浩/日本法令
『新株主総会実務なるほどQ&A 平成29年版』三菱UFJ信託銀行株式会社/中央経済社
『株主総会のポイント 平成29年版』三井住友信託銀行株式会社/財経詳報社
『事業報告記載事項の分析』三菱UFJ信託銀行株式会社/商事法務
『執行役員制度 第5版』浜辺陽一郎/東洋経済新報社
『会社法決算書作成ハンドブック 2017年版』太田達也/商事法務
『会社法決算の実務 第11版』あずさ監査法人/中央経済社
『会社法決算書の読み方・作り方 第11版』新日本有限責任監査法人/中央経済社
『現代保険法 第2版』岡田豊基/中央経済社
『D&O保険の実務』嶋寺基/商事法務
『持分会社の登記実務 補訂版』青山修/民事法研究会

刑法

『西田典之先生献呈論文集』山口厚/有斐閣
『変動する社会と格闘する判例・法の動き』京藤哲久/信山社
『目的犯の研究序説』伊藤亮吉/成文堂
『矯正職員のための動機づけ面接』青木治/矯正協会
『高齢犯罪者の権利保障と社会復帰』安田恵美/法律文化社
『小児および若年成人における突然死』Byard, Roger W./明石書店
『新共謀罪の恐怖』平岡秀夫/緑風出版
『科学鑑定のエスノグラフィ』鈴木舞/東京大学出版会

司法制度・司法行政

『法科大学院の足跡と今後』埼玉弁護士会
『司法修習ハンドブック [2015]』司法研修所
『司法修習ハンドブック [2016]』司法研修所
『弁護士任官資料集 2015年版』日本弁護士連合会
『弁護士任官等推進センター/日本弁護士連合会』
『一步前へ出る司法』泉徳治/日本評論社
『新生検察官論』加藤康榮/北樹出版

『弁護士研修講座 2016年度』東京弁護士会弁護士研修センター運営委員会/東京弁護士会弁護士研修センター運営委員会
『弁護士研修講座 2017年度前期』東京弁護士会弁護士研修センター運営委員会/東京弁護士会弁護士研修センター運営委員会
『弁護士のためのマーケティングマニュアル 2』船井総合研究所/第一法規
『Q&Aで分かる法律事務職員実践ガイド 改訂版』第二東京弁護士会弁護士業務センター/第一法規
『弁護士懲戒事件議決例集 第19集(平成28年)』日本弁護士連合会懲戒委員会/日本弁護士連合会
『依頼者見舞金』森際康友/ぎょうせい
『証書の作成と文例 新版』日本公証人連合会/立花書房

訴訟手続法

『弁護士の紛争解決力』高世三郎/有斐閣
『民事手続法の現代的課題と理論的解明』山本克己/弘文堂
『ケース演習民事訴訟実務と法的思考』瀬木比呂志/日本評論社
『証拠収集実務マニュアル 第3版』東京弁護士会法友会/ぎょうせい
『証拠収集の現状と民事訴訟の未来』小林秀之/悠々社
『要件事実マニュアル 第5版』岡口基一/ぎょうせい
『民事執行の実務 上』園部厚/新日本法規出版
『民事執行の実務 下』園部厚/新日本法規出版
『グループ民事執行法』斎藤和夫/信山社出版
『あっせん・仲裁センター解決事例集』東京弁護士会紛争解決センター/東京弁護士会紛争解決センター
『破産管財 PRACTICE』破産管財実務研究会/民事法研究会
『事業再生シンポジウム「特定調停による事業再生の多様な展開」』日本弁護士連合会/日本弁護士連合会
『裁判例からみた相続人不存在の場合における特別縁故者への相続財産分与と審判の実務』梶村太市/日本加除出版
『家事事件における保全・執行・履行確保の実務』日本弁護士連合会家事法制委員会/日本加除出版
『高葛藤紛争における子の監護権』渡辺義弘/弘前大学出版会
『会社非訟事件の実務』上田純子/三協法規出版
『企業犯罪と司法取引』朝山道央/金融財政事情研究会
『刑事司法への問い』指宿信/岩波書店
『刑事訴訟法講義 第4版』安富潔/慶應義塾大学出版会
『刑事訴訟法 第2版追補版』三井誠/日本評論社
『「自白」はつくれる』浜田寿美男/ミネルヴァ書房

少年法

『少年法実務講義案 3訂版』司法協会
『非行・犯罪の心理臨床』藤岡淳子/日本評論社
『非行少年のためにならう!』岡田行雄/現代人文社

経済産業法

『インターネット新時代の法律実務Q&A 第3版』田島正広/日本加除出版
『インターネット訴訟』森濱田松本法律事務所/中央経済社
『裁判例から考えるシステム開発紛争の法律実務』難波修一/商事法務

『消費者法判例インデックス』松本恒雄/商事法務
『企業を守るネット炎上対応の実務』清水陽平/学陽書房
『電子契約の教科書』宮内宏/日本法令
『情報法のリーガル・マインド』林紘一郎/勁草書房
『ITビジネスの契約実務』伊藤雅浩/商事法務
『論点解説実務独占禁止法』商事法務
『独禁法審判決の法と経済学』岡田羊祐/東京大学出版会
『入札談合と独占禁止法 平成29年2月改訂版』公正取引協会/公正取引協会
『下請法ガイドブック 平成29年2月改訂版』公正取引協会/公正取引協会
『景品表示法 第5版』大元慎二/商事法務
『中小企業法務のすべて』日本弁護士連合会/商事法務
『会社事業承継の実務と理論』山下真弘/法律文化社
『ヒアリングシートを使った中小企業の法律相談マニュアル』大阪弁護士会/民事法研究会
『3つの視点で会社かわかる「有報」の読み方 最新版』新日本有限責任監査法人/中央経済社
『企業法務の将来展望 2017年度版』神作裕之/資本市場研究会
『企業買収の実務プロセス 第2版』木俣貴光/中央経済社
『株式上場ハンドブック 第6版』有限責任監査法人トーマツ/中央経済社
『証券訴訟』森・浜田松本法律事務所/中央経済社
『コモディティハンドブック 第2版』日本商品先物取引協会/金融財政事情研究会
『Q&A市民のための特定商取引法 改題新版』村千鶴子/中央経済社
『キーワードでわかるリースの法律・会計・税務 第5版』井上雅彦/税務研究会出版局
『クレジットカード用語事典 第4版』末藤高義/民事法研究会
『FinTech法務ガイド』片岡義弘/商事法務
『デリバティブ取引の法務 第5版』福島良治/金融財政事情研究会
『貨幣と通貨の法文化』林康史/国際書院
『金融機関のための不祥事件対策実務必携』甘粕潔/金融財政事情研究会
『プライベート・エクイティ・ファンドの法務』福田匠/中央経済社
『銀行員のためのトラブル相談ハンドブック』稲田博志/新日本法規出版
『資産運用の高度化に向けて』神作裕之/金融財政事情研究会
『逐条解説2016年銀行法、資金決済法等改正』湯山壮一郎/商事法務
『信用金庫・信用組合の監事監査実務』新日本有限責任監査法人/経済法令研究会
『保険業法の読み方 3訂版』錦野裕宗/保険毎日新聞社

知的財産法

『実務家のための知的財産権判例70選 2』弁理士クラブ知的財産実務研究所/発明推進協会
『知的財産法のモルゲンロート』外川英明/中央経済社
『営業秘密防衛Q&A』田中勇気/経団連出版
『初めての人のためのビジネス著作権法』牧野和夫/中央経済社
『知財英語通信文必携』筒井知/経済産業調査会

農事法

『JAバンク法務対策200講』金融財政事情研究会/金融財政事情研究会

『逐条解説農地法 改訂版』高木賢/大成出版社
『鳥獣保護管理法の解説 改訂5版』大成出版社

労働法

『新労働事件実務マニュアル 第4版』東京弁護士会労働法制特別委員会/ぎょうせい
『AI時代の働き方と法』大内伸哉/弘文堂
『雇用政策とキャリア権』諏訪康雄/弘文堂
『労働訴訟』森・浜田松本法律事務所/中央経済社
『雇用社会の危機と労働・社会保障の展望』矢野昌浩/日本評論社
『労働者保護法の基礎と構造』桑村裕美子/有斐閣
『職場のトラブル解決の手引き 改訂版』労働政策研究研修機構/労働政策研究・研修機構
『退職・解雇・雇止め』浅井隆/労務行政
『変化する雇用社会における人事権』第一東京弁護士会労働法制委員会/労働開発研究会
『最低賃金決定要覧 平成29年度版』労働調査会/労働調査会
『産業保健の基礎』石井義博/新日本法規出版
『Q&Aユニオン・合同労組への法的対応の実務』宮崎晃/中央経済社
『チェーンストアの労使関係』本田一成/中央経済社
『春季労使交渉・労使協議の手引き』日本経済団体連合会/経団連出版
『障害者雇用の実務と就労支援』眞保智子/日本法令
『雇用関係助成金申請・手続マニュアル 6訂版』深石圭介/日本法令
『最新労働者派遣法の詳解』第一東京弁護士会労働法制委員会/労務行政
『人材派遣・紹介業 許可申請・設立運営ハンドブック 改訂版』小岩広直/日本法令
『労働者派遣法』鎌田耕一/三省堂
『雇用保険制度の実務解説 改訂第8版』労働新聞社/労働新聞社
『労災発生時対応完全マニュアル』村木宏吉/労働新聞社
『電通事件』北健一/旬報社
『現場の管理職が知っておきたい女性社員の労務管理A to Z』江上千恵子/第一法規
『東京都男女雇用平等参画状況調査結果報告書 平成28年度』東京都産業労働局/東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
『男女雇用機会均等法のポイント』東京都産業労働局/東京都産業労働局雇用就業部労働環境課

社会福祉法

『障害者福祉事業モデル文例・書式集』柳田正明/新日本法規出版
『どうなる!? どうする!? 社会福祉法人の運営とリスク管理』外岡潤/中央経済社
『改正発達障害者支援法の解説』発達障害の支援を考える議員連盟/ぎょうせい
『生活保護ハンドブック』池谷秀登/日本加除出版
『第70回中国地方弁護士大会議事録』中国地方弁護士会連合会/中国地方弁護士会連合会
『シンポジウム司法面接と多機関連携 2016年(平成28年)度』中国地方弁護士会連合会/中国地方弁護士会連合会

医事・薬事法

『新・いのちの法と倫理 改訂版』葛生栄二郎/法律文化社
『医療倫理学の方法 第3版』宮坂道夫/医学書院
『入門・医療倫理 改訂版 1』赤林朝/勁草書房
『薬事ハンドブック』じほう

日本国憲法施行70周年にあたっての会長声明

本年5月3日、国民主権・基本的人権の尊重・恒久平和主義を基本原理とする日本国憲法が施行され、70年を迎える。

日本国憲法は、欽定憲法であった大日本帝国憲法を根本的に転換した国民主権原理に基づく憲法であり、基本的人権を最大限保障し、政府の行為による戦争の惨禍を繰り返さないために徹底した恒久平和主義に立つものである。そして、すべての人々が個人として尊重されるための最高法規として、国家権力を制限し、人権保障をはかるという立憲主義の理念を基盤として成立している。

わが国の政府と市民は、この日本国憲法の下で、70年間、平和で自由な社会を建設してきた。この間、人権保障に向けた取り組みは、プライバシー権などの新しい人権の確認など様々な形で実現してきたものがある一方、貧困と格差の広がり、性の平等や一票の格差の問題など、いまだに人権保障が十分とはいえない分野が存在している。

また、秘密保護法や、集団的自衛権の一部容認等を含む安全保障法制が成立し、立憲主義の危機ともいえる状況が出現している。さらに、これまで三度廃案となっている共謀罪法案が、現在「テロ等準備罪」の名のもとで国会において審議されるなど、結社の自由、表現の自由、ひいては思想信条の自由すら脅かしかねない深刻な事態が進行している。

日本国憲法施行70周年を迎えるにあたり、われわれ弁護士は、改めて弁護士法第1条の基本的人権の尊重と社会正義の実現という使命を深く自覚して、日本国憲法がこれまで果たしてきた役割に思いを致し、個人の尊重と法の支配を中核とする立憲主義を堅持するための努力を尽くす決意を新たにしている。

2017年5月3日

東京弁護士会会長 淵上 玲子